

# 大阪音楽大学 研究紀要

## 第五十八号

論文等要旨 ..... (1)

### 論 文

- コミュニティ・アートとしての音楽  
「世界のしょうない音楽ワークショップ」(2014~2019)の実践より.....井口 淳子 ..... (8)
- 村上春樹短編集『レキシントンの幽霊』の怪異 .....植 朗子 ..... (25)
- 台湾における外国人労働者受入制度の展開  
—受入業務を中心に— .....廖 修雅 ..... (38)

### 研究ノート

- ICTの苦手意識を軽減し、活用への意欲・自信を引き出す指導法  
—本学教職課程でのスマートフォンを使った実践指導を通して— .....園田 葉子 ..... (67)

### 報 告

- アメリカ・テキサス州におけるソロ・リサイタル  
—演奏プログラム、及び演奏にあたっての「柔軟性」に関する考察— .....北野 裕司 ..... (80)
- 2019年度短期海外研修 .....木村 綾子 ..... (86)
- 2018年度「鳥居知行ピアノリサイタル」研究成果報告  
—奏法及び楽曲分析と演奏について— .....鳥居 知行 ..... (100)

---

大阪音楽大学大学院音楽研究科  
修士作品の曲目及び修士作品に関する論文の題目、  
修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目 (2018年度) ..... (106)

2019年度 研究助成報告 ..... (109)



# 論 文 要 旨

## Article Summaries

【論 文】

Articles

### コミュニティ・アートとしての音楽 「世界のしょうない音楽ワークショップ」(2014~2019)の実践より

井口淳子

近年、アーティストが市民と協働創作を行う「コミュニティ・アート Community Art」の実践がさかんに行われている。

美術分野などと同様に、音楽においても、ハイ・アート、クラシック音楽といった鑑賞の対象として存在する芸術ではなく、一般市民が能動的に演奏、創作行為に参加し、その実践プロセス自体に価値を見出すコミュニティ・アートとしての音楽、すなわち「コミュニティ・ミュージック」が少しずつ広まりつつある。

本論では、2014年から始まった豊中市主催の「世界のしょうない音楽ワークショップ」の5年間の実践内容をもとにコミュニティ・ミュージックの可能性と課題を論じる。作曲家とプロの音楽家が一般市民と50名以上のオーケストラを編成し、毎年、新たな創作作品を舞台上で演奏する試みは、世界的にも希有なものである。

キーワード：コミュニティ・アート、コミュニティ・ミュージック、ワークショップ、野村誠、豊中市庄内地区

### Music as Community Art “World Music Workshop at Shonai” (2014-2019)

IGUCHI Junko

In recent years, “community art,” or “art projects,” in which artists collaborate with participants at art festivals and workshops, has been practiced more widely and actively. Today, as with other art fields, the art of music is recognized not only as art that produces an object of appreciation such as fine art and classical music, but art in which people actively participate in performance and creative activities—the process of practice is itself valuable. Such “community music” is gradually spreading thanks to local government funding aimed at an inclusive society.

In this paper, I will discuss the five-year practice of the “World Music Workshop at Shonai,” organized in 2014 by Toyonaka City. Composers, professional orchestra members of Japan Century Symphony Orchestra, and teachers of Osaka College of Music organize over 50 participants and attempt to perform new works by composer-facilitator Nomura Makoto on stage every year, a rare occurrence in the world.

Keywords : Community Art, Community Music, Workshop,  
Nomura Makoto, Shonai (Toyonaka City)

【論文】  
Articles

村上春樹短編集『レキシントンの幽霊』の怪異

植 朗子

本稿は1999年に文春文庫として刊行された、村上春樹の短編集『レキシントンの幽霊』に収録されている7作品の「怪異」について論じたものである。村上春樹によると、「怪異」とは単に恐ろしいもの、恐ろしい出来事といった、メルヒェン的な意味上のものではない。「怪異」は人間の日常において、われわれの意識の奥底から生まれ出でるものだという。この短編集には、幽霊などのメルヒェン的な物語と、災害や戦争、そしていじめなどの社会的な問題に関する内容を含んでいる。

本論文においては、短編集におさめられている7つの短編の「怪異」のモチーフについて明らかにし、村上春樹による短編の配列手法について論じている。人間を取り巻く「恐ろしさ」は、現実と非現実のものとの組み合わせによって構築されており、村上春樹は短編配列によって、その世界観を作り出している。

キーワード：怪異、村上春樹、短編、配列、モチーフ

Uncanniness in Haruki Murakami's Collection of Short Stories,  
“The Ghost of Lexington”

UE Akiko

This paper deals with “the uncanniness” in Haruki Murakami’s collection of seven short stories, “The Ghost of Lexington”, published by Bunshun Library in 1999.

Murakami states that the uncanniness arises from the bottom of human consciousness. The strange stories in this book include fairy-tale-like stories about ghosts and monsters and stories about practical problems including disaster, war and bullying.

This journal article reveals the motive behind each story and describes the arrangement of them (how the stories are organized), as well. The uncanniness surrounding a human being results from a combination of reality and unreality, and this idea is demonstrated to the readers by Murakami’s arrangement of the seven stories.

Keywords : Uncanniness, Haruki Murakami, Short Stories, Arrangement, Motive

【論文】  
Articles

台湾における外国人労働者受入制度の展開  
—受入業務を中心に—

廖 修雅

就業サービス法は、外国人労働者を労働力不足を補うための一時的・補完的な存在と位置付けているが、2019年現在、台湾の外国人労働者の数は71万人を超え、就業人口の6%を超えるに至っている。法律では限定的にしか認められないことになっているにもかかわらず、なぜここまで外国人労働者が増えたのかについては検討の必要がある。結論を先取りすると、労働部が受入業務の拡大に積極的であったということと、法律の規定が労働部の判断による受入業務の追加を可能にする構造になっていたということがその原因として挙げられる。もっとも、外国人労働者の数が多すぎるのではないかということについては、監察院が調査を行い、改善勧告を出しているため、状況が変化する可能性もある。

キーワード：外国人労働者、労働部、就業サービス法、監察院、改善勧告

Assessing the Regulation of Foreign Workers in Taiwan

LIAO Hsiuya

According to the Employment Service Act, Taiwan imports foreign workers by the principles of supplement and limitation on occupations and quantities to solve the problems of labor shortages. However, the rapid rise in the number of foreign workers is over 710,000 in 2019. The reason is the Ministry of Labor reinterpreted its promise of more foreign workers to be imported. Therefore, the Contral Yuan investigated and proposed corrective measures to the Ministry of Labor.

Keywords : foreign worker, the Ministry of Labor, the Employment Service Act,  
he Contral Yuan, corrective measures

【研究ノート】

Notes

ICT の苦手意識を軽減し、活用への意欲・自信を引き出す指導法  
－ 本学教職課程でのスマートフォンを使った実践指導を通して －

園田葉子

新学習指導要領では、ICT 機器のより効果的な活用を図ることが配慮事項として示されている。教職課程の役割として、学生の ICT 活用の力量を高めるための実践的指導を行うことが求められている。一方で、本学教職課程の学生の实態として、ICT 機器の操作や活用に対する苦手意識のある者が多数見受けられる。

この稿では、学生の ICT 機器への苦手意識を軽減し、活用への意欲・自信を引き出すために筆者が取り組んできた、学生各々が所有するスマートフォンを活用した実践指導「プレゼン教材の作成と発表、模擬授業」について報告する。

学生が制作したプレゼン教材や授業後のアンケート結果から、スマホの活用は学生にとって敷居の低い ICT 活用であり、その指導の有効性が示された。

キーワード：教職課程 ICT 活用 スマートフォン プレゼン教材 模擬授業

Reducing Students' Feelings of Inadequacy and Increasing Their Confidence and Motivation by Using ICT Equipment with Their Personal Smartphones During Practical Instruction at Teacher Training Courses

SONODA Yoko

The new national curriculum guidelines give weight to planning for more effective Information and Communications Technology (ICT) application. As part of the teacher-training course, there is a need for hands-on guidance to increase the students' ability to use ICT. However, looking at our students of teacher-training courses, one sees that a large number of students are unskilled in the operation and practical application of ICT equipment.

In this study, we tackle the issue of reducing students' feelings of inadequacy and increasing their confidence and motivation in using ICT equipment, and report on using the students' own smartphones for practical instruction to "create and publish teaching presentations and mock lessons."

Using survey results for the teaching presentations created by students and mock lessons, we show the effectiveness of instruction using smartphones as low-threshold ICT use for students.

Keywords : Teacher-training course, ICT application, smartphone, teaching presentations, mock lesson

【報告】  
Report

アメリカ・テキサス州におけるソロ・リサイタル  
— 演奏プログラム、及び演奏にあたっての「柔軟性」に関する考察 —

北野裕司

2019年1月、アメリカ合衆国テキサス州のショパン協会より招聘を受け、同州南部のコーパス・クリスティ及びハーリンゲンにおいてソロ・リサイタルを開催した。その経緯を記すとともに、リサイタルで取り上げたベートーヴェン、ショパン、スクリャービンの作品についての考察を行った。更に私が自身の演奏及び大学での学生指導において重要視している「良い音、ひびき」「柔軟性」に関して、実際の演奏にあたりどのように取り入れていったのかについても言及している。

キーワード：ソロ・リサイタル、柔軟性、ベートーヴェン、ショパン、スクリャービン

Solo Recitals in Texas, USA  
- Explanation of Performance Program, and Philosophy of "Flexibility" in  
Performance -

KITANO Yuji

In January 2019, with support of the Chopin Society of Texas, I performed solo recitals in the cities of Corpus Christi and Harlingen, in the south of Texas, USA. In the following essay, I have described the concerts, how I considered the works of Beethoven, Chopin, and Scriabin that were performed in the recitals, and I also mention how I have incorporated “good sound” and “flexibility”. Both of which I emphasize in my performance, and in teaching students at the College.

Keywords: solo recitals, flexibility, Beethoven, Chopin, Scriabin

【報 告】  
Report

2019 年度短期海外研修

木村綾子

教員になるとレッスンを受ける機会は殆どなく受けようとも思わないものだ。しかしこの度 2019 年 10 月にピアノ協奏曲やピアノソロリサイタルが 10 日間隔で行うこととなり、新しく学び始めた曲が殆どだった為十分に研究時間を費やしたが、進捗が見られず悩んだ。その時、恩師であり現在も機会がある毎にレッスンを受講しているアルニム教授が行っているザルツブルグ講習会へ海外短期研修助成金を受けて渡航した。また同時に開催されていたアレクサンダーテクニック講座も受講した。そこで得た知識や技術により、演奏に対する認識が変わり、帰国後驚くほどの成果を感じた。また同時にライブツィヒなど授業内で教えている街を実際に訪問する事により、授業に役立つ沢山の経験や知識を得る事ができ、資料も数多く収集できた。この報告書ではその詳細を記載した。

キーワード：ザルツブルグ夏期講習会、アレクサンダーテクニック、ライブツィヒ、  
メンデルスゾーン、バッハ

Beihilfe für den kurzaufenthalt im Ausland 2019

KIMURA Ayako

Es gibt nur wenige Möglichkeiten, einen Unterricht zu bekommen, wenn man Professor geworden ist. Dieses Jahr habe ich im Oktober 2019 Klavierkonzerte und Klavier-Solokonzerte, bereits in 10 Tagen, und weil es viele neue Stücke für mich gab, habe ich früh genug angefangen und habe mich sehr lange vorbereitet. Trotzdem konnte ich keine Fortschritte sehen. Deswegen habe ich mich für eine Beihilfe für den kurzaufenthalt im Ausland für eine Sommerakademie in Salzburg beworben, wo mein ehemaliger Professor unterrichtet. Ich habe dort gleichzeitig an einer Alexander-Technik-Klasse teilgenommen. Nachdem ich nach Japan zurückgekommen war, habe ich gemerkt, dass es alles, was ich dort gelernt hatte, auf mich sehr stark wirkt und meine Technik und meine Erkenntnisse deutlich verändert und verbessert hat. Außerdem habe ich Leipzig und andere Städte besucht, und konnte Wissen, nützliche Erfahrungen und Materialien sammeln, die ich in meiner Vorlesung brauche. Diese sind in meinem Forschungsbericht beschrieben worden.

Stichwort: Sommerakademie Salzburg, Alexander Technik, Leipzig, Mendelssohn, Bach



【報告】  
Report

2018年度「鳥居知行ピアノリサイタル」研究成果報告  
—奏法及び楽曲分析と演奏について—

鳥居知行

本稿は、2018年度大阪音楽大学研究助成公演「鳥居知行ピアノリサイタル」の研究成果についての報告である。具体的には、技術的、解釈的側面に焦点を当ててピアノ演奏について論じる。

第一に、音楽的な演奏を実現する為の合理的なピアノ奏法について考察する。ピアノの奏法に関しては実に様々な考え方があるが、目指す頂点は皆同じであり、それは音楽的な表現力のある演奏である。今回のリサイタルの準備をはじめ、長年の研究と指導を通して至った奏法に関する筆者の一見解を紹介する。

第二に、楽曲分析と演奏との関連性について考察する。言うまでもなく、演奏の準備に際して楽曲を分析することは極めて重要なことである。しかしながら、分析しただけではそれを実際の演奏に生かすことはできない。本稿において、分析を演奏に活かす為の具体的な方法を、ベートーヴェンの第3番ソナタの第1楽章を例に挙げて提示する。

キーワード: ピアノ奏法、タッチコントロール、楽曲分析、演奏解釈、ソナタ

A Report of Achievement Through Studying for "Tomoyuki Torii  
Piano Recital 2018":  
On Playing Method and Musical Analysis in Relation to Performance

TORII Tomoyuki

This paper reports on the research outcome from preparing for "Tomoyuki Torii Piano Recital 2018" that was funded by an Osaka College of Music research grant. Specifically, the paper discusses piano performance focusing on technical and interpretive aspects.

First, the paper discusses an efficient and effective playing method for the piano that produces musical performance. Though there exist diverse perspectives for piano playing methods, they share the same goal: to produce musical and expressive performance. The author's personal view toward method constructed through the preparation for the recital as well as long-term research and teaching is presented.

Second, the relationship between musical analysis and performance is discussed. Needless to say, it is essential to analyze music in preparing for a performance. However, not every pianist can apply the analysis to actual performance. This paper illustrates a concrete example of application of analysis by using the first movement of Beethoven's third piano sonata.

Keywords: playing method for piano, touch control, musical analysis,  
interpreting performance, sonata

## 【論 文】

# コミュニティ・アートとしての音楽 「世界のしょうない音楽ワークショップ」(2014～2019)の実践より

井口淳子

## 序 コミュニティ・アートとしての「コミュニティ・ミュージック」

当論文は2014年から始まり今なお継続中の「音楽ワークショップ」の実践をめぐり、コミュニティ・アートとしての音楽活動が新たに切り拓こうとする音楽の可能性とその実践がはらむ問題について論じるものである。

本論に入る前に、コミュニティ・アートという語について説明、整理しておく。

近年、日本国内では美術、ダンス、音楽、演劇などの多種多様な分野でアーティストがアート・フェスティバルやワークショップなどで市民と協働創作を行う「コミュニティ・アート」がさかんに行われている。その最大の特徴は、アートを一部の専門家による閉ざされたものとしてではなく、広く一般市民に開放し、ともに創作活動を行う点であり、アートを通じて社会をよりよいものに変えていこうとする社会的意義を有する点であろう。近年、都市部のみならず、地方の特色ある芸術祭、アート・フェスティバルの増加にともない、その中で開催される市民参加型ワークショップも広がり浸透をみせている。

そもそも「コミュニティ・アート Community Art」という語は1960年代後半、英・米国ほかにおいて社会が抱える貧困、教育問題などを解決するためにアートを活用しようとする政策から生まれたとされる。この語は、欧米においてはコミュニティが抱える貧困、健康、犯罪や教育格差など社会問題を解決しようとする政治的目的から生まれ、文化、福祉政策とともに広がった概念である(増山 2001、稲田 2019)。しかし日本国内でこの語が広まったのは、文化や福祉の政策からではなく現代アートとの結びつきにおいてである。この語は1990年代以降、日本全国に広がりを見せる大小のアート・フェスティバルやアーティスト・レジデンスといった場において市民参加型の現代アートの実践とともに広まっていた。したがって、「アート・プロジェクト(共想的芸術活動)」という語に置きかえるのが日本のコミュニティ・アートの特徴である。アート・プロジェクトが「これまでの日本の文化行政に対するアンチテーゼであるように感じられる」(熊倉 2014)とあるように欧米の政策主導型とは大きく異なる経緯をたどり広がってきたことは興味深い現象である。そしてコミュニティ・アートに関わる音楽家の数が美術家やダンサーに比べて多いとは言えないものの、音楽やサウンドを含む複合領域的なコミュニティ・アートは数多く存在している。

今日、美術分野などと同様に、音楽においても、ハイ・アート、クラシック音楽といった

鑑賞の対象として存在する芸術、すなわち、あらかじめ評価が定まった芸術音楽ではなく、一般市民が能動的に演奏、創作行為に参加し、その実践プロセス自体に価値を見出す「コミュニティ・アート（音楽）」が少しずつ広まりつつある。つまり従来型の音楽芸術が作曲家とパフォーマー、作品を中心にすえ、聴衆は鑑賞者として音楽それ自体に関わることができない「鑑賞型芸術」であるのに対し、コミュニティ・アートとは既存の作品に依拠せず、参加者全員が作曲家、パフォーマーとして創り演奏する「参加型芸術」として捉えうる。民族音楽学者、トゥリノにならえば、提示型音楽（**presentational music**）と参加型音楽（**participatory music**）という分類となる（トゥリノ 2015）。さらには、中村美亜のように、結果としての作品よりもプロセス、体験を重視する捉え方、すなわちモノ（評価の定まった芸術作品）としてのアートではなく、コト（芸術活動のプロセス、体験）としてのアートと捉える考え方も可能である（中村 2013）。そこでは参加者に特別な資格、条件を課さず、演奏経験や読譜能力を不問とするのが前提となっている。ただし、そのような実践が増えているのに比して、コミュニティ・アート（音楽）を指し示す用語として「コミュニティ・ミュージック」という呼称が日本国内で定着しているわけではない。管見ではコミュニティ・ミュージックというジャンル名や専門分野名を使用しているアーティストは日本国内にはほとんどいない<sup>(1)</sup>。

一方、ダンスについては「コミュニティ・ダンス」という呼称がすでに 20 年前より使用され、定義がさほど厳密ではないにしろ、すでに広く認知されている（稲田 2019）。その意味としては、コミュニティ・アートの一分野として、特別なダンスの訓練を受けていない一般市民、および障害をもつ人や高齢者などが参加する社会包摂的ダンス活動を指す。ダンスをミュージックと置きかえるなら「コミュニティ・ミュージック」という呼称も成り立つはずであるが、ダンスのようにはこの呼称は広がってはいない。その理由として考えられるのは、英国においてコミュニティ・ダンスが福祉、教育、医療などの政策と強く結びつき国民的運動といえるレベルまで広がりをもち、その影響から世界各国でもコミュニティ・ダンスが急速に広がっていった状況があげられよう。また、英語圏で **Community Music** という語が地域の学校、教会やサークル等での音楽活動を指す用語として既に一般的に使われていることもこの語がコミュニティ・アートの文脈に特化して使用されにくい理由であろう。

たしかに、この呼称を「コミュニティの音楽」と文字通りの意味で捉えるのなら、当然のことながら地域の合唱活動、ブラスバンド、各種音楽同好会活動も含まれることになる。しかし、本稿では他に適切な呼称がないことから、「コミュニティ・アートのなかの音楽分野、すなわちアーティストが参加者ととともに創造、演奏する音楽」という意味でこの語「コミュニティ・ミュージック」を使用する。

さて、コミュニティ・ミュージックの特徴を抽出するために、芸術音楽（クラシック音楽）と比較するなら、関わる人々（音楽の担い手）、創り出される作品やその呈示方法が大きく異なることに気づく。さらに民俗音楽を加えて三者を比較対照するなら、表 1 のようになる。ただし、この表はあくまでも 3 つのカテゴリーの比較対照が目的であるため、「あり」

と「なし」のほかには存在する例外については対照表にはもりこんでいない。あくまでも「傾向」を把握するための表である。

表1 芸術音楽とコミュニティ・ミュージック、民俗音楽の対照表  
(一般的な傾向を比較しており例外は存在する)

	芸術音楽	コミュニティ・ミュージック	民俗音楽
既存の作品	あり	なし	あり
担い手	作曲家、演奏家	ファシリテーターと参加者	参加者
専門的能力	あり	なし	なし
楽譜	あり	なし	なし
演奏の場	舞台（客席をもつ）	多様な空間	特定の場所
演奏の機会	演奏会	多様な機会	特定の機会

このように芸術音楽、民俗音楽と対照してみるなら、コミュニティ・ミュージックは既存の作品をもたない点、既存の作品がなくても成立する点が最大の特徴でありつつも、民俗音楽と多くの共通点をもつことに気づく。民俗音楽、たとえば確固とした伝承がみとめられるコミュニティ（今日でも地方や離島、山村などに見いだせる）の民謡や盆踊りなどと比較するなら、参加者に専門能力などの条件を課さない点や、個人ではなく集団による創作（伝承）、鑑賞ではなく参加型であるなど重なる点が多い。しかし決定的に異なる点は、民俗音楽が長い時間をかけて伝承されてきた既存の音楽を次世代に継承していく側面を強くもつものに対して、コミュニティ・ミュージックはアーティストが関わる創造的活動であり、そこに集った参加者によってその場、その時間において新たな表現や作品を創り出す点である。民俗音楽では個人の創造性の発露よりも、受け継いだ音楽をできるだけ改変することなく伝承する態度がもとめられることが圧倒的に多いため、参加者は創意工夫よりも、できるだけ改変せずに既存の音楽を再現させる側面がつよいといえる。

芸術音楽、民俗音楽と比較することによって浮かびあがるコミュニティ・ミュージックの特徴は次の点であろう。

- 1 既存の作品にもとづく音楽実践ではない（伝承、再現よりも創造を志向）
- 2 ファシリテーター（アーティスト）が存在する

3 参加者に専門能力などの参加条件をもうけない（運営上の理由から制限がつけられる場合はある）

4 全ての参加者（集団）によって演奏、創作がなされる

さらに、もう一つ「公的資金や助成金によって成り立つ」という特徴がある。これは芸術音楽や民俗音楽も程度の差こそあれ、公的資金が投入されていることが一般的であり表にはあげなかったが、コミュニティ・ミュージックにおいてはチケットを販売することはほぼなく、参加者が参加費を支払うとしてもそれで運営費がまかなえることはなく、公的資金や助成金が不可欠であるといえよう。

表1には例外も存在する。コミュニティ・ミュージックにおいて、場合によっては参加者を子どもや高齢者に限定する、楽譜を用いる、コンサートホールでの演奏など特定の条件を付けたものも実施されうる。しかし、基本的には、ある場所に集った人びとすべてが参加できる音楽行為、創作行為であると定義することが可能である。

この、「すべての人びとに開かれている」という前提は、「社会包摂」や「多文化共生」の考え方と結びつき、社会的少数者や弱者に対する施策を模索する地方自治体などの文化行政と方向性を一にしている<sup>(2)</sup>。本稿で具体事例としてとりあげる音楽ワークショップも地域活性化や地域の社会問題に取り組む豊中市の予算を受けて開始された。その後、豊中市は文化庁による平成27年度の「文化創造都市」に選ばれており、選定理由のなかに、当該ワークショップおよびその成果発表を行う音楽祭が明記されている<sup>(3)</sup>。また、文化庁と九州大学が2019年に刊行した『はじめての“社会包摂×文化芸術”ハンドブック』（文化庁×九州大学共同研究チーム 2019）において全国から選ばれた取り組み9事例の中にも当該ワークショップが選定されている。つまり、このワークショップは地方自治体が推進すべき文化政策＝共生社会実現にそった音楽実践として始まり、文化庁など外部から一定の評価を受け、そういった外部の評価によっても継続が後押しされているとみてとれる。

## 1 「世界のしょうない音楽ワークショップ」（2014～2019）5年間の実践

本稿では、コミュニティ・ミュージックの実践例として、筆者が自らもコーディネーターとして参与観察を行った「世界のしょうない音楽ワークショップ」（豊中市主催、2014年より毎年冬季に開催）の5年間をとりあげる。このワークショップはいくつの特徴を有している。まず、第一に「プロの演奏家が一般市民とともに参加する」点である。具体的には豊中市内に本拠地をもつ日本センチュリー交響楽団<sup>(4)</sup>の楽団員4名～7名、および豊中市庄内にキャンパスを有する大阪音楽大学教員および卒業生などの演奏家10名前後が参加している。第二にファシリテーターである作曲家、野村誠氏<sup>(5)</sup>がワークショップのなかで素材を得、創作した作品を最終的にステージで演奏する点である。第三の特徴として西洋楽器のみ

らならず、邦楽器、民族楽器が多数用いられる点である。邦楽器や民族楽器を西洋楽器と同数、あるいはそれ以上に用い、50名以上が演奏する和洋折衷、かつ民族楽器も擁する編成は国内外でもほとんど例がないといえよう。

次に、このワークショップの5年間の変遷を簡潔にまとめておきたい。

まず始まりは、2014年12月に、日本センチュリー交響楽団による「コミュニティ・プログラム」の一つとしてワークショップが始動したことである。それに先だち、同年4月には同楽団のコミュニティ・プログラム第一弾として「The Work Music Project」というプロジェクトがすでに立ち上げられていた。この「The Work」とは就活中の若者とオーケストラ団員がオーケストラのコミュニティ・プログラム・ディレクターの野村誠氏のもとでワークショップを重ね、最終的に一つの作品を創り出すことを目指すプログラムであった。その経験からもう一つの新たなコミュニティ・プログラムとして実施されたのが豊中市南部の庄内地区を舞台にしたワークショップであった。なぜ、庄内が選ばれたのかについては、庄内を拠点に豊中市と協働として地域（豊中市南部）の社会問題解決にむけて活発に活動している市民協働事業「しょうないREK」<sup>⑥</sup>の存在があった。市と楽団、しょうないREKの三者の協力のもとでワークショップが実施されることになった。

初年度は会場を駅前の民間小ホールとし、ワークショップの名称は「哲学カフェオーケストラ庄内」とされた。というのも、ワークショップ2時間の毎回冒頭の30分は「哲学カフェ」と称し、哲学者である西川勝氏による参加者全員の談論の場とされたからである。集まった市民は20名足らずであり、各人がフルートや三線など自前の楽器を持参するなか、オーケストラ団員4名とアマチュア市民20名前後が毎年6回のワークショップと最終回として本番ステージを経験するという内容であった。初年度は文字通り哲学カフェでの語りを通じた交流と、音楽ワークショップが相半ばする内容であった。

次年度（2015年～16年）には、会場が大阪音楽大学内の大教室に移り、それにともない音大教員および学生、卒業生が参加することになった。会場の教室には邦楽器（箏、三味線、尺八）が多数配置され、邦楽専攻講師や演奏員、卒業生が初心者への指導を行った。参加者も前年度の倍以上、50余名となり、名称は「世界の庄内音楽創作ワークショップ」と定まった。

3年目（2016年～17年）には邦楽に加えて、シタール、ガムラン奏者（本学講師）の参加を得、西洋楽器、邦楽器、民族楽器と主なものだけで11種類の楽器をそろえた「世界音楽のオーケストラ」50名編成のかたちが整った。

4年目の2017年～18年には50名の定員を大幅にこえる参加申し込みがあった。楽器は前年度に加え、ヴィオラ・ダ・ガンバ奏者（本学講師）の参加を得たことで楽器も配置された。前年度からのリピーターも増え、子どもが占める割合も4分の1以上と最高比率となった。この年の作品披露のための最終ステージは、それまでの民間ホールから、2017年に落成オープンした豊中市立文化芸術センター大ホールに移り、約560名の聴衆を集めた（整理券が必要だが入場料は無料）。地歌《越後獅子》をベースにおよそ30分の大曲《越後獅子

《コンチェルト》が63名によって演奏された。プロ奏者(楽団員5名、音大教員9名)のみが楽譜を用い、市民は楽譜を一切見ない、という方法がはじめてとられた。

そして5年目は、楽団が定期演奏会でとりあげたブリテンの《青少年のための管弦楽入門》から素材を得て、ワークショップが展開され、バリのガムラン、インドのシタール、ヴィオラ・ダ・ガンバ、邦楽の尺八、三味線、箏などそれぞれの楽器と歌唱法をとりこんだ野村誠作品《青少年のためのバリバリ管弦楽入門》が初演された。4年目に比べると一段と子どもの参加者数が増えたこと、楽譜はプロのみならず、一般参加者にも配布され、短時間で作品を仕上げるのが可能になった。

このように概観してみると、5年間のなかで楽器の種類や演奏家の数が次第に増え、市民参加者数も増すなかで、本番ステージで披露される野村作品も、しだいに西洋楽器、民族楽器、邦楽器が並ぶ編成の大きな長大なものになっていったことがみてとれる。

写真1 ワークショップの様子 2019年1月30日 大阪音楽大学教室



写真2 《青少年のためのバリバリ管弦楽入門》世界初演 2019年2月10日(豊中市立ローズ文化ホール)



## 2 ファシリテーター、アーティストの役割

コミュニティ・ミュージックの実践の場において、ファシリテーター、アーティストが果たす役割は限りなく大きい。ワークショップの開始時とは、例えるならば、まだ何も描かれていないキャンバスのようなものである。そこに集まったさまざまな色の絵筆を用いてどのような絵を描くのか、多様な参加者と決められた時間のなかで、どのような音楽を生み出すのかはファシリテーターに委ねられる部分が多い。むしろ、ファシリテーターと参加者の相互作用のなかで音楽が生まれていくのだが、それを最終的に作品として呈示する場合は、ファシリテーター＝アーティストが出発点から最終ゴール地点まで導くことになる。

当該ワークショップにおいては作曲家、野村誠氏がその役割を果たしている。

野村氏はコミュニティ・アート（ミュージック）の領域において国内で最も精力的に活動を展開する音楽家（作曲家、ピアニスト、鍵盤ハーモニカ奏者）の一人である。1994年、英国の作曲家、音楽教育者、ジョン・ペインター(John Paynter, 1931-2010)に師事し、教育現場での即興的創作の経験を積んだ氏は帰国後、その経験を生かした共同創作や即興的作曲法を展開していった。日本センチュリー交響楽団のマネージャーである柿塚拓真氏が英国でオーケストラがコミュニティ・プログラムを展開していることにヒントを得て、コミュニティ・プログラムを展開しようとした際にディレクター着任を要請された（2014年）のが、野村氏とオーケストラとの出会いとなった。

野村氏は数多くの国内、海外でのワークショップを手がけている。近年の主な活動をあげるなら、

「JACSHA 土俵祭り」

JACSHA（ジャクシャ：日本相撲聞芸術作曲家協会）による町中（さいたまトリエンナーレ）での路上音楽劇

「野村誠千住だじゃれ音楽祭」

東京、千住で2014年から始まり、2020年には1010人が集う音楽祭を予定

香港・愛不同藝術（i-dArt）とのアート・プロジェクト

障害をもつ入院患者が入院施設のなかでアート活動をおこなうプログラムにおけるアート・プログラム実践（2018年）と香港からメンバーを招き共演を実現した2019年の音楽×ダンス公演「問題行動ショー」

その他、国内各地の美術館、ホールなどでのワークショップ多数

野村氏にとってワークショップとは、「いつでも、どこでも、だれ（どんなジャンルの音楽家や市民）とでも」実施可能である。与えられた場所、時間、対象者に応じて臨機応変に対応できるのが氏の特徴である。そこにペットボトルがあれば、たちまちワークショップが始まる。ペットボトルがなければ、手拍子と声で、といった具合である。彼自身、ピアノ、鍵盤ハーモニカ、ガムラン、瓦、音具の奏者であり、いかなる条件下であってもそこに音楽



は生まれる、という姿勢は一貫している。

野村氏は自身の創作を英国の作曲家ヒュー・ナンキヴェル<sup>7)</sup>と比較して次のように説明している（2017年日本音楽学会第68回大会での講演より）。

Hugh Nankivell (英国) ⇒Composition=Invention+Arrangement

野村誠 ⇒Composition=Invention+Arrangement+Notation

創造=ワークショップ+ポスト・ワークショップ

つまり、ワークショップのプロセスのなかで（みなで）発見を、ポスト・ワークショップではワークショップで得たものを作品という成果に（作曲家が）つくりあげる、と二つの営みを区分しまとめることが創造だ、という作曲論である。ヒュー氏の場合、楽譜を残さず、野村氏は楽譜という形で記録することで創造のプロセスは完了する。（井口 2017 : 203）

当該ワークショップにこの作曲論をあてはめるなら、次のような流れとなる。2017年、ワークショップに参加した邦楽演奏家が地歌《越後獅子》（峯崎勾当作曲）を演奏し、オーケストラ団員が定期演奏会の作品の一部を演奏した。また参加者からは毎回さまざまなリズムやメロディーが繰り出された。それらを素材として生かしつつ、作品構想が練られた。例えば、《越後獅子》には当然、和声は存在しない。あるのは旋律とリズムである。歌の旋律に新たに和声がつけられ、リズムはアレンジされる。参加者全員が越後獅子を共有できるように各楽器パートに旋律やリズム、歌詞が配される。30分にわたる《越後獅子コンチェルト》は元の越後獅子の歌詞、旋律、リズムを取り込みつつも、五線譜に書かれた作品として呈示された（画像1）。

画像 1 《越後獅子コンチェルト》第3楽章冒頭部分(作曲者、野村誠氏より提供)

越後獅子コンチェルト(第3、4楽章)  
Echigojishi Concerto  
3rd and 4th movemnet

作曲 野村誠  
composed by NOMURA Makoto

♩ = ca.80  
accel.

ワークショップ  
Clarinet in Bb  
Trombone  
Voice  
Shamisen  
gamelan  
Piano  
Violin 1  
Violin 2  
Viola da gamba  
Double Bass

♩ = ca.80

14

♩ = ca.160

♩ = ca.160

もし、ワークショップのファシリテーターが作曲家ではなく、最終的に作品を創作しないのであれば、おのずとワークショップの方向性や内容は全く違ったものになったであろう。毎年、全6回の流れのなかで、前半は自由に楽器にふれる、自由に音を出すことに重きが置かれるが、作品（楽譜）が呈示されパート譜が配布されると、ワークショップはにわかには様変わりする。プロの奏者と市民参加者では配布される楽譜も難易度も異なるものの、それぞれに真剣に限られた練習のなかで演奏をまっとうしようとする。さらに邦楽奏者は邦楽を演奏する際の半音の幅を西洋音楽よりも大きくとるなど細かな調整が必要となる（4年目には市民は楽譜なし、という方針になったが、楽譜を見ないことは参加者にさらなる集中力と記憶力を要求する結果となった）。

### 3 ワークショップによって参加者はどう変化したのか

過去5年間に、ワークショップへの市民参加者の人数は当初の20名足らずから50名へと増加した。主催者側のアンケートによるなら、ワークショップおよび最終ステージについての満足度は非常に高いとみてとれる。冬季、しかも夜間の開催にもかかわらず、途中離脱者がほとんどいないことや、リピーターや子ども達の参加が年々増加するなど、ワークショップは順調に継続されているようにみえる。終了後のアンケートにおいても「来年も参加したい」、「プロの演奏家と共演できる得がたい経験」「ゼロから作品が生まれるプロセスに感動」といった感想が毎年、多く寄せられる。ただし、このようなワークショップを可能にしている諸条件を満たすことは容易ではない。バラエティに富んだ楽器群やそれを指導できるプロの演奏家を集めること、ワークショップ、本番ステージを支える多数のボランティアといった諸条件がそろっていること、とりわけ、主催者である市の文化予算によって運営されている以上、予算がなければ成り立たないことはいままでもない。

では、仮にそういった条件が整えば、ワークショップは実施できるのであろうか。単年度、単発的なワークショップと異なり数年にわたる継続的ワークショップの場合、その内容の充実や生み出される作品の質が継続の鍵となることはいままでもない。当該ワークショップにはオーケストラ団員と音楽大学教員が参加しているが、もしワークショップがプロとしての音楽活動にとってプラスにならないのであれば、この種の活動に参加するモチベーションを保つことはできないであろう。ワークショップで作曲家や異分野の音楽、音楽家、そして一般市民と混じり合い、互いに刺激を与えあうことにより、音楽観が広がり、日常の演奏活動にプラスの影響がもたらされるからこそ積極的に関わり続けているとみてとれる。

では、具体的にプロの音楽家たちはこの5年間のワークショップによってどのように変化していったのだろうか。あるオーケストラ団員を例にとってみていきたい。

初年度から参加していたヴィオラ奏者のMさんは、50代半ばのベテラン楽団員である。初年度より、Mさんは周囲の参加者によく目配りしていること、また自身の意見や不明な

点をみなの前ではっきりと発言するといった点が印象的であった。Mさんは楽団の他のプロジェクト、「The Work」には常にメンバーとして参加し、2017年は「お茶の間オーケストラ」高齢者プログラムのメンバーでもあった。楽団にコミュニティ・プログラムが登場した2014年以来、Mさんは多いときには年間14、5回のワークショップを野村氏とともに経験したことになる。ただし、日常的に行う楽団員としての仕事とワークショップでは全く異なる能力が要求されることはいままでのない。楽団では演奏会で入れ替わる指揮者ごとにその指示に合わせることも求められる。一方ワークショップでは瞬間瞬間に自分の判断で音を選び、ゼロから音楽を創り上げていく。当初は戸惑いが大きかったであろうが、今では、どちらも楽しみ、さらなる挑戦に向き合っているように見える。ワークショップについてMさんはこう述べている。「オーケストラのメンバーとして求められる能力に、周囲とのアンサンブル能力がある。どのような条件のもとでも瞬時に自分自身が判断し、最上の演奏を行うこと、これはワークショップの中で鍛えられ、磨かれる能力でもある。ワークショップを重ねるうちに自分に欠けていた能力に気づいたことは大きな収穫であった。そして自分自身がファシリテーターになったときには参加者とともに心を動かす音楽を作り出すというさらなる目標も追求したい」(2019年9月6日の発言)。もう一つのMさんの挑戦が、邦楽演奏家との共演である。Mさんはワークショップのなかではじめて邦楽演奏家(地歌箏曲)と出会い、合奏の機会を得たい、と希望を抱き続けていた。その希望はかない、Mさんは2018年にソリストとしてヴィオラと十七絃箏の《春の海》演奏に挑戦することとなった。もし、ワークショップの経験がなければ、Mさんにとって邦楽は依然として縁のない音楽であったであろう。ワークショップは出会う機会が少ない音楽どうしを結びつける場となった。

楽団員のなかにはワークショップにそもそも全く関心を示さない団員も存在する。確かに、毎年少しずつ入れ替えはあるものの、おおむね固定したメンバーがワークショップに参加している(参加募集は楽団内で告知され、希望者が申し出る方法をとっている。楽団員の中でコミュニティ・プログラムの経験者は増えてはいるが、のべ10数名である)。オーケストラとは指揮者を頂点とする確固たるヒエラルキーによって支えられている集団である。指揮者や首席奏者、第一、第二、パート毎の席順と、すべてに順位がつけられている。そうした楽団に比して、ワークショップは非ヒエラルキーのコミュニティである。そこに順位はなく、排除される人もいない。高齢者や障害をもつメンバーも他のメンバー同様に尊重される。ワークショップを経験した楽団員が継続参加を希望するのは、日常の厳しいヒエラルキーから解放され、個としての自分を取り戻す場となっている点も大きいのではないかと考える。

たとえば、楽団員たちは、ワークショップ体験について、筆者に対して次のように述べている。

「演奏時に舞台から客席の一人一人のお客様の反応が以前よりもよくみえるようになった(視界が広がった)」

「クラシック音楽もすばらしいが、野村さんの音楽も別の意味ですばらしい」

「芸術とそうでない音楽という区別ではなく、心を揺り動かす音楽とそうでない音楽がある」

「指揮者の指示に従うのではなく、自分で音楽をつくるのは難しいがやりがいがある」

「参加者が一回ごとに大きく変化していく、子どもの変化、大人の変化、それぞれに驚き、感動する」

毎年、楽団員がファシリテーターを担当する回が一回設定されている。そこでは野村氏は口出しを一切せず楽団員に内容、進行をゆだねている。初年度から毎年、観察を続けていると、ワークショップに受け身で参加していた段階から、主体的に参加する、さらには、ファシリテーターとしての役割を余裕をもって楽しみながらつとめる、というメンバーたちの変化がはっきりとみてとれる。

2年目から参加が始まった本学の講師についても、楽団員と同様の変化がみてとれる。それぞれの専門ジャンルでは得られない種類の驚きや刺激、そして異種の音楽が出会い、新たな作品が生まれる現場、楽器初心者が生み出す予想外の表現など、それらの魅力にひきつけられ、毎年の参加を快く引き受けている。さらにはワークショップを契機として音楽家どうしの緊密な連携関係ができつつある。2018年にはヴァイオリンとガムランのための新作《ルー・ハリソンへのオマージュ：ヴァイオリンとバリガムランのための四重奏》が野村誠氏によって提供され音楽祭で初演される、あるいは邦楽と民族楽器による作品が次々とシタール奏者、田中峰彦氏によって提供されるなど異種楽器の組み合わせが生まれている。

2018年12月にはワークショップの海外開催も実現した<sup>8)</sup>。(写真3)。中国寧波市寧波大学でのワークショップは言語や習慣の壁を越え実施され、全3回のワークショップで民謡《茉莉花》にもとづく新たな作品演奏が舞台でこども達と大学生およそ70名によって演奏された(写真X)。ワークショップはその期間だけの活動ではなく、そこから新たな活動が生まれる母胎となっていることがわかる。

写真3 2018年12月 寧波大学でのワークショップ(初回、大学生とこども達60名余りが集まった)



#### 4 むすびにかえて — 優先されるのはコミュニティか音楽か？

筆者は2014年から5年間にわたり、計36回のワークショップ（リハーサルと本番ステージを含む）に参加したことになる。5年間の参与観察の中で、常に考え続けた問題についてふれておきたい。

コミュニティ・ミュージックとは冒頭で述べたように、その場に集まる全ての参加者による共同創作の結果としての音楽である。しかし、当該ワークショップのように作曲家およびプロの演奏家が加わる場において創り出される音楽は、《越後獅子コンチェルト》（2018）のように最終的には五線譜フルスコアに数十ページにおよぶ作品になる。ワークショップの後半にいたると長大な作品に対して、一般参加者からは、「難しい、覚えられない、今どこを演奏しているのかわからない、楽譜を見たい、もっと時間がほしい」といった声があがることになった。この様子を見ていた豊中市の職員から、「本番舞台での作品や演奏の完成度よりも参加者どうしの交流を深めてほしい、音楽家たちが市民と交流する余裕がほしい」といった意見が出され議論となった。結果、音楽家たちが十分に個々の参加者をサポートできるよう次年度は募集人数を減らすこととなった。

実は、この状況こそが、コミュニティ・ミュージックがはらむ問題を象徴的に示している。ワークショップを実施する地方公共団体など主催者側は、ワークショップに何らかの社会的意義（地域の社会問題の解決など）をもとめている。とくに庄内地区で実施している当該ワークショップは、地区が抱える社会問題（豊中市南部に特有の経済格差や教育問題）に向き合う文化政策として位置づけられている。

一方、ワークショップに直接関わる作曲家や音楽家たちは、参加者が音楽の専門家でないことは承知の上で、最大限の能力や創造性の発露をもとめる。よりよい演奏、表現をもとめることに重点を置くなら、限られた時間のなかで、音楽外の交流をもつことは不可能である。初年度のワークショップの中に含まれていた「哲学カフェ」は個々の参加者と音楽家の共感や相互理解を深めることに重点が置かれ、そのことが音楽にも反映されていたが、楽器や作

品の練習にあてる時間を割くことになった。次年度以降、こういった相互交流のための時間枠を設けなくなったのは、最終作品の完成度を高めたいという音楽的要求からの判断である。

主催者側は音楽作品や演奏会という結果よりも、ワークショップのなかで相互理解がすすみ、人的交流が活発に行われることを評価する。もちろん、どちらの側面も両立することが理想であるが現実には限られた時間内にどちらかを選択し優先させることになる。

ここで、視点を地域に伝わる民謡や伝統芸能に転じるなら、祭りの音楽や芸能などが地域住民を結びつける社会的機能を果たしてきたことはいまでもない。そしてそのような地域コミュニティが消えつつある今日、コミュニティ・ミュージックは、新たな「共同体の音楽」になる可能性を有していると考えられる。実際、英国などのコミュニティ・アートには明確に（戦後いったん壊れた）コミュニティの再創出という目的が掲げられている（稲田2019）。誰もが参加でき、プロとアマチュアがともに音楽を創る、そのような希有な場としてワークショップは音楽を通じて人々の意識や社会を変える潜在的可能性をもつと考える。と同時に、コミュニティ・ミュージックとはその名称自体がコミュニティと音楽という二つの概念の結合であり、「よりよい社会」と「アートとしての音楽」、そのどちらに重点を置くのかという問題を常にはらんでいる。この問題はコミュニティ・アートやその中に含まれるコミュニティ・ダンスなどとも共有されている問題である。前者に重点を置けば、社会的意義をもとめることが最優先される。実際、筆者の体験のなかでも、ワークショップ関係者によって「社会的弱者である外国人や登校が困難な児童を受け入れるためにはどうすればよいか」について話し合いがもたれ、外国人が集まる交流センターへの出前ワークショップを実施するなどの試行が続いている。また、リピーターよりも、初参加者を優先的に受け入れることで、より幅広い参加者をもとめていく方針が掲げられている。そういった開かれたコミュニティという場をつくることに全力を傾けるなら、そこで行われる音楽行為が十分に創造的である環境を保持することは難しくなる。それら双方のバランスをどうとっていくのか、という問題は今後も、コミュニティ・ミュージックをめぐる議論の焦点となり続けるであろう。

#### 注

(1)英語圏では **Community Music** という語を冠した文献や大学のコースが存在するが、その定義は曖昧であり、**Music** と同義ではないかと思われるほど多種多様な音楽が包含されている。強いていえば、各国の文化政策や社会をよりよくする価値観や思想にもとづく活動や教育と結びついた音楽活動を **Community Music** と称しているのが現状である。日本にこの語が定着しないのも、英国などと社会や政治的背景が異なることが大きな要因と考えられる。

(2)平成30年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画」のなかに「戦略4」として「多

様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成」が掲げられ、「文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるように促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包括的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る」とある。ウェブサイト

URL:[http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/05/a1402067\\_03.pdf](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/03/05/a1402067_03.pdf) (2019年12月閲覧)

(3)文化庁ウェブサイトを選定理由が掲載されており、ワークショップについての説明が写真とともに掲載されている。ウェブサイト

URL:[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken\\_gakushu/bunka/culture\\_plan/bunnkachouhyosho.files/280405hodohappyou.pdf](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/bunka/culture_plan/bunnkachouhyosho.files/280405hodohappyou.pdf). (2019年10月閲覧)

(4)大阪府豊中市に拠点を置く30年の歴史を有するプロ・オーケストラ。前身の大阪センチュリー交響楽団(1989年創設)より2011年に改称、改称のきっかけとなったのは当時の大阪府知事による府の財政支援の打ち切り決定であった。団員数49名(2018年)、アンサンブルの緻密さを特徴とし、「ハイドン・マラソン」といった公演、録音企画に取り組んでいる。豊中市文化芸術センターの指定管理事業に関わり、豊中市の文化芸術施策にも協力している。

(5)野村誠氏は1968年生まれ、作曲家、ピアニスト、鍵盤ハーモニカ奏者であり、国内外のコミュニティ・アートの現場で数多くの作品創作を行っている。主要なプロジェクトとして千住だじゃれ音楽祭、淡路島の瓦を用いた瓦の音楽他があり、香港の愛不同 i-dArt とのプロジェクトでは障害者と共創する音楽に取り組んでいる。2014年からは日本センチュリー交響楽団のコミュニティ・プログラム・ディレクターとしても活動中である。

(6)豊中市立庄内図書館3階の協同事業スペースを拠点に市と市民が協働して、図書館のリサイクル本の販売や出張販売(古本市)などを実施。REKは「リサイクル」「イベント」「瓦版」の頭文字を合わせた造語である。ウェブサイト

URL:<http://www.lib.toyonaka.osaka.jp/recicre.html>

(7)Hugh Nankivellは鍵盤楽器、ヴィオラなど多種多様な楽器の奏者であり作曲家である。子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人びととともに演奏、創作活動を展開している。オペラ作品の作曲やTrio of Menのメンバーとしての活動など、クラシックにとどまらず、ジャンルを自在に横断する音楽家である。

(8)2018年12月、本学講師のシタール(田中峰彦)、ガムラン(小林江美)奏者、および三味線と箏(菊武厚詞本学講師、菊妙友人美氏)奏者と野村氏が筆者のコーディネートにより中国・寧波大学音楽学院にてワークショップを実施し、その成果を披露する演奏会を大学内音楽ホールで開催した。コミュニティ・アートやワークショップという文化をもたない現地であったが、日本国内と何らかわることなく、参加者全員(幼児から大学生まで)が高い集中力をもって、ワークショップと演奏会に参加した。



参考文献

井口淳子

2016 「世界の庄内音楽創作ワークショップ」『邦楽ジャーナル』350号、2016年3月号

2017 「プロとアマチュアが会う「未来形オーケストラ」を目指して —— 世界の庄内音楽ワークショップ」『月刊 PIPERS』 2017年9月号、43。

2017 「大会特別企画 コミュニティ・ミュージックと作曲家の関わり」(全国大会総覧)『音楽学』63-2,203.

伊介芽生

2018 『国内プロ・オーケストラが行うアウトリーチ活動の過去・現在・未来』(大阪音楽大学平成29年度卒業論文)。

稲田奈緒美

2019 「英国におけるコミュニティダンスの発展と現状」『桜美林論考.人文研究』10:1-13。文化庁×九州大学 共同研究チーム編(研究代表者 中村美亜)

2019 『はじめての“社会包摂×文化芸術”ハンドブック』発行:九州大学大学院芸術工学研究院ソーシャルアートラボ。

小泉朝未

2018 「共生とアートの接点 —— コミュニティダンスの考察から」『未来共生学』5、201-223。

熊倉純子監修、菊池拓児、長津結一郎編

2015 『アートプロジェクト - 芸術と共創する社会』東京:水曜社。

トゥリノ, トマス

2015 『ミュージック・アズ・ソーシャルライフ —— 歌い踊ることをめぐる政治』野澤豊一・西島千尋訳、東京:水声社。

中村美亜

2013 『音楽をひらく —— アート・ケア・文化のトリロジー』東京:水声社。

野村誠

2015 『音楽の未来を作曲する』東京:晶文社。

Brydie-Leigh, Bartleet and Lee Higgins eds.

The Oxford Handbook of Community Music London: Oxford Univ.Press.

増山直美

2001 「コミュニティ・アートに関する一考察」『北海道浅井学園大学生涯学習システム学部研究紀要』1:77-91。

参考映像

世界のしょうない音楽祭 (2017年2月25日)

<https://www.youtube.com/watch?v=WinIghataes>

世界のしょうない音楽祭 (2018年1月12日)

<https://www.youtube.com/watch?v=u4u5T3UW5n8>

世界のしょうない音楽祭 (2019年2月9日)

<https://www.youtube.com/watch?v=6RNqnhaycls>

謝辞

2018年度の「世界のしょうない音楽ワークショップ」および、同音楽祭の映像記録を映像作家、山城大督氏に制作いただいた。これは同年度学内学術研究助成金をうけ実現したものである。また、本稿を執筆するにあたり、貴重な時間を割き、インタビューに応じてくださった関係者各位に記して謝意を表します。

## 【論 文】

# 村上春樹短編集『レキシントンの幽霊』の怪異

植 朗子

### 1. はじめに

ふつうの日々の暮らしの中で、「非日常」としてわき起こる怪異は、私たちに不安にさせ、緊張させる。そして、「ふつう」を壊し、新しい価値観を運んでくることもあれば、刹那的な面白さをかきたてる出来事として通りすぎていく。村上春樹の短編集『レキシントンの幽霊』<sup>①</sup>は、短編集の表題にもなっている「幽霊」にまつわる体験にはじまり、メルヒェンのような怪物との遭遇、私たちの意識を刺激する奇妙な事件によって構成されている。

村上春樹の長編小説、中編小説、短編小説、そしてエッセーには「怪異」にまつわる描写がみられる。それは、直接的に「人外のもの」の姿をとって描かれることもあれば、日常的でありながら「偶然」と呼ぶにはその範疇から有り余るような出来事も含まれる。村上春樹自身も、小説の中の登場人物として、あるいは作品解説において、これらの怪異について「不思議だ」、「奇妙だ」、あるいは「奇妙であるはずなのに」としながら、それが自分の中ですんなりと受け入れられる出来事として<sup>②</sup>語っている。

本稿では、村上春樹が作品の中で紡ぎ出している「不可解な出来事」がもたらす違和感は、どのように「非日常的」な感覚を形成していくのかという点について、短編集の構成とモチーフから論じる。

### 2. 7つの怪異譚のテーマとモチーフ

1999年に文春文庫から発刊された村上春樹『レキシントンの幽霊』には、7つの怪異にまつわる短編が収録されている。これらの短編は、もともとは別の本に収録されていたもので、文春文庫化される時にまとめられたものである。

①『レキシントンの幽霊』、②『緑色の獣』、③『沈黙』、④『氷男』、⑤『トニー滝谷』、⑥『七番目の男』、⑦『めくらやなぎと、眠る女』の順に収録されているが、ここでその内容と怪異のモチーフについて整理する。物語の特性をそれぞれ浮かび上がらせるために、作品ごとに、主人公、物語の設定上の時期、物語の舞台、主人公以外の主たる登場人物（動物などの人間以外のものも含む）、怪異、怪異体<sup>③</sup>（怪異の原因となったもの）、怪異が起こった経緯とその後を含むエピソードに分けることにする。

①『レキシントンの幽霊』

主人公：作家である「僕」。<sup>(4)</sup>

時期：数年前。マサチューセッツ州ケンブリッジに住んでいた頃。

舞台：ボストンの郊外、レキシントン。

その他の登場人物 1：ケイシー。(仮名。建築家。50代男性。レコード収集家。)

その他の登場人物 2：ジェレミー。(仮名。細身で不健康な印象の30代男性。調律師。)

その他の登場人物 3：大型のマスチフ犬、マイルズという名前。

その他の登場人物 4：亡くなったケイシーの父親(精神科医)と母親。

怪異：ケイシーに留守番を頼まれていた際に、大勢の幽霊に出会う。

怪異体：幽霊の群れ。

主人公がうけた怪異の影響：なし。

怪異後の出来事：ジェレミーの母の死による、ケイシーとジェレミーとの離別。

その他の怪異：ケイシーの回想によると、愛した母親の死によって、ケイシーの父が異常な睡眠に陥ったという。父の死の際にはケイシーが異常な睡眠状態になった。(異常な睡眠状態になった＝「幽霊」になったようだ、と表現。)

②『緑色の獣』

主人公：夫のいる女性である「私」。

時期：とある日の夕方、すっかり暗くなってから。

舞台：庭のある自宅。庭には、「私」のお気に入りの椎の木が生えている。

その他の登場人物 1：夫。

怪異：椎の木の根元から、「私」に恋した怪物が現れるが、「私」が痛めつけ、撃退する。

怪異体：緑色の獣。

主人公がうけた怪異の影響：人格の変化。「私」の内面の攻撃性が明らかになる。

③『沈黙』

主人公：聞き手である「僕」。(話し手の「大沢さん」の語り中心。)

時期：現在と、回想上の「大沢さん」の中学・高校時代。

舞台：現在は飛行機の待合。回想シーンでは中学と高校。

その他の登場人物 1：「大沢さん」と呼ばれる31歳の男性。元ボクシング選手。

その他の登場人物 2：「大沢さん」が過去にたった一度だけ殴った「青木」という男。

その他の登場人物 3：自殺した高校時代の「松本」というクラスメイト。

その他の登場人物 4：「青木」の嘘に流され、「大沢さん」を排除した周囲の人々。

怪異：「青木」が流した「実態のない噂」、「沈黙」、「孤独」。

怪異体：他人の言うことを「無批判に受け入れて、信じてしまう」<sup>(5)</sup>群衆。

主人公がうけた怪異の影響：人格の変化。

怪異後の出来事：「大沢さん」は、無自覚な群衆が生み出す「沈黙」と「行動」を恐れる。

#### ④『氷男』

主人公：「氷男（こおりおとこ）」という怪異体に恋をした「私」という女性。

時期：（時代、時期等の表記なし。）

舞台： スキー場、東京、南極。

その他の登場人物 1：「私」とスキーにいった友人。

その他の登場人物 2：「私」と「氷男」の間にできた子ども。

その他の登場人物 3：結婚に反対する「私」の家族。（母、姉妹。）

怪異：「氷男」と呼ばれる、「幽霊」とも違う存在と結婚（異類婚姻譚）。過去が見える男。

怪異体：氷男。

主人公がうけた怪異の影響：「孤独」な「氷男」の影響か、「私」も孤独に包まれる。

怪異後の出来事：南極から、元の世界に帰ることができなくなる。

#### ⑤『トニー滝谷』

主人公：「トニー滝谷」という奇妙な名前の日本人男性。イラストレーターとして成功。

時期：日中戦争から大戦、そして戦後の日本高度成長期。

舞台：中国、日本。

その他の登場人物 1：父・滝谷省三郎。ジャズ・トロンボーン奏者。戦中に中国で演奏。

その他の登場人物 2：妻。服装の着こなしが通常の人とは異なり、魅力的。

その他の登場人物 3：妻によく似た女性。

怪異：結婚後、妻が異常に洋服を買う欲求に取り憑かれ、事故死。妻に似た女性の出現。

怪異体：トニー、トニーの父、トニーの妻、妻似の女性にわき起こる衝動的な感情。

主人公がうけた怪異の影響：愛する妻の死後、結婚前よりも「孤独」になる。

怪異後の出来事：ひとりぼっちになるトニー。

その他の怪異：誰もが死んだ第二次世界大戦の処刑場から生還できた父の奇跡的な偶然。  
母の突然の静かな死。トニーの結婚後に突如変化した、父の演奏。

#### ⑥『七番目の男』

主人公：7番目に話をする人物「私」という男。

時期：男が10歳だった当時の回想。

舞台：S県にある海辺の小さな町。

その他の登場人物 1：開業医の父。（その後、死亡。）

その他の登場人物 2：Kという名の親友。（障害があったが、絵の才能に恵まれている。）

その他の登場人物 3：「私」の話の聞き手。

怪異：生命をもったように人間を襲う「波」によって拐われたK。波に飲まれたまま。

「私」に口が裂けるくらいの表情で笑いかけた K。

怪異体：意志があるように人間を襲う「波」。波の中で笑っていた K。

主人公がうけた怪異の影響：高熱とショック。

怪異後の出来事：大人になって故郷に帰り、自分が見ようとしなかった「波」を見つめ、

Kが「私」を襲おうとしたのではなかったという真実に辿りつく。

### ⑦『めくらやなぎと、眠る女』

主人公：僕。

時期：5月のある日の回想、成人後。

舞台：故郷。

その他の登場人物 1：いここ。(聴覚障害あり。)

その他の登場人物 2：祖母。(葬儀。)

その他の登場人物 3：伯母。(いとこの母。)

その他の登場人物 4：友達。(死亡。)

その他の登場人物 5：友達の恋人。(心臓の病気。)

怪異：会話の中に出てくる、人を眠りに誘う「めくらやなぎ」という植物。

怪異体：めくらやなぎ。

主人公がうけた怪異の影響：病と亡くなる人に囲まれつつも、変化はなし。

怪異後の出来事：周囲の人々の死にもかかわらず、「僕」の生活には変化なし。

その他の怪異：いとこの悩みは治療ではなく「怖い」という感覚。

### 3. 『レキシントンの幽霊』における「人外のもの」がもたらす怪異

収録全7話のうち、明らかにこの世には存在しないものが「怪異」のモチーフとして描出されているのは、第1話目『レキシントンの幽霊』、第2話目『緑色の獣』、第4話目の『氷男』である。これらの物語における「怪異体」のモチーフは、古典における怪異伝承のそれと一致する。

とくに『氷男』は、人間が「人外のもの」と結婚し、子どもを作る異類婚姻譚の一種である。異類婚姻譚には、男性が「人外のもの」であるケースと、女性が「人外のもの」のケースがある。日本の昔話で一般的な異類婚姻譚の例を挙げると、人間の男性と雪の妖怪が家族として暮らしたという「雪女」伝承、成長が早く小人の姿をした異形の男と人間の女性の婚姻を描く「一寸法師」などがそれにあたる。

『氷男』の登場人物である「氷男」は、「雪女」のように他人の生命を奪うような特殊な能力を備えているわけではない。彼は冷凍庫内の作業で生計を立てており、「通常の間人よりは寒さに強い」という程度の存在である。そして、労働によって対価を得るだけでなく、

スキーに出かけるなど、人間とほぼ同じような生活を送っている。

この短編が「メルヒェンの」なのは、「氷男」のような「人外の存在」である怪異体が、人間社会から徹底的には排除されておらず、その存在が認知され、人間とともに日常生活を営んでいる点にある。

「ねえ、あれが氷男よ」と私の友人が小声で教えてくれた。でもそのとき私は氷男というものがどういうものなのかまったく知らなかった。私の友達もよくは知らなかった。ただ彼が氷男と呼ばれる存在であるということを知っているだけだった。<sup>(6)</sup>

母や姉は私と氷男の結婚には強く反対した。あなたは結婚するにはまだ若すぎる、と彼女たちは言った。だいたい相手の素性さえわからないじゃない。何処でいつ生まれたかさえわからないんでしょう。そんな相手と結婚するなんて親戚にだって言えやしないわよ。<sup>(7)</sup>

主人公の「私」に氷男の存在を教えた友人は、この世界に「人外の存在」が共存していることを「あたり前のこと」として受け入れている。そして、「私」から、婚約者として氷男を紹介された、「私」の母と姉妹たちも、彼の存在自体を否定しているわけではない。「私」の周囲の人間たちは、氷男の得体の知れなさを非難するが、その非難は彼が人間でないことに起因するわけではなく、彼の出生や日々の生活のあり方が一般的ではないという漠然とした疑問からわき起こったものである。たとえば、氷男がふつうの「人間」だったとしても、彼が自分たちの知らない地域の出身だった場合や、彼の親や兄弟との関係が不明瞭だったとすれば、同じように結婚に反対したものと思われる。

この物語において、氷男はたしかに存在している。集団における少数派、それもひっそりと生きねばならない存在として、差別的に扱われているが、それは友人あるいは家族の配偶者としてはふさわしくないという眼差しによって語られているに止まる。氷男が「ふつうではない者」として、その特性を印象付けるエピソードは、以下の8点である。

- ・ 氷男は自分の出生についての情報を何も持っていない。
- ・ 氷男は戸籍を持たない。(ただし日本に住み、働き、海外に旅行に出かける)
- ・ 氷男は孤独である。
- ・ 氷男は他人の過去を見ることができが、未来は見えない。
- ・ 氷男は自分については過去も見ることができない。記憶にない。
- ・ 氷男は体温が異常に低いが、他人の体温は奪うほどではない。
- ・ 氷男は食事をほとんどとらず、労働によって疲労しない。
- ・ 氷男と人間との繁殖は難しいが、子どもを作ることは不可能ではない。

このように、現実世界のルールにそぐわない違和感を醸し出す氷男の特性は描かれている。

しかし、「私」と氷男が生きている「社会」(＝小説上の舞台)については、現実世界とほぼ同質の要素を含んでおり、氷男という存在の特殊性のみがメルヒェン的であるといえよう。村上春樹は自身が執筆した「解題」の中で、この『氷男』と『緑色の獣』は、ヨーロッパでの生活を終え、アメリカでの生活を新しく始める 1 年半の間に、日本で執筆したと述べている。

『緑色の獣』と『氷男』はワンセットで書いた。(略) 普段は依頼を受けて小説を書くということはまずしないのだが、たまたま描きたいアイデア(つまりこの 2 作品の原型)が手許にあったので、まあちょうどいいやということで引き受けたわけだ。(8)

どちらも女性を主人公にした幻想的な象徴的な話で、一方はかなり暴力的であり、一方はどこまでも冷ややかである。そしてどちらもはっきり言って、あまり救いのない話だ。読んでみると、ひっそりとしたやるせない気持ちになる。どうしてこのような奇妙な話をふたつまとめて書くことになったのか、そこには具体的な理由のようなものがなくはないのだけど、今の段階ではそれについて詳しく説明したくないので、しない。ただひとつ言えるのは、それらはヨーロッパの生活の中から産まれてきた題材であるということ。(9)

村上の解題にあるように、『氷男』と『緑色の獣』は、ヨーロッパの昔話の類型に沿うように、突如としてあらわれる怪異体が、現実世界にすんなり馴染み、その上で誰かの生活を一変させてしまうような影響を与えている。この 2 作品において影響を受けるのは、それらの怪異体との恋愛関係に絡め取られてしまった「女」であり、その女は「妻」(10)でもあった。村上によって「冷ややか」と表現されたのは『氷男』の物語であり、「暴力的」と記されたのは『緑色の獣』であるが、この 2 作品には、どのような相違点があるのだろうか。以下、『緑色の獣』の怪異の特性について、『氷男』と比較しながら論じる。

『緑色の獣』は、人間の女性に恋をし、地上世界に突如としてあらわれた怪物(11)の物語である。これも異類婚姻譚の一種であるが、人間の女性にはすでに夫がおり、この緑色の獣の恋は成就しない。氷男と同じく、人間の思考のある部分を読み取ることができる緑色の獣は、女の残酷な想像によって痛めつけられ、最後はその存在が消滅してしまう。平凡な主婦のもとに出現した醜い異形のオスは、女の頭の中で殺害される。氷男の物語よりも、より空想的で、この緑色の獣が果たして実在したのか、あくまで女性の想像上の産物なのかがはっきりしない点が特徴的であるといえよう。

『氷男』との共通点は、「夫」の心が、どのようなかたちで「妻」にむかっているのか、その夫婦関係の確かさがどこにも見出せないところにある。『氷男』では、氷男自身が、南極の地に降り立ったことを契機に、彼本来の人間らしからぬ部分を強めていってしまう。『緑色の獣』では、異形が自宅に侵入するという決定的な場面においても、夫は不在のまま、夫は妻の恐怖やその内面に寄り添うことはない。つまり、この 2 作品には、日常生活の



転換期という重大な局面において、夫が妻の心にかかわろうとする描写が一切ないのだ。本来、最も信頼関係を築いているはずの夫婦間・家族関係において、お互いへの理解が失われていることが、「怪異」にまつわる事件をきっかけに明らかになっている。『氷男』と『緑色の獣』において、怪異は「日常生活の破壊」の象徴であり、身近な人間関係の破綻を示すものでもあることがわかる。

さらに、それ以外の部分で、このメルヘン的な2作品を比較すると、怪異体の存在の実存性を決定づけるものは「目撃者」である、という点が特徴として指摘できる。たくさんの人に目撃される氷男、1人の女の前にはしか姿をあらわさない緑色の獣。しかし、「目撃者」の証言の強さと意識が、本来「不確かなもの」であるはずの怪異体の実体を読者の目前に表出させる。このように、曖昧なものを「人間」が目撃・認識し、それを他者と共有できるか否か、という部分こそが、短編集『レキシントンの幽霊』の「非日常性」あるいは「怪異」を紐とく鍵になっているのだ。村上春樹の短編集において「人間と他者との関わり」が怪異と密接に関係していることが、これらの点からもわかる。

つづいて、この「目撃者」の視点をもとに、『レキシントンの幽霊』における怪異と現実性について論じる。『レキシントンの幽霊』では、幽霊を目撃したのは主人公ただ1人で、屋敷の持ち主がそれ以前に幽霊を目撃したのかどうかは描かれていない。しかし、唯一、飼い犬だけは、幽霊があらわれた際に、寝床から姿を消しており<sup>(12)</sup>、幽霊の存在を感じ取っていたのであろうことを示している。よって、『レキシントンの幽霊』は目撃者が限定されているものの、その目撃証言の信憑性はある程度確保されている。また、『レキシントンの幽霊』は、「僕」が体験した実話であるという書き出し、そして、実在の人物が特定されないように仮名を使用するという但し書きがある。これらの描写は、『レキシントンの幽霊』が単なる作り話なのではなく、実話をもとにした作品であることを読者に印象付けている。この作品に対する村上の解題では、幽霊たちが醸し出す気配は「異界の音楽」を伴って、現世の私たちの耳の届く<sup>(13)</sup>と述べられている。幽霊との遭遇は、多くの人間にはっきりと認知されるわけではないが、特定の間人には気のせいとはいえない体験を与える。それはまるで音楽のように、届く人の耳にだけ聞こえ、新たな感覚を人々にもたらすのだ。

『レキシントンの幽霊』、『氷男』、『緑色の獣』における「怪異」は、このように登場人物と周囲の間人との関係性を軸に描かれている。これらの3作品は、本来、強固に結びついていないはずの間人関係が希薄になることによって、異界の存在が身近なものへと変質することを示している。

#### 4. 『レキシントンの幽霊』におけるその他の怪異

①『レキシントンの幽霊』と、②『緑色の獣』、そして④『氷男』は、「人外のもの」が登場する短編であった。では、③『沈黙』、⑤『トニー滝谷』、⑥『七番目の男』、⑦『めくらやなぎと、眠る女』の怪異は何か。村上の解題を確認する。

『沈黙』について、村上はその前後に配置されている『緑色の獣』、『氷男』と同様に「どうしてこんな話を書いたのか、それなりの理由はあるのだが、これについてもあまり語りたくないので、語らない。」<sup>(14)</sup>としている。本稿ですでに記したように、『沈黙』はいじめがもたらした、人格の変化がテーマになっている。他者からの無視、あるいは無関心、無関心を装った上での攻撃は、人間の心に大きな孤独や暴力性をもたらす。そういった意味で、第2話、第3話、第4話は連動したテーマである。つづく第5話の『トニー滝谷』については解題では、執筆経緯についてのエピソードの紹介はあるが、内容の詳細についての説明はない。

『七番目の男』については、「とにかく怖い話を書いてみたかったのだと思う。」「本当に怖いものはいったい何なのか？本当の怪異とはいったい何なのか？」<sup>(15)</sup>と村上は述べる。そして、自然災害から逃げる最中に垣間見てしまった友人の表情を、それ自体が恐ろしいものだったとしても、それに囚われつづけ、あらゆる解釈から目と耳を塞いでしまった主人公の思いが、怪異の芯として描かれている。最終話の『めくらやなぎと、眠る女』は、阪神大震災後、村上が寄付をつのるために行った朗読会<sup>(16)</sup>で取り上げた作品で、この作品には災害そのものは描かれていないが、たくさんの人の死と病、逃れられない運命と、その中にありながら、「日常」を生きようとする登場人物が描かれている。

現代的であるという土台はありつつも、メルヒェンの、あるいは伝説的な語りの「人外のもの」の3つモチーフ話と比べると、人間の内面に関わる第4話は、日常でいとも簡単に起こりうる出来事と関連する内容である。いじめと死（『沈黙』）、親しいものの死と孤独（『トニー滝谷』）、災害と死から救出できなかった自責の念（『七番目の男』）、死や病が身近である恐怖と日常（『めくらやなぎと、眠る女』）といった、抗いようのない「日常」、それはすなわち「死」との距離の近さがテーマである。

## 5. 『レキシントンの幽霊』の配列

ここで短編集『レキシントンの幽霊』に収録されている物語の配列について確認する。通常、短編集を意識的に並べるならば、前後の作品には共通点が見出される仕組みになっている。よく似た話型、類似の舞台や時代設定、共通するモチーフなどがそれにあたる。そうでない場合は、同時期に執筆された作品、あるいは執筆時期の順で配置されることもある。しかし、セットで書かれたはずの『氷男』と『緑色の獣』は間に別の作品を挟んでおり、一見すると、この短編集の配列の意図がどこにあるのか見えにくい。よって、ここで配列基準の可能性について検討する。

### ■短編の執筆時期について

この短編集の「あとがき」には、この7作品の執筆時期について、村上春樹自身による説

明が附されているが、これによると収録の順番は、執筆順ではないことが示されている。

ここの収められた作品の執筆時期は『めくらやなぎと眠る女』を別にすれば、二つの時期にわかれている。『七番目の男』と『レキシントンの幽霊』の二作品は『ねじまき鳥のクロニクル』のあとで書かれ（1996年）、それ以外の作品は『ダンス・ダンス・ダンス』『TV ピープル』のあとで書かれた（1990、91年）。そのあいだには約5年間のブランクがある。<sup>(17)</sup>

収録話を初出一覧の順に並び替えると以下の順番になる。丸番号は文庫版『レキシントンの幽霊』の収録順番の番号である。

- ③『沈黙』（「村上春樹全作品 1979～1989⑤」1991年1月）
- ④『氷男』（「村上春樹ブック」※「文藝春秋」1991年4月臨時増刊）
- ②『緑色の獣』（「村上春樹ブック」※「文藝春秋」1991年4月臨時増刊）
- ⑤『トニー滝谷』（「村上春樹全作品 1979～1989⑧」1991年7月）<sup>(18)</sup>
- ⑦『めくらやなぎと、眠る女』（「文藝春秋」1995年11月号）
- ⑥『七番目の男』（「文藝春秋」1996年2月）
- ①『レキシントンの幽霊』（「群像」1996年10月号）

村上春樹は「書いているときは、とくに深く考えもせずに、書きたいことを書きたいように書いていただけなのだが、こうして年代順に並べてまとめて読んでみると、それなりに自分では「なるほど」と思うものはあった。ひとつの気持ちの流れの反映であったのだなと思った。あくまで自分ではということだが。」<sup>(19)</sup>と述べているにもかかわらず、実際に短編集として単行本化する際には、年代順ではない配列をとった。

#### ■7つの短編の怪異のモチーフ

- ①『レキシントンの幽霊』：幽霊、異常な眠り
- ②『緑色の獣』：怪物
- ③『沈黙』：群衆の沈黙による個人の排除
- ④『氷男』：怪物
- ⑤『トニー滝谷』：不可避の死（戦争、事故）、自責の念
- ⑥『七番目の男』：不可避の死（災害）、自責の念
- ⑦『めくらやなぎと、眠る女』：不可避の死

#### ■7つの短編の人間関係

- ①『レキシントンの幽霊』：父の死、母の死

- ②『緑色の獣』: 自分の盾になりえない家族 (留守の夫)
- ③『沈黙』: 自分の盾になりえない家族 (学校、あるいは過去に参入できない家族)
- ④『氷男』: 自分の盾になりえない家族、自分の声が届かない夫
- ⑤『トニー滝谷』: あっさりと亡くなった母、自分を愛さない父、自分の声が届かない妻
- ⑥『七番目の男』: 自分の盾になりえない家族 (父)、父の死、友の死
- ⑦『めくらやなぎと、眠る女』: あっさりと亡くなっていく親族

■7つの短編の怪異の原因

- ①『レキシントンの幽霊』: 超常現象
- ②『緑色の獣』: 超常現象
- ③『沈黙』: 日常の恐怖
- ④『氷男』: 超常現象
- ⑤『トニー滝谷』: 日常の恐怖
- ⑥『七番目の男』: 日常の恐怖
- ⑦『めくらやなぎと、眠る女』: 日常の恐怖

では、村上春樹にとって「超常現象」はいかなるものなのか。

僕は超常現象そのものにはほとんど興味を持たないが、意識の暗い奥底からそういうものが生まれてくる作用と、そのプロセスに対しては、深い小説的な興味を持っているし、それは僕の物語にとってひとつの大きなモチーフになっている。<sup>(20)</sup>

この叙述から分かるのは、村上にとって「超常現象」は「意識の奥底」をその起源としている点である。だとすれば、短編集『レキシントンの幽霊』は、まぎれもなく「人間の意識の奥底」から生まれ出て、自分あるいは他者の存在を削り取っていくものである。第1話では、「死」と日常の距離を近づける「幽霊」と「異常な眠り」の姿をとって、第2話では家に侵入する「怪物」の姿をとって、第3話では平穏な生活を脅かす「群衆」、第4話では平凡な生活から孤独へ突き落とす「異形」、第5話は大勢と個人を包み込む「死」、第6話では親しい者と自分の心を壊す「災害」、第7話はいつも身近にある「死」という終わりとして、全編を同じ核が貫いている。

結局のところ、僕がこの短編の中で描いたのは、人間の意識の中に存在する暗闇の深さなのだという気がする。それはどんな幽霊よりも、どんな悪鬼よりも恐ろしいものだ。

<sup>(21)</sup>

これまでの短編のモチーフの解釈と、共通点の抽出から、短編集『レキシントンの幽霊』

の配列は以下のような意識で作られていると考えられる。

【「非日常」が現実世界へ潜り込む導入として】

①『レキシントンの幽霊』

↓

【破壊される日常と破壊への抵抗】

②『緑色の獣』

③『沈黙』

④『氷男』

↓

【抵抗することのできない日常としての「死」】

⑤『トニー滝谷』

⑥『七番目の男』

⑦『めくらやなぎと、眠る女』

## 6. おわりに

本稿は、短編集『レキシントンの幽霊』における「不可解な出来事」がもたらす違和感が形成する「非日常的」な感覚を明らかにすることを目的としていた。全7話をとおして、すべて「孤独」が登場人物たちにどのような影響を与えてきたのか、という点も浮かび上がってきた。偶然にひとりになってしまう状況、誰かの作為によって作り出される孤独、愛が自分に与えられないことによって生じる孤独、そして孤独から生まれる恐怖心と暴力性と虚脱感などが、それぞれの作品で描かれていた。

メルヒェンのモチーフと、現実社会の恐ろしさが、順序よく並んでいないのは、村上春樹の「真の恐怖とは何か？」という問いに対する答えであろう。この短編集『レキシントンの幽霊』は、仲の良かったパートナーとの別離を象徴する「死者」と「幽霊」の物語（『レキシントンの幽霊』）にはじまり、自分と周囲との平和で平凡な交流が虚構のものであったことを「怪異」によって告げられる物語（『緑色の獣』、『沈黙』）が挿入され、自らが愛した人物が異質なものと変化してしまう物語（『氷男』、『トニー滝谷』）へと展開する。そして、自分が「こうだ」と信じていたはずの視点が「他者の死」によって揺らいだにもかかわらず、変わらない日常を生き続けなくてはならない人たちの物語（『七番目の男』、『めくらやなぎと、眠る女』）で締めくくられている。

収録されている7作品における「怪異」や「恐怖」は、人間の孤独によって浮き彫りにされるものであって、それがメルヒェンのモチーフであるのか、現実社会の問題であるのかは関係がない。毎日繰り返されるはずの日常にもたらされる「変化」が、「怪異」という形

で描出されている。短編集『レキシントンの幽霊』は、私たち人間では制御不能な「変化」が、日常を破壊するものとして語られている。そして、目前にあらわれる突然の日常の変化は、外見が恐ろしいから、事件が陰惨なものであるから、強くなるというものではない。ささやかであっても、不確かであっても、「人間の孤独」を気づかせる物語は、私たちを別の何かへと作り変えるきっかけとなりうる。恐怖をことさらに大きな声で語らないこの短編集は、7つの配列をもって完成しているといえるだろう。

注

- (1) 村上春樹『レキシントンの幽霊』、文春文庫、2011年。(以下、村上前掲書1、とする)
- (2) 村上前掲書1、p.38。「考えてみればかなり奇妙な話であるはずなのに、おそらくはその遠さ故に、僕にはそれがちっとも奇妙なことに思えないのだ。」と本文に記されている。出来事自体の「奇妙さ」を受け入れている理由を、ここでは「遠さ」としている。「レキシントンの幽霊」の語りは、「僕」という一人称で、村上春樹自身を指しているようにも思われる。ここでいう「遠さ」は、かつての話であるという「時間的な遠さ」、自分が現在会うことのない人物との話であるという「人間の距離としての遠さ」、そして自分が住んでいる場所との「距離としての遠さ」によって形成されている。
- (3) 「怪異体」は論者による造語。物語上に描かれている「奇妙な出来事」「不思議な出来事」「奇跡」などを、説話伝承研究では「怪異」と定義するが、この怪異の原因となるもの(人物、物質、現象、生物、想像上の生物、人外のもの)については、呼び方が様々で統一を見ない。そのため、既存の術語である「異界の住人」、「妖怪」、「精霊」、「鬼」などのイメージとの混同を避けるため、本論においては「怪異体」という表記で統一する。
- (4) 清水良典『増補版 村上春樹はくせになる』朝日文庫、2015年、p.53より。清水によると「村上春樹は短編小説という形式について、明確な愛着と自負を持った作家である。そのことはアメリカの20世紀を代表する短編小説家レイモンド・カーヴァーの、紹介と翻訳の第一人者であることから想像できるし、本書のおしまいの書き下ろし作品「蜂蜜パイ」では作家淳平の言葉として「着々と時代遅れになりつつある」「短篇小説」への寂寥の交じった共感が漏らされている。」と解説されているが、この『レキシントンの幽霊』に登場する「僕」は短編小説を執筆しており、時折長編小説に取り掛かることが本文中から明らかである。この作品の発表形式は、村上春樹自身を彷彿とさせるものであり、この主人公の「僕」が村上であることを読者に想像させる表現となっている。
- (5) 村上前掲書1、p.84。
- (6) 村上前掲書1、p.89。
- (7) 村上前掲書1、p.96。
- (8) 村上春樹『村上春樹全作品 1990-2000③ 短編集Ⅱ』講談社、2003年、p.261。(以下、

村上前掲書 2、とする)

(9) 村上前掲書 2、p.262。

(10) 内田康『村上春樹論—神話と物語の構造』瑞蘭國際、2016年、p.168-169。内田によると、村上春樹の「初期三部作」といわれる作品群から、「女性たちの〈喪失〉」がみられるという。村上作品において、「妻にさられた〈僕〉」という型がいくつも描かれている。それらの型に対して、『氷男』では、妻側からみた「夫」との関係性が描かれている。『緑色の獣』では「夫の不在」時に、妻のもとへ緑色の異形があらわれ、妻の内面を変化させてしまっているのがわかる。

(11) 柘植光彦『村上春樹の秘密 ゼロからわかる作品と人生』アスキー新書、2010年、p.165。「この話では、主婦が気に入っているシイ（※原文ママ）の木の精としての「緑色の獣」は、じつは地下にいる魔物だということになる。求愛してくるその獣との精神的な戦いで、現実の側の主婦が勝つのだが、この場合の「訪問者」は異様で、人を異界にみちびく存在だ。」と解説されている。

(12) 村上前掲書 1、p.28。

(13) 村上前掲書 2、p.266。

(14) 村上前掲書 2、p.263。

(15) 村上前掲書 2、p.265。

(16) 村上前掲書 2、p.267。

(17) 村上前掲書 1、p.212。

(18) 『トニー滝谷』は「ショート・バージョン」（「文藝春秋」収録 1990年6月号）と、「ロング・バージョン」（『村上春樹全作品 1979～1989⑧』1991年7月）が存在する。文春文庫版に収録された『トニー滝谷』は、ロング・バージョンである。

(19) 村上前掲書 2、p.267。

(20) 村上前掲書 2、p.267。

(21) 村上前掲書 2、p.265。

【論 文】

台湾における外国人労働者受入制度の展開  
—受入業務を中心に—

廖 修雅

- 一 はじめに
- 二 外国人労働者をめぐる法制度
- 三 受入業務の追加をめぐる経緯
- 四 監察院による改善勧告の公布
- 五 結びに代えて

一 はじめに

非熟練労働に従事する外国人を受け入れるべきか否か、受け入れるとしてどのようなルールで受け入れるかは、それぞれの国が適正かつ慎重な審議を経て決すべき問題である。台湾は、「国家建設」<sup>(1)</sup>のための労働力不足を解消するため、1990年12月8日に「14項目のインフラ整備に係る雇用措置」(中国語:14項重要建設工程人力需求因應措置方案)(以下、「雇用措置」という)を公布し<sup>(2)</sup>、外国人労働者<sup>(3)</sup>をはじめて受け入れた。このときの措置はあくまでも暫定的なものであったが、実際に受け入れてみて、外国人労働者に対する需要があることが明らかになったため、政府は、外国人労働者の受入れについて正式な方針を定めることとした。具体的には、シンガポールの法制度を参考にして、外国人労働者の受入れによって台湾の労働力を補充するという方針を定め、1992年に就業服務法を制定した<sup>(4)</sup>。その後、外国人労働者の数は増加の一途を辿り、2019年8月現在で、外国人労働者の総数(約71万1,000人)は台湾の就業者(約1,152万6,000人)の6.1%を占めるに至っている<sup>(5)</sup>。就業服務法上、受入期間は最長14年になり、受入対象業務も農業や製造業、介護分野にまで拡大されている。

以上のような経緯を表面的に観察すると、台湾における外国人労働者の受入業務と受入人数は、大きな反対もなく、就業服務法の改正により、徐々に拡大されてきたように見える。しかし、この理解は次の2つの点で正確でない。第1に、実際には、根強い反対意見があったのであり、立法院(国会に相当)でも議論が交わされた。したがって、外国人労働者受入れの経緯を正確に理解するためには、どのような観点から反対意見が主張されたのかといった審議の過程を確認することが不可欠である。第2に、受入業務の拡大は就業服務法の改正のみによってなされたわけではない。たとえば、介護労働者の受入れが受入業務として就業服務法に規定されたのは2013年であるが、実際は、それ以前にも外国人の介護労働者



は数多く存在し、既に台湾社会に不可欠の存在となっていたのである。台湾は、どのようにして受入業務を拡大してきたのか。台湾の外国人労働者受入政策を理解するためには、この経緯についても明らかにすることが必要となる。

ところで、外国人労働者の受入れは、就業服務法 46 条<sup>⑥</sup>の制定理由に「外国人労働者を『一時的・補完的』労働力として台湾の労働市場で使用することによって、労働力不足問題を解消し、台湾の経済を成長させることを目的とする」と記載されていることから読み取れるように、労働力不足を解消するために一時的・補完的になされるものであった。しかし、現在では、台北など都市部では外国人労働者を見かけない日はなく、もはや一時的でも補完的でもない状況になっている。そのような中、2018 年になって、統治機構の一角を占める監察院が、労働部<sup>⑦</sup>（厚生労働省に相当）や經濟部（経済産業省に相当）に対して改善勧告（中国語：糾正案文）を送付した。国の政策として進められてきた外国人労働者受入れ拡大に対して、監察院という憲法上の国家機関が異議を唱えるという異例とも言える状況が生じているわけであるが、逆に言えば、監察院がそのような動きをとらざるを得ないほど現在の外国人労働者受入れの制度が歪んでいるということを示すものともいえる。

本稿では、台湾において外国人労働者の受入れが認められ、受入業務が拡大していった経緯について、立法院での議論や労働部の動きに着目して確認した上で、2018 年に監察院が行った労働部や經濟部への改善勧告を確認することで、台湾の外国人労働者受入政策の現状を浮かび上がらせることにする。

## 二 外国人労働者をめぐる法制度

外国人労働者の受入れ及び管理について最も重要な法律は就業服務法である。同法は外国人労働者の受入れに関する基本法ともいえるべきもので、同法に基づいて数多くの行政命令<sup>⑧</sup>が発せられている。そのなかで、受入業務に関連するものは、「外国人の雇用許可及び管理に関する規則」（中国語：外国人聘雇許可及管理弁法）<sup>⑨</sup>、「使用者が外国人を雇用する際の許可及び管理に関する規則」（中国語：雇主聘雇外国人許可及管理弁法）（以下、「外国人管理規則」という）<sup>⑩</sup>、「就業服務法 46 条 1 項 8～11 号に掲げる外国人労働者の資格及び審査規則」（外国人従事就業服務法第 46 條第 1 項第 8 款至第 11 款工作資格及審査標準）（以下、「外国人資格審査規則」という）<sup>⑪</sup>である。

台湾の外国人労働者受入制度の特徴は、受入業務が指定されていること、使用者に就業安定費が課せられていること、労働市場テストが要求されていること、労働許可制が採用されていることである。これらの特徴も含めて、現行の外国人労働者受入制度の概要を以下で説明する。

### （一）就業服務法

就業服務法は 1992 年 5 月 8 日に公布され、公布の日から施行されている<sup>⑫</sup>。就業服務法は全部で 7 章、83 条から成っている。第 1 章「総則」（1－11 条）、第 2 章「政府の行う職業紹介サービス」（12－20 条）、第 3 章「就労促進」（21－33 の 1 条）、第 4 章「民間の

行う職業紹介サービス」(34-41条)、第5章「外国人の雇用及び管理」(42-62条)、第6章「罰則」(63-76条)、第7章「附則」(77-83条)である。外国人労働者についての規定が登場するのは、第5章「外国人の雇用及び管理」(42-62条)である。

(a) 基本原則

42条は外国人労働者受入れの基本原則についての規定である。「台湾人の勤労権を保障するため、外国人労働者を受け入れる際には、台湾人の就労機会、労働条件、経済発展及び社会の安定を妨げてはならない。」として、外国人労働者の受入れは、台湾人の就労機会や労働条件などに影響しない範囲で認められるに過ぎないことが規定されている。

(b) 労働許可制

43条は外国人労働者許可制に関する規定である。「外国人は使用者による申請並びに主管機関の許可をえなければ、台湾で就労することができない。ただし、本法に別段の定めのある場合は、この限りでない。」として、外国人は、原則として台湾で就労することが禁止されている。就労が認められた場合でも、後述の46条1項8-11号の業務に従事する外国人労働者は、原則として、職場や職務内容を変更することができない(53条4項)。また、使用者は46条1項8-10号に規定する業務に従事する外国人労働者の職場を変更することができない(57条4号)<sup>(13)</sup>。

(c) 受入業務

46条は外国人労働者受入業務の規定である。1項は受入業務(職業)を次に掲げる業務に限定している。①専門的または技術的業務、②華僑または外国人が政府の許可を得て行う事業の経営、③公立私立の短期大学以上または外国人学校の教師、高校以下の外国語教師、バイリンガル高校<sup>(14)</sup>の教師、④塾の専任教師、⑤スポーツ監督及びスポーツ選手、⑥宗教、芸術及び演芸活動、⑦商船、業務船及びその他行政院交通部<sup>(15)</sup>の許可を受けた船舶の船員、⑧海洋漁業、⑨家事使用人及び介護の仕事、⑩国家の重要建設プロジェクトまたは経済発展の必要性に鑑み中央主管機関(以下、「労働部」という)<sup>(16)</sup>が指定する業務、⑪その他業務の特殊性ゆえに台湾において人材が欠如し、外国人労働者を受け入れる必要があると認められる業務であって労働部が特別に許可したものの11業務である。

これらの業務に携わる外国人の資格及び条件は、労働部が関連部局と協議して定めることになっているが(46条2項)、実際には、関連部局は意見を述べるだけで、最終的には労働部が自ら判断するのが通例である。

(d) 労働市場テスト

47条は労働市場テストについての規定である。同条1項は「使用者は外国人を雇用して46条1項8-11号の業務に従事させる前に、まず国内で合理的な労働条件で人員を募集しなければならない。募集しても定員を満たすことができない場合、使用者は労働部に外国人労働者の雇用を申請することができる。使用者は、外国人労働者を募集する際、募集の内容を企業組合または労働者に通知し、以後も外国人労働者が就労する場所に掲示しなければならない」と規定している。

(e) 受入期間

52 条は外国人労働者の受入期間に関する規定であるが、どの業務に従事しているかによって規律が異なる。まず、46 条 1 項 1～7 号・11 号の業務に従事する外国人労働者受入期間の上限は原則として 3 年である。ただし、受入期間満了後さらに雇用する必要がある場合、使用者は期間の延長を請求することができる (52 条 1 項)。次に、46 条 1 項 8～10 号の業務に従事する外国人労働者受入期間の上限は原則として 3 年である。特殊な事情がある場合にのみ、使用者は延長の申請をすることができる。何が特殊な事情に当たるのかは行政院が命令で定め、延長する期間も行政院が命令で定める (52 条 2 項) (17)。再入国した外国人労働者及び 46 条 1 項 8～10 号の業務に従事する外国人労働者の受入期間の上限は、通算して 12 年である (52 条 4 項)。一定の要件<sup>(18)</sup>を満たす在宅介護に従事する外国人労働者は通算で 14 年が上限となっている (52 条 6 項)。

(f) 就業安定費

使用者は、46 条 1 項 8～10 号の業務に従事する外国人労働者を雇用するときは、労働部に就業安定費を納付しなければならない。就業安定費は、台湾人の就労促進、福利厚生の実践及び外国人労働者管理のために使われる (55 条 1 項) (19)。

(二) 行政命令

1 外国人管理規則

就業服務法 48 条 2 項<sup>(20)</sup>に基づき、外国人管理規則が制定されている (1 条)。外国人管理規則は、外国人労働者を 4 つの類型に分け、それぞれの類型ごとに手続を定めている (2 条)。本稿の検討対象になっているのは第 2 類型に属する外国人労働者である。

第 1 は、就業服務法 46 条 1 項 1～6 号の業務に従事する外国人労働者である。

第 2 は、同項 8～11 号の業務に従事する外国人労働者である。

第 3 は、同法 50 条に規定する留学生である。

第 4 は、同法 51 条 1 項に規定する難民や永住権者である (2 条)。

2 外国人資格審査規則

就業服務法 46 条 2 項と 52 条 7 項に基づいて、外国人資格審査規則が制定されている (外国人資格審査規則 1 条)。外国人資格審査規則は、46 条 1 項 8～11 号に規定する業務の詳細を規定するとともに、当該職場における外国人労働者の人数または比率について規定する。ここでは、9 号と 10 号の業務について確認しておくことにする。

46 条 1 項 9 号に掲げる「家事使用人及び介護の仕事」の業務内容については、外国人資格審査規則 3 条に規定がある。それによると、家事使用人とは、個人の家庭において掃除、料理、家族の世話その他の家事する者である。介護労働者は、大きく施設介護労働者、在宅介護労働者及び派遣介護労働者の 3 種類に分類される。施設介護とは介護施設や病院で、在宅介護とは個人の家庭で、派遣介護とは派遣元の指示で派遣先の家で障害者または患者

の日常生活の世話をする仕事である。

46条1項10号に掲げる「重要建設プロジェクトまたは経済発展」の業務内容については、外国人資格審査規則4条に規定がある。製造業、建設業、食肉解体業、乳牛飼育、農林水産牧業（派遣労働に限る）その他の労働部が指定する業務が、挙げられている。

### 三 受入業務の追加をめぐる経緯

#### （一）就業服務法制定の背景

台湾では、1980年代に大学などの高等教育に進学する若者が増加する一方で、労働市場に参入する時期が遅くなるという現象が生じた。また、「働く」ことより株式投資や宝くじの購入を好む傾向が見られ、特に「3K業種」<sup>(21)</sup>で労働力不足が深刻になった<sup>(22)</sup>。

当時、台湾では「国家建設」が開始され、行政院は労働力不足の問題を解決するため、「雇用措置」を発し、はじめて外国人非熟練労働者を受け入れることになった。雇用措置は就業服務法「第5章 外国人の雇用及び管理」の原型と言ってよい<sup>(23)</sup>。雇用措置は、①受入業務が建設業務に限定、②受入期間は最長2年、③労働市場テストの実施、④保証金の徴収に特徴がある。以下では、雇用措置の内容を説明する。

雇用措置の目的は、建設プロジェクトの工期に遅れないように必要な労働力を調整・提供することであった。受入期間は原則1年で、必要がある場合は2年まで延長することができることになっていた。外国人労働者の受入手続であるが、受入れに先立って、落札建設会社は、業種、人数、賃金、労働時間、勤務場所、雇用期間などの労働条件（建設業界の合理的な労働条件に合致している必要がある）を明示して、国内で人員を募集しなければならないことになっていた。それでも必要な人員が確保できない場合に、落札建設会社は必要な人数を労働部に申請することができ、国内の労働者が仕事を奪われないよう一定の配慮がなされていた。なお、外国人労働者の労働条件については、同一技術同一労働同一保障原則に則り、落札建設会社と外国人労働者との交渉により決められ、落札建設会社は外国人労働者に当該プロジェクト以外の仕事をさせてはならず、不法滞在を防ぐため外国人労働者本人からは保証金が徴収されることになっていた。

#### （二）立法院における審議

台湾においては、外国人労働者を受け入れるための法律を整備する方法として、2つの選択肢があり得た。1つは、外国人労働者を受け入れることのみを目的とする新法を制定するという方法である。しかし、一般論として、台湾では新法を制定することは政治的に困難を伴うことが多く、外国人労働者の受入れのような論争的になるような問題について独立の新法を制定するということは現実的ではなかった<sup>(24)</sup>。そこで、もうひとつの方法が採られることとなった。

台湾には、1935年に中華民国で制定され同年8月7日公布されたものの内戦により施行されない状態であった職業紹介法という法律が存在した。この職業紹介法は日本の職業安

定法に相当する法律であったが、この内容を新しい法律に取り込み、そこに外国人労働者の受入れに関する規定を挿入するという形式で、立法が試みられることになった。施行されていないとはいえ、既に成立していた職業紹介法の内容を取り込むものであるから、ハードルは純粋な新法制定に比べると格段に低かった。

そこで、行政院は、就業服務法案（以下、「第一法案」という）<sup>(25)</sup>を作成し、1990年1月10日に立法院に提出した<sup>(26)</sup>。第一法案の内容は次のようなものであった。

## 1 第一法案

### (1) 第一法案の内容

第一法案は、第1章「総則」（1-6条）、第2章「求職・求人サービス及び管理」（7-17条）、第3章「民営職業紹介サービス」（18-22条）、第4章「外国人の雇用及び管理」（23-39条）、第5章「罰則」（40-46条）、第6章「附則」（47-51条）から構成されている。第1章から第3章が前述の職業紹介法の内容を取り込んだものである。もっとも、法案の主眼が第4章、第5章の外国人労働者の雇用及び管理に置かれていたことは言うまでもない。以下では、外国人労働者に関する内容を要約しておく。

(a) 外国人労働者の受入れは、台湾人の就労機会、労働条件、経済発展及び社会の安定を妨げてはならない（23条）。第一法案が立法院に提出された1990年は、既に不法就労が治安をはじめ様々な場面で問題を引き起こしていた時期であり、経済成長に必要な労働力を確保しつつも、外国人労働者の雇用管理を適切に行うことが必要とされていたために、このような規定が設けられることとなった<sup>(27)</sup>。

(b) 外国人労働者の受入業務は以下のものに限定された。①専門的または技術的業務、②華僑または外国人が政府の許可を得て行う事業の経営、③公立私立の短期大学以上または外国人学校の教師、④塾の専任外国語教師、⑤スポーツ監督及びスポーツ選手、⑥宗教、芸術及び演芸活動、⑦国家の重要建設プロジェクトまたは経済発展の必要性に鑑み労働部が指定する業務、⑧その他業務の特殊性ゆえに台湾において人材が欠如し、外国人労働者を受け入れる必要があると認められた業務であって労働部が特別に許可したもの、の8業務である（25条）。

①～⑥で想定されている労働者は、たとえば、科学、建築、国際貿易、マスコミ、医療関係などの分野に従事する外国人専門技術者である。これらの分野においては、従来、外国人労働者の雇用が認められていたが、これを明文で規定するものである。これに対して、⑦は新しい受入業務である。インフラ整備が進み経済が成長する状況下では、非熟練外国人労働者を補充的労働力として一時的に受け入れる必要があることから新設されたものである。⑧は業務の特殊性ゆえに外国人でなければ担当できない業務として、新設されたものである<sup>(28)</sup>。

(c) 外国人労働者の受入期間は業務によって異なるが、最長で3年である（31条）。外国人の出入国を管理する「外国人出入国及び在留期間規則」（中国語：外国人入出国境及居留停留規則）11条では外国企業の経営者または管理監督者等の在留期間は3年であり、これ

に合わせて、①～⑥と⑧の受入期間を3年としたわけである<sup>(29)</sup>。これに対して、⑦は台湾における労働力不足を解消するための一時的な受入れであるため、受入期間が長くならないように1年が原則とされた<sup>(30)</sup>。

(d) 外国人労働者が職場や従事する業務を変更しようとする場合、使用者は、事前に変更手続きを行い、労働部の許可を受けなければならない。ただし、⑦と⑧においては、職場・業務の変更が禁止される(32条)。外国専門技術者は台湾の産業や経済の発展、技術向上、文化交流に貢献している。そこで、①～⑥に従事する外国人労働者は、在留期間中、職場・業務を変更することができることとした。これに対して、⑦と⑧に従事する外国人労働者については、長期滞在や不法就労の問題が生じないように、職場・業務の変更を認めないこととした<sup>(31)</sup>。

(e) 使用者は、⑦の業務に従事する外国人労働者を雇用する場合、就業安定費を納付しなければならない(33条)。⑦の業務に従事する外国人労働者を雇用すると社会的な費用が発生するため、1975年移民労働者に関する勧告(ILO第151号)を参考にしたうえで、外国人労働者の雇用から最も利益を得る使用者に、外国人労働者の雇用から生じる社会的費用を負担させようとしたのである<sup>(32)</sup>。

(f) 使用者は不法就労をさせてはならない(35条)。違反した使用者には過料が課される。不法就労者数が5人以下の場合、使用者は1万台湾ドル以上10万台湾ドル以下の過料が、6人以上の場合、使用者は5万台湾ドル以上50万台湾ドル以下の過料が課される(40条)。

## (2) 第一法案に対する反対意見

第一法案は、1990年1月17日に開催された「第一読会」<sup>(33)</sup>で朗読された後、同年4月16日に内政・司法合同委員会で審議されたが、内政・司法合同委員会で反対意見が出された。最終的に出席委員の過半数の同意を得ることができなかつたため、第一法案は撤回されることになるが、ここでは、反対意見の概要について見ておくことにする<sup>(34)</sup>。

第1は、受入業務に関する25条7号「経済発展の必要性」の文言が極めて不明確であるという批判である。労働部が条件を満たしていない場合にも許可を出して受入業務を拡大する恐れがあるというものである。

第2は、不法就労外国人を雇用した使用者に過料を科すという規定が軽すぎるのではないかという批判である。この程度の罰則では、使用者は過料を納付しつつ、不法就労外国人労働者の雇用を継続する恐れがあるため、不法就労に関する罰則を厳格化すべきという。

第3は、そもそも外国人労働者の受入れが必要なのか、という観点からの反対意見である。外国人労働者を受け入れることは労働力不足の問題を解決するひとつの方法ではあるが、唯一の方法ではない。外国人労働者を受け入れると、社会や経済への影響が避けられない。不法就労の問題が生じ、治安が悪化する恐れがあり、安易に外国人労働者を受け入れるのではなく、台湾人に対する職業訓練を充実させるべきであるという。台湾の労働問題は労働力不足ではなく、雇用のミスマッチであるから、ミスマッチ解消の対策として、職業相談、

職業訓練や再就職の支援をすべきであるというものである<sup>(35)</sup>。

第4は、中国人労働者についてのものである。中国人労働者が外国人労働者に該当するかという台湾特有の問題であるが、この点についても意見が対立していた<sup>(36)</sup>。

以上のように、外国人労働者の受入れについての規定には問題が多く、また、内容の大半が外国人労働者の受入れについてのものだったため<sup>(37)</sup>、内政・司法合同共同委員会の段階で合意を得ることができず、廃案になった。

## 2 第二法案

### (1) 第二法案の内容

労働部は、第一法案の審議の際に出された反対意見を一部取り入れる形で修正した法案を、1990年9月13日に立法院に提出した（以下、「第二法案」という）<sup>(38)</sup>。第二法案は1990年10月10日に第一読会で朗読され<sup>(39)</sup>、内政・司法合同委員会での審議を経て、1991年11月26日に第二読会に提出された<sup>(40)</sup>。第二法案の構成は、以下のとおりである。

第1章「総則」（1-11条）、第2章「政府の行う職業紹介サービス」（12-20条）、第3章「就労促進」（21-34条）、第4章「民間の行う職業紹介サービス」（35-40条）、第5章「外国人の雇用及び管理」（41-57条）、第6章「罰則」（58-64条）、第7章「附則」（65-69条）である。

本法案は、第一法案の審議の際に出た反対意見を踏まえ、職業選択の自由、差別の禁止、職業訓練、職業紹介所に関する規定を新設するとともに、不法就労に対する罰則を強化した<sup>(41)</sup>。外国人労働者の受入業務及び受入期間に関する規定は、第一法案と同様である。なお、規定の内容から判断する限り、第二法案は現行法の叩き台と考えられる。

### (2) 第二法案の反対意見

第二法案は内政・司法合同委員会で6回にわたって審議<sup>(42)</sup>されたが、ここでも反対意見が出された。第一法案の審議の際に出された意見と一部重複するが、以下で、立法委員の反対意見を要約しておく。

第1は、外国人労働者を受け入れると台湾人労働者の職が奪われるという反対意見である。労働力不足が果たして事実かという観点からの反対意見もここに含めることができる<sup>(43)</sup>。後者に関して、ある建設会社が168人の台湾人求職者のうち33人しか採用しなかった例を挙げて、外国人労働者を受け入れると建設会社は人件費を削減するために台湾人求職者を採用せずに安い外国人労働者を雇用するのではないかという意見が出された<sup>(44)</sup>。

第2は、受入業務に関する第二法案43条（第一法案25条）において業務内容が明確に定義されていないという反対意見である。第一法案の審議の場面と同様、行政権が濫用的に受入業務を拡大し、労働市場に混乱をもたらすことになるとの指摘がなされた<sup>(45)</sup>。

### (3) 第二法案の審議過程での議論

第二法案の審議においては、家事使用人を受け入れるかが主要な争点となったが、議会の外での論争が議会に波及したものであり、やや特殊である。

内政・司法合同委員会では次のような議論がなされていた。台湾では、専門職や研究職に従事する女性が多く、結婚・出産・育児のため退職する女性も多いという事情を背景に、ある立法委員から、台湾人女性の労働力を社会で有効に活用するためには家事使用人が必要であるが、台湾人の家事使用人は少ないから外国から家事使用人を受け入れるべきであるとの提案がなされた<sup>(46)</sup>。これに対して、労働部は「家事使用人」が43条7号の要件「経済発展の必要性」に該当するのであれば、将来的に受入業務のひとつとして考えられると回答した<sup>(47)</sup>。つまり、「家事使用人」は第二法案の受入業務に該当しないとの見解を示したのである。

内政・司法合同委員会での審議の後、第二法案は第二読会に提出されたが、第二読会でも、当初は、内政・司法合同委員会での議論を引き継ぐ形で半ば形式的な質疑がなされていただけであった。しかし、この頃から、議会の外での論争が激しくなった。

論争を主導したのは民間の女性団体であった。複数の女性団体が外国人家事使用人の受入れについて対立する見解を示したのである。一方では、外国から家事使用人を受け入れると人権侵害の問題が生じるという意見が出され、他方では、台湾人女性が安心して仕事をするために外国人家事使用人の受入れが必要という意見が出された。女性団体間の論争はその後激しくなり、立法院の第二読会でも、外国人家事使用人の受入れを検討しなければならない状況になった<sup>(48)</sup>。

第二読会は、最終的には外国人労働者を受け入れる方針を維持するものの、外国人家事使用人の受入れは留保することとした。「家事使用人」は受入業務として明確に規定しないものの、「経済発展の必要性」がある場合、将来的に受入業務になることは否定しないという結論に至ったのである<sup>(49)</sup>。

ところが、第二読会において行政院は突如第二法案を撤回することになる。中国人労働者の受入れに関する内容が憲法に反するというのがその理由であった<sup>(50)</sup>。

### 3 第三法案

行政院が第二読会で審議中の第二法案を撤回したことに非難が集中する中、1992年2月頃、立法委員は、第二法案から違憲の疑いがあるとされた中国人労働者に関する規定を削除し、「家事使用人」を受入業務に追加して、就業サービス法案を提出した（以下、「議員法案」という）<sup>(51)</sup>。同じ頃、行政院は三たび就業サービス法案を立法院に提出した（以下、「第三法案」という）<sup>(52)</sup>。第三法案の内容は議員法案とほぼ同じである。

1992年3月3日、第三法案と議員法案は、第一読会で一括審議されることになった<sup>(53)</sup>。第三法案と議員法案は常設委員会で審議を経ずに、同年4月10日と14日に第二読会で審議され、文言の修正はなされたものの激しい議論はなく、同月17日の第三読会での審議を経て、同日就業サービス法が成立した<sup>(54)</sup>。成立した就業サービス法は、第二法案の中国人労働者に関



する規定を削除し、受入業務に家事（家事使用人）を追加したものである。その結果、受入業務の規定（43条1項）は以下ようになった。

43条1項「受入業務は、本法に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に定めるものに限られる。

- 1号 専門的または技術的業務
- 2号 華僑または外国人が政府の許可を得て行う事業の経営
- 3号 公立私立の短期大学以上または外国人学校の教師
- 4号 塾の専任外国語教師
- 5号 スポーツ監督及びスポーツ選手
- 6号 宗教、芸術及び演芸活動
- 7号 家事使用人
- 8号 国家の重要建設プロジェクトまたは経済発展の必要性に鑑み労働部が指定する業務
- 9号 その他業務の特殊性ゆえに台湾において人材が欠如し、外国人労働者を受け入れる必要があると認められる業務であって労働部が特別に許可したもの。」

台湾で法案が提出される場合、各条文の提案理由を詳細に記載する必要がある<sup>(55)</sup>が、第三法案の提案理由中に、43条1項7号「家事使用人」が受入業務になる理由は、記載されていないかった。

### （三）その後の改正

就業服務法43条1項8号の文言が不明確であり、労働部による濫用の危険性があるというのは、立法院での審議でも指摘されていたことであるが、実際、労働部は、就業服務法43条2項<sup>(56)</sup>に基づいて受入業務に関する数多くの行政命令を発してきた。介護、船員、漁業も労働部の命令によって受入対象業務になっていたが、それらに従事する外国人労働者が年々増加し、行政命令だけでは外国人労働者を管理することができなくなった。そこで、政府は、就業服務法本体を改正することで、これらの状況に対応しようとした。

就業服務法施行後、現在（2019年10月）に至るまで、同法は17回の改正を経験しているが、受入業務の拡大に関する改正は2回である。以下では、2回の法改正を概観する。

#### 1 2002年法改正

##### （1）法改正の背景

就業服務法成立直後の1992年4月23日、労働部は、「障害者の在宅介護人材不足に関する暫定措置」（中国語：因応家庭照顧残障人力短缺暫行措施）<sup>(57)</sup>を発して、はじめて外国人在宅介護労働者を受け入れた<sup>(58)</sup>。次いで、1992年8月5日に労働部は「国家重要建設に関わる落札建設会社及び外国人在宅介護労働者の申込条項」（中国語：受理政府重大公共工程得標業者及家庭申請聘雇外勞之合理労働条件）<sup>(59)</sup>によって外国人在宅介護労働者の受入条件を発し、さらに、1992年8月20日、労働部は「外国人施設介護労働者の利用開始」（中国語：

開放外労従事養護機構監護工)<sup>(60)</sup>を発して、外国人施設介護労働者を受け入れることにした<sup>(61)</sup>。

介護以外でも、労働部は、1992年8月20日、「漁業における外国人労働者の受入手続」(中国語: 受理漁船船主申請聘雇外籍船員有関事項)<sup>(62)</sup>を発し、漁業関係の外国人労働者を受け入れることにし、1993年1月12日には「第3回産業及び建設業における外国人労働者の採用」(中国語: 第3次対産業及営造業開放)<sup>(63)</sup>を発し、外国人船員を受け入れることにした。

就業服務法施行後1年数ヶ月の間に、労働部は就業服務法43条1項8号にいう「経済発展の必要性」という名目で、外国人労働者の受入業務を追加指定する多くの行政規則を制定した。製造業、建設業、介護、漁業、外国人船員のみならず、これらの関連業務も受入業務になった。また、使用者の資格審査も緩和されて、そこで外国人労働者の人数が大幅に増加した<sup>(64)</sup>。

以上のように、労働部は、就業服務法43条1項8号にいう「経済発展の必要性」という文言を非常に緩やかに解釈し、行政命令で多数の受入業務を追加した。もっとも、行政程序法(日本の「行政手続法」に相当)が1999年2月3日に公布されたことで(2001年1月1日に施行)、状況は大きく変化し、就業服務法の改正に繋がっていくことになる。以下では、審議の経緯と2002年法改正の内容を説明する。

## (2) 審議の経緯

1999年2月3日公布された行政程序法1条には「法律による行政」(中国語: 依法行政)の原則が規定されている。「法律による行政」とは、国民の権利義務に関する規定は「法律」で定めなければならないという原則であるが、この原則が法律上の原則となったため、就業服務法に規定がないにもかかわらず労働部が行政命令で受入業務を指定することは行政程序法に明確に違反することとなった<sup>(65)</sup>。この状況を是正するためには、行政命令で指定された受入業務を就業服務法に追加するか、それまでの命令に基づく受入を禁止するかいずれかの方法を取るしかない。後者が非現実的であるのは明らかであり、前者の方法がとられることとなった。もっとも、それまで行政命令で追加された業務を一気に法律の中に取り込むというのではなく、できるものから順番に取り込むという方法がとられることとなった。

1999年12月14日、行政院は就業服務法の改正案を立法院に提出した(以下、1999年改正案)<sup>(66)</sup>。1999年改正案は、船舶労働と漁業を就業服務法の受入業務に追加するというものであった。船舶労働も漁業も既に労働部の行政命令で受入業務になっていたが、前述の行政程序法との関係で就業服務法に取り込む必要があったために改正案が提出されたわけである。もっとも、行政命令で既に受入業務に指定されているからというのは法改正の理由にはならず、行政院は、船舶労働や漁業に従事する台湾人が少なく、外国人労働者を受け入れる必要があるということを理由として挙げた。1999年改正案は2000年2月28日に立法院第一読会で審査された<sup>(67)</sup>が、第二読会での審議に進まないまま廃案となった。

2000年11月7日に行政院の就業服務法改正案が再び立法院に提出され(以下、「2000年改正案」という)<sup>(68)</sup>、2001年3月27日に立法院第一読会で審査され<sup>(69)</sup>、2001年3月

28日に社会福祉・衛生環境及び司法合同委員会で2000年改正案が審議された<sup>(70)</sup>。2000年改正案に船舶労働と漁業が受入業務として追加されたが、介護が追加されていなかった。しかし、船舶労働と漁業についての審議であるにも関わらず、それらの業務については議論の対象にならず、介護を就業服務法の受入業務として規定するべきであるかということについて激しい議論が交わされた。

労働部の提案理由は次のようなものであった。高齢者や障害者の介護は本来であれば国の責務であるが、現時点（2001年）で国が社会福祉制度を整備する見込みはない。台湾の社会はすでに安い外国人介護労働者を使用するのに慣れており、いまになって外国人介護労働者の人数や使用者資格を厳しく制限すると、世論の反発を招くことが予想される。このように、外国人介護労働者は不可欠の存在となっており、就業服務法の受入業務に介護を追加すべきである。もとより、台湾人の勤労権の保障も考えなければならないが、これについては就業安定費の金額を上げることで対処するべきである<sup>(71)</sup>。

これに対して、反対派は次のように主張した。外国人労働者の受入れが拡大すると、台湾人労働者が外国人労働者に代替され、台湾人の雇用機会が喪失したり台湾人の労働条件が悪化したりすることが予想される。また、就業安定費を値上げするという提案についても、就業服務法が施行されてから就業安定費の用途不明の問題があり、就業安定費の用途が明確にされなければ、就業安定費を値上げしても失業問題は改善されない<sup>(72)</sup>。

2000年改正案は2001年12月21日に第二読会で審議された後<sup>(73)</sup>、同日第三読会で成立<sup>(74)</sup>、2002年1月21日に公布・施行された<sup>(75)</sup>。2002年法改正は、受入業務を規定する条文の番号が変更される（43条1項から46条1項に）とともに、受入業務に船舶労働と漁業が追加された。改正後の内容は以下のとおりである。

「受入業務は、本法に別段の定めがある場合を除き、以下の各号に定めるものに限られる。

- 1号 専門的または技術的業務
- 2号 華僑または外国人が政府の許可を経て行う事業の経営
- 3号 公立私立の短期大学以上または外国人学校の教師、私立の中学校高校の外国語教師、公立私立のバイリンガル高校の教師
- 4号 塾の専任外国語教師
- 5号 スポーツ監督及びスポーツ選手
- 6号 宗教、芸術及び演芸活動
- 7号 商船、業務船及びその他行政院交通部の許可を受けた船舶の船員
- 8号 海洋漁業
- 9号 家事使用人
- 10号 国家の重要建設プロジェクトまたは経済発展の必要性に鑑み労働部が指定する業務
- 11号 その他業務の特殊性により台湾において人材が欠如し、外国人労働者を受け入れる必要があると認められ、労働部が特別に許可した業務。」

2002年法改正では、介護労働を就業服務法の受入業務として追加することはできなかったが、この時の立法院での議論が2013年改正への伏線となった。

## 2 2013年法改正

### (1) 法改正の背景

2002年法改正において介護は受入業務として認められなかったが、現場では外国人介護労働者の存在が欠かせなくなっていた。外国人介護労働者の需要が増え、従来の行政命令（「外国人聘雇許可及管理弁法」）だけでは外国人労働者を管理できなくなったため、2004年1月13日に新たな行政命令（外国人管理規則）が制定されることとなった。外国人管理規則では外国人介護労働者の募集期間が新設された（12条4項）。次いで、2005年12月30日に、外国人管理規則の中に、外国人在宅介護労働者の申請事項に関する規定が新設され（12条の1、16条1項3号）<sup>(76)</sup>、2008年12月24日には、外国人在宅介護労働者の補充（17条4項、17条の1第2項）や生活計画書（19条の1第2項）に関する規定が新設された<sup>(77)</sup>。

外国人管理規則が施行されたのと同じ日（2004年1月13日）に、労働部は外国人資格審査規則を制定した。外国人資格審査規則で、在宅介護及び施設介護が就業服務法46条1項10号にいう「労働部が指定する業務」とされた（4条）。同時に、在宅介護は家庭内、施設介護は施設や病院における精神・身体障害者の日常生活等の介護と定義され（4条3～4号）、外国人介護労働者の資格（7条）と利用者の資格も明確化された（20～24条）。

### (2) 立法院における審議

前述のように、2001年以降は、行政命令で外国人労働者の受入業務を追加することは行政程序法に違反することになったが、介護に関しては、現実に行われている外国人による介護を行政命令で受入業務に追加するという行政程序法に抵触する状態がしばらく続いた。2012年4月の段階で、外国人介護労働者は約19.7万人、外国人家事使用人は2086人と、介護に従事する外国人労働者の方が圧倒的に多かったが、当時の就業服務法では、家事労働は受入業務として規定されているのに対し、それよりも圧倒的に需要のある介護が受入業務として規定されていないという不自然な状態であった。法的に問題があることは明らかであったが、外国人労働者の人権保障という観点からも問題であるという指摘がなされていたところである<sup>(78)</sup>。そこで、2012年4月から2013年5月にかけて立法委員によって改正案が相次いで提出された<sup>(79)</sup>。2013年10月30日、提出された複数の改正案が社会福利・衛生環境委員会で一括して審査されることになった（以下、2013年改正案）。

2013年改正案の提案理由は以下のとおりである<sup>(80)</sup>。

第1は、就業服務法内部での矛盾を理由とするものである。同法46条では介護は受入業務として規定されていないが、58条2項には外国人在宅介護労働者の欠員補充規定が存在する<sup>(81)</sup>。58条2項は介護が受入業務になっていることを当然の前提とする規定であるから、

介護が受入業務のひとつであることを就業服務法に明確に規定すべきであるというものである。

第 2 は、外国人労働者の人権保障を理由とするものである。外国人家事使用人の人数は約 2000 人であるのに対して外国人介護労働者の人数は約 20 万人である。人権保障の観点からみて、外国人介護労働者が受入業務であることは就業服務法に明確に規定されるべきであるとするものである。

2013 年改正案は同年 12 月 10 日に第二読会で審査され、「介護」が就業服務法 46 条 1 項 9 号として提案され、当日、第三読会で成立した<sup>(82)</sup>。2013 年法改正は、就業服務法 46 条 1 項 9 号の「家事使用人」を「家事使用人及び介護」に変更するものであった。

### 3 近年の改正

就業服務法そのものの改正ではないが、直近の規則改正についてみておくことにしよう。2019 年 4 月 3 日、外国人資格審査規則が改正され<sup>(83)</sup>、就業服務法 46 条 1 項 10 号にいう「労働部の指定する業務」の範囲が拡大されるとともに、外国人労働者を雇用する条件が緩和された。外国人資格審査規則の改正理由は次の 2 点である<sup>(84)</sup>。

第 1 は、国内回帰企業への特別措置を講ずるためである。2018 年から米中の経済関係が悪化し、中国で生産された製品に対して高い関税がかけられるなど、中国に進出した台湾企業も影響を受けている。このままでは中国で生産活動ができなくなるとして、台湾への回帰を希望する台湾企業（以下、「国内回帰企業」という）も存在するが、台湾に戻るのにも費用はかかるわけであり、それらの企業は政府の支援を求めている。政府は、企業が台湾に戻ることによって国内への投資の促進や賃金水準の上昇が期待されると考え、必要な措置を講じることにした<sup>(85)</sup>。行政院は、2018 年 12 月 7 日、「海外から台湾へ回帰する企業投資推進政策」（中国語：歡迎台商回台投資行動方案）<sup>(86)</sup>を発し、十分な労働力を提供することにした。具体的には、国内回帰企業に対して外国人労働者を雇用する条件を緩和し、より多くの外国人労働者を雇用ができるようにした。

第 2 に、酪農、農業分野における労働力不足を解消するためである。台湾では、酪農及び農業分野において労働力が不足している。酪農は業務の性質上労働時間が長く、また、農業は季節による労働時間の変動が激しいからである。そこで、外国人労働者の「補完性の原則」に基づいて、外国人労働者を受け入れることにしたのである。

外国人資格審査規則は、2019 年 8 月 26 日にも改正された<sup>(87)</sup>。改正点は以下のとおりである。

第 1 に、同性婚が 2019 年 5 月 24 日に認められたことに伴い、外国人家事使用人及び外国人在宅介護労働者の使用者の資格に関する文言の修正がなされた。

第 2 に、国内回帰企業が外国人労働者を受け入れる際の受入可能人数が引き上げられた。

第 3 に、施設介護の場面における施設に関する条件が緩和された。

第 4 に、要介護者の判定基準を世界保健機関（World Health Organization）の「国際生

活機能分類」(International Classification of Functioning, Disability and Health) に依拠することにした<sup>(88)</sup>。

#### 4 小括

以上のように、1992年、台湾政府は「国家建設」を予定通り進めるため外国人労働者を一時的な労働力として受け入れた。もっとも、当時の台湾で労働力が本当に不足していたのかということをめぐる疑義も呈されていた。実際、立法院における審議では、職業訓練・職業紹介の充実が図られれば外国人労働者受入れは必要ないとの反対意見もあった。しかしながら、最終的には、多数決により就業服務法が制定され、外国人労働者の受入れが始まることとなった。

2000年代に入ると「国家建設」は一段落し、「国家建設」のための外国人労働者需要は減少したが<sup>(89)</sup>、それにもかかわらず、政府は「経済発展」の名目で受入業務を拡大した。受入業務の拡大は、まず労働部の行政命令によって受入れ業務を追加し、外国人労働者の人数が一定に達してから、次に就業服務法を改正し受入業務として明文化するという形で行われた。外国人労働者に関する行政命令が数多く出されているのもそのためである(図表1)。

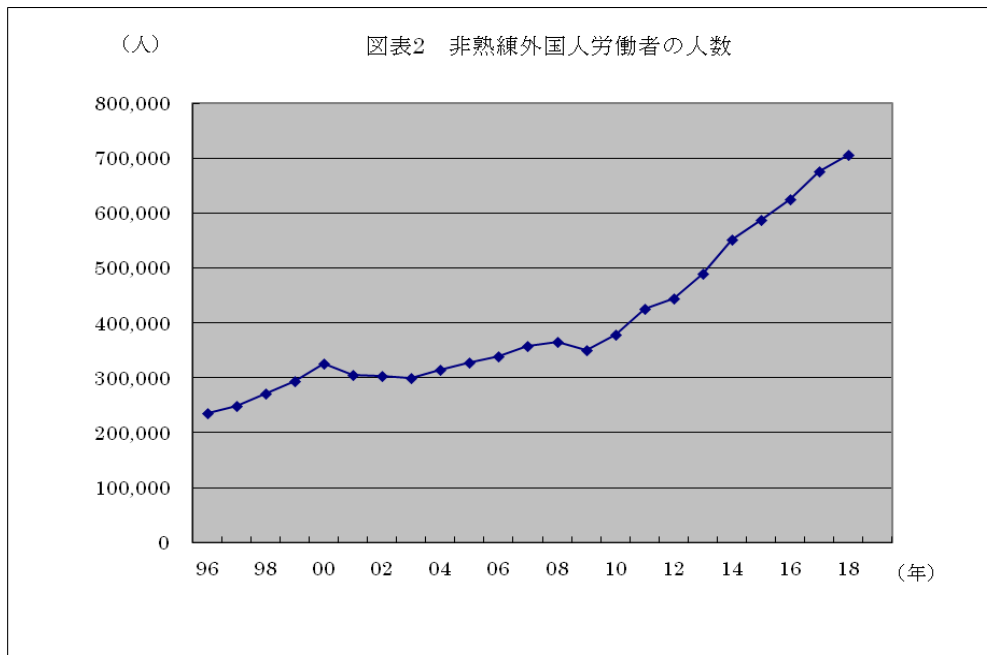
図表1 外国人労働者関係法規及び重要事件一覧

年 月 日	法律・法令名	概 要	総統	議会多数派
1935年8月7日	職業紹介法	公布未施行	李登輝 (国民党) 1988 ~2000年	国民党 <sup>(90)</sup>
1990年12月8日	雇用措置	非熟練外国人労働者： 受入開始		
1992年4月23日	障害者の在宅介護人材不足に関する暫定措置	外国人在宅介護労働者： 受入開始		
1992年5月8日	職業紹介法、雇用措置	廃止		
同日	就業服務法	受入業務 (43条1項1~9号)		
1992年7月27日	外国人の雇用許可及び管理に関する規則			
1992年8月5日	国家重要建設に関わる落札建設会社及び外国人在宅介護労働者の申込条項	外国人在宅介護労働者： 受入条件明示		
1992年8月20日	外国人施設介護労働者の利用開始、漁業における外国人労働者の受入手続	外国人施設介護、漁業関係労働者：受入開始		

台湾における外国人労働者受入制度の展開

1993年1月12日	第3回産業及び建設業における外国人労働者の採用	外国人船員：受入開始		
1997年5月21日	就業サービス法改正	警戒指標作成義務 (49条3項)		
2001年1月1日	行政程序法		陳水扁 (民進 党) 2000 ~2008年	
2002年1月21日	2002年改正法	船舶労働、海洋漁業の追加 (46条1項7、8号)		
2004年1月13日	外国人の雇用許可及び管理に関する規則	廃止		
同日	外国人管理規則			
同日	外国人資格審査規則	介護の定義規定		
2007年~2016年	長期介護 1.0			
2013年3月13日	外国人派遣介護労働者プロジェクト	外国人派遣介護労働者：受入開始	馬英九 (国民 党) 2008 ~2016年	
2013年12月25日	2013年改正法	介護の追加 (46条1項9条)		
2016年10月27日	多国労働政策協商諮問委員会	警戒指標項目の発表	蔡英文 (民進 党) 2016 年~	民進党
2017~2026年	長期介護 2.0			
2018年10月3日	監察院改善勧告の送付	労働部、經濟部、衛生福祉部		
2019年4月3日	外国人資格審査規則改正	外国人酪農・農業労働者の受入開始、国内回帰企業受入条件の緩和		
2019年8月26日	外国人資格審査規則改正	国内回帰企業受入条件の緩和		

本稿では主に介護業務について紹介したが、他の業務、例えば漁業も同様の手法で受入業務として追加されている。現在、製造業、農業、酪農業の業務については行政命令により外国人労働者を受け入れているが、就業サービス法に明文化されるには至っていない。そして、このような受入業務の確定傾向は、時の政権与党や議会の多数派が国民党か民進党かということによっては左右されていない<sup>(91)</sup>。たしかに、台湾は何回も政権交代を経験したが、国民党政権と民進党政権と外国人労働者受入れが拡大される一方である (図表 2)。



資料出所：労働部「労働統計查詢網」(<https://statfy.mol.gov.tw/default.aspx>、2019年10月10日)

#### 四 監察院による改善勧告の公布

外国人労働者の人数が増加する一方、また、製造業に関していえば、外国人労働者の受入れは工場の機械化を進めるまでの一時的な措置として行われるものであったが、当初想定されたほど機械化は進んでいない。外国人労働者を受け入れると企業側に生産性を向上させるインセンティブが働かなくなるため、機械化が進まなくなるのは必然であるが、これらの点について、2018年に監察院が改善勧告を出している。本章では、この監察院の改善勧告について概観することにする。

##### (一) 監察院の概要

前提として、監察院について簡単に紹介する。台湾では、国家の作用は、立法、行政、司法、考試、監察の五権に分かれており（五権分立制）、それぞれ、立法院、行政院、司法院、考試院、監察院がその役割を担っている。

中華民國憲法<sup>(92)</sup>の規定によると、①監察院は、国家最高の監察機関であり、公務員の弾劾権<sup>(93)</sup>、公務員の糾弾権（中国語：糾舉權）<sup>(94)</sup>及び會計監查權（中国語：審計權）を行使する（90条、中華民國憲法增修条文7条）。②監察院は、行政院及びその關係部署<sup>(95)</sup>が公布した命令及び関連文書を調査閱覽することができる（95条）。③監察院は、行政院及びその關係部署の職務内容に応じて複数の委員会を設立して、違法行為または職務怠慢の有無を調査する（96条）。④監察院は、委員会の審査及び決議を経た改善勧告（中国語：糾正案）を行政院及びその關係部署に送付することによって職務の改善を促すことができる（97条1項）。⑤監察院は国家及び地方公務員が職務怠慢または違法行為を認める場合には、糾弾案



または弾劾案を提出することができる（97条2項）。

④の改善勧告については、監察法と監察施行規則に詳細な規定がある。監察法によると、弾劾権と糾弾権は監察委員が行使するが、改善勧告の提出は委員会の権限である（2条）。監察院は、行政院及びその関係部署に対して調査を行い、委員会の審査及び決議を経て改善勧告を提出する。監察院は改善勧告を行政院またはその関係部署に移送して、問題を注意して改善を求める（24条）。改善勧告が届いてから2ヶ月以内に、行政院及びその関係部署は職務改善を適切に行い書面で監察院に報告しなければならない。報告書が提出されない場合、監察院は尋問することができる（25条）。監察委員が監察権の行使に際し統計や資料を調査する場合<sup>(96)</sup>、各機関・軍事基地・団体はこれを拒否することができない。尋問が行われる場合、各機関・軍事基地・団体の担当者は事案の詳細な経緯を説明し、尋問内容が記録された書面に署名捺印しなければならない（26条1項）。

監察法施行規則によると、監察委員は、行政院及びその関係部署に改善勧告を提出しようとする場合、監察法24条により各委員会の審査を経てから提出しなければならない（18条1項）。改善勧告の公布及び送付については各委員会の議決によって決定する（19条）。改善勧告が届いてから2ヶ月以内に行政院またはその関係部署が改善事実を監察院に報告しない場合は、監察院は書面尋問あるいは事情聴取をすることができる（20条）。改善勧告が届いてから行政院またはその関係部署が問題をごまかすなどして適切に対処せず、繰り返し問題が起こる場合、監察院は弾劾または糾弾に関する権限を行使することができる（20条の1）。改善勧告の公布は、監察院公報または監察院ホームページ、新聞に掲載することによって行われる（22条）。

## （二）改善勧告の公布までの経緯

就業服務法は外国人労働者を限定的に受け入れるという原則に立脚しているにもかかわらず、なぜこれほど多くの外国人労働者が台湾に存在するに至ったのかということについて疑問を抱いた監察院委員（王幼玲委員）は、2018年2月に調査を開始した<sup>(97)</sup>。他の機関から調査を委託されたわけではないため、「自主調査」ということになる。調査は、外国人労働者受入れの責任官庁である労働部に対してはもちろん、経済成長に責任を負う経済部、介護労働者の所管する衛生福利部及（厚生労働省の厚生部門に相当）び国家政策委員会に対しても行われた<sup>(98)</sup>。

### （1）労働部に対する調査

2010年時点で外国人労働者の数は37万9,653人であったが、2018年7月末には69万2868人に急増している。労働部に対する調査も当然のことながら、そのような事態を招いたのはなぜかという点を中心になされた。監察院委員は、労働部が外国人労働者の受入人数（中国語：総量）を適正に管理していなかったことが外国人労働者急増の背景にあるのではないかと考え、「警戒指標」の未整備という点を中心に調査を行った。警戒指標というのは、外国人労働者の受入人数を適正水準に維持管理するために1997年の就業服務法改正で導

入された指標であるが<sup>(99)</sup>、単一の指標ではなく、台湾人の就業率や失業率、賃金変動率や外国人労働者の失踪率などの統計をまとめた総称である<sup>(100)</sup>。毎年、労働部は関連機関、労働者代表、使用者代表と協議して警戒指標を作成しなければならず、労働部は、警戒指標に従い、外国人労働者の受入人数を管理・調節することになっている。しかし、2018年時点で、警戒指標は作成されていなかった。警戒指標がなければ、増加する外国人労働者数をコントロールできないだけでなく、外国人労働者が台湾の産業へどのような影響を及ぼしているか、台湾人労働者の労働条件へどのような影響を与えているか、受入比率や受入業務をどの程度調整する必要があるのかといった判断ができなくなる。そこで、労働部に対して回答を求めたのである<sup>(101)</sup>。

労働部は、まず、次の各点を理由に、警戒指標がないことは問題ではないという趣旨の回答をした<sup>(102)</sup>。①2008年から10年にわたって外国人労働者の調査をしているが、外国人労働者の受入れは台湾人労働者の賃金、労働時間、失業率、労災率に著しい影響を与えていない。②外国人労働者の受入れには、台湾人労働者の夜間勤務を減少させ、また、台湾人労働者を危険な仕事から遠ざけるという利点がある。台湾の企業にとっても、生産規模の拡大や利益の増大に加えて、労働力が充足されるという利点がある。

次に、警戒指標そのものについても、以下のように反論した。労働部は、2016年10月27日に、「多国労働政策協商諮問委員会」(中国語：跨国労働力政策協商諮詢小組)<sup>(103)</sup>第25回会議で警戒指標の項目が確定され公表されている。警戒指標そのものは作成されていなくても、労働部は政労使及び有識者を集めて協議を行い、労働力調査も実施している<sup>(104)</sup>。

## (2) 経済部に対する調査

経済部に対しても外国人労働者がここまで多くなったのはなぜかという問題意識のもとで調査が行われたが、経済部に対する調査は次の3つの疑問をめぐって実施された<sup>(105)</sup>。

第1は、製造業の労働者が外国人労働者によって代替されているのではないかと、という疑問である。実際、労働部と行政院主計処(総務省統計局に相当)の統計によると、台湾の工場で働いている労働者はほとんどが外国人であり、外国人労働者の受入れによって台湾人労働者が外国人労働者に代替されているのではないかと、という疑問が拭えないわけである。

第2は、労働部が受入業務や受入人数を決める際に必要となる情報を労働部に提供していなかったのではないかと、という疑問である。2017年の調査によると、外国人労働者全体の中では、製造業に従事する者が最も多い<sup>(106)</sup>。たしかに、受入業務や受入人数を指定するのは労働部の権限であり、労働部に大きな責任があることは疑いないが、監察院委員は、製造業者が置かれている状況やそれに関する情報を適切に労働部に提供していれば、労働部が判断を誤ることはなかったのではないかと考えたわけである。

第3は、工場のオートメーション化に向けた指導・管理を適正に行っていないのではないかと、という疑問である。台湾の製造業は外国人労働者を受け入れる前と比べて自動化

されておらず、これは経済部の管理不足ではないかというのが、監察院委員の問題意識である。

経済部は次のとおり回答した<sup>(107)</sup>。

第1に、監察院は、2016年8月の1ヶ月間の労働力調査データを基に台湾人労働者と外国人労働者の代替性の問題を指摘している。しかし、外国人労働者の受入人数は年単位で計算されているのであり、1ヶ月間のデータだけでは適切な分析ができない。台湾人労働者が外国人労働者によって代替されているという指摘は当たらない。

第2に、外国人労働者の受入れについては、経済部は、就業服務法の規定に従って、労働部が行う業務に協力しているに過ぎない。経済部は独自に労働力調査を実施することはできず、失業問題や代替性問題に関与できない。

第3に、外国人労働者を受け入れるようになってから専門窓口を作り、どのようにすれば技術を向上させ、機械化することができるかということについて相談に乗っている。さらに、外国人労働者の受入れ一般について、台湾人労働者の雇用機会を保障するために外国人労働者の受入人数を減らすと、企業は生産拠点を海外に移すことになるので、かえって台湾人労働者の失業問題が深刻になるという回答も行った。

### (3) 衛生福利部に対する調査

衛生福利部に対する調査は、介護制度をめぐって行われた。介護制度を創設したのに外国人労働者が依然として多いのは、介護制度そのものに欠陥があるのではないか、適正に機能していないのではないか、というものである<sup>(108)</sup>。

衛生福利部は次のとおり回答した<sup>(109)</sup>。①2007年から「長期介護10年計画1.0(2007～2016年)」(以下、「長期介護1.0」という)を実行に移したが、それに続いて、2017年からは「長期介護10年計画2.0(2017～2026年)」(以下、「長期介護2.0」という)を実施し、多様かつ継続的な介護サービスが提供されるようにしている。②台湾人介護労働者の低賃金問題については、労働時間週40時間以上の正社員の台湾人介護労働者の最低賃金を毎月3万2000台湾ドル、時給制の台湾人介護労働者の最低賃金を1時間200台湾ドルと定め、2018年4月30日に各自治体に6ヶ月以内に待遇を改善するよう行政指導を行っている。③2007年7月30日に「高齢者福祉機構設立基準」(中国語：老人福利機構設立標準)が改正され、外国人施設介護労働者の人数を台湾人介護労働者の2分の1以下にしなければならないという制限が新設されたが(8条4項)<sup>(110)</sup>、それ以降、外国人施設介護労働者人数の増加はある程度抑えられている。④2013年3月13日に労働部から「外国人派遣介護労働者プロジェクト」(中国語：外籍看護工外展看護服務試弁計画)が公布されたが、そこでは、外国人派遣介護労働者と台湾人介護労働者をあわせて利用することによって外国人在宅介護労働者の人数を削減することが目標とされている。

### (三) 改善勧告の内容

以上のような調査を行った後、調査結果は監察院委員会に送付され、監察院内部の委員会で審議・検討を経て、2018年10月3日、監察院委員会は労働部、經濟部及び衛生福利部に改善勧告<sup>(111)</sup>を送付した。この改善勧告は、2019年4月11日に公布された<sup>(112)</sup>。

(1) 労働部に対する改善勧告

労働部に対しては、次のような改善勧告が送付された<sup>(113)</sup>。

労働部の調査や研究結果には外国人労働者受入れのメリットとデメリットが記載されているが、労働部は使用者側に有利な調査や研究結果のみを採用して、外国人労働者の受入れを拡大してきた。2008年の研究報告書「3K3班産業<sup>(114)</sup>における外国人労働者受入れの台湾労働市場及び産業経済発展への影響」(中国語：開放3K3班産業外勞對於國內勞動就業市場及産業經濟發展之影響評估)<sup>(115)</sup>では、①外国人労働者に関する調査データが不適切である、②外国人労働者の受入れには、台湾人の労働条件を改善する使用者の意欲を低下させるデメリットがあるという指摘がなされていた。また、2015年の研究報告書「低賃金の台湾労働市場に対する影響及び政府対策」(中国語：低薪資對我國勞動市場的影響與政府因應策略)<sup>(116)</sup>では、①外国人労働者の受入れによって台湾の専門家・技術者の賃金は上昇しているものの、台湾の非熟練労働者は外国人労働者に代替され、賃金が低下している、②台湾の労働市場では、人材流出、労働者の勤労意欲低下、産業競争力喪失などの問題が生じているという指摘がなされていた。

労働部の政策は、労働力不足を外国人労働者の活用によって補完するというものであるが、外国人労働者の受入れは1997年から年々拡大し、台湾人労働者が外国人労働者に代替される結果となった。1991年から1995年まで、労働部は外国人労働者受入人数を制限しつつ、各企業の申請に基づいて労働力不足の状況を勘案して各企業への人数を配分した(中国語：配額制)。ところが、1997年から、労働部は受入人数を制限せずに外国人労働者の受入れを拡大した。1997年の就業服務法改正で、49条3項<sup>(117)</sup>に警戒指標の作成義務の規定が新設され<sup>(118)</sup>、労働部は毎年警戒指標を作成し、当該指標にしたがい外国人労働者を受け入れることになったが、労働部は警戒指標を作成せず、2016年10月になってようやく警戒指標の項目を公表した。1997年から2016年まで19年が経過していることを考えると、遅いと言わざるを得ない。

たしかに、労働部は2001年に警戒指標に関する調査を実施したが、内部資料であるという理由で調査結果は公表されなかった。また、2012年に労働部は外部に委託し警戒指標の作成作業を開始し、2016年10月27日に労働部「多国労働政策協商諮問委員会」第25回会議で警戒指標の項目が確立されたが、外国人労働者の受入れが台湾の経済社会と国民生活にどのように影響しているかに関する研究がない。以上、労働部の職務怠慢により、台湾の外国人労働者問題は、現在、制御不能の状況になっている。

(2) 經濟部に対する改善勧告

經濟部に対しては、次のような改善勧告が示された<sup>(119)</sup>。

1997年の時点で、製造業就業者に占める外国人労働者の割合は6.44%であったが、2011

年の7.30%、2014年の10.52%を経て、2017年には13.42%にまで上昇している。経済部は製造業における労働力不足の現状を把握せず、外国人労働者を使用している企業への自動化指導も実施していなかった。安価な外国人労働者を大量に受け入れた結果、自動化が遅れ製造業が衰退しただけではなく、代替問題も生じた。経済部が労働部に対して必要かつ正確な情報を提供していなかったため、労働部は外国人労働者の受入人数を管理できなかった。これは、経済部の職務怠慢である。

(3) 衛生福利部に対する改善勧告

衛生福利部に対しては次のような改善勧告が示された<sup>(120)</sup>。

受入業務のなかで、衛生福利部が関与しているのは外国人在宅介護労働者、外国人施設介護労働者、外国人派遣介護労働者、外国人家事使用人である。1992年から外国人在宅介護労働者の利用が始まったが、その後、利用条件が徐々に緩和され、2011年から2017年にかけて外国人在宅介護労働者の人数は約4万8,000人も増加した。長期介護1.0、2.0も実施されてきたが、外国人在宅介護労働者に依存するという問題はいまだに解決されていない。その原因は以下の点にある。

第1に、衛生福利部の調査不足で、介護に関する総合的な政策が策定されなかったという点である。2009年の研究報告書「わが国における長期介護に対する需要予測」（中国語：我国長期照護服務需求評估）<sup>(121)</sup>では、少子高齢化が急速に進む中で、長期介護問題に早急に対応するため、全国的な要介護者の調査及び介護人材の育成が必要とされたにもかかわらず、衛生福利部はこの報告書を参考にせず、適切な調査データを欠いたままで長期介護政策を策定・施行した。その結果、外国人在宅介護労働者の人数は減少せず、増加の一途を辿った。外国人在宅介護労働者の人数問題は労働部の職務内容であり衛生福利部には干渉する権限がないと衛生福利部は主張するが、衛生福利部の最も重要な職務内容は介護と医療サービスの提供である。在宅介護も施設介護も介護制度の一部であり、在宅介護人材不足で外国人在宅介護労働者に依存するという問題は衛生福利部にも責任がある。

第2に、2015年8月8日に外国人在宅介護労働者の利用者条件が緩和された点である。この時の条件緩和で、「85歳の軽度知的障害高齢者<sup>(122)</sup>であれば外国人在宅介護労働者を利用することができる」こととなった。それ以降、外国人在宅介護労働者は急激に増加した。長期介護1.0、2.0は実施されてきたものの、殆ど成果をあげていないので、要介護者は外国人在宅介護労働者に依存せざるをえない状況になっている。

第3に、外国人派遣介護労働者の利用条件が厳しいという点である。外国人派遣介護労働者の利用者数が少ないのは、利用条件が厳しいことが原因であるのだから、利用者条件を緩和すれば、在宅介護労働者に過度に依存しなくても済むはずである<sup>(123)</sup>。以上の事情を勘案すると、介護制度が整備されずに外国人労働者が急増してきたのは衛生福利部に責任がある。

五 結びに代えて

台湾において、外国人労働者は、労働力不足を解消するために受入れが認められるようになったものである。就業服務法が制定された当時は、受入業務・受入期間・受入人数が厳しく制限されていたが、現在（2019年8月）では、外国人労働者は71万人を超え、台湾における就業者の約6.1%を占めるにまで至っている。

法律のレベルでは限定的にしか認められないことになっていたにもかかわらず、ここまですべて外国人労働者が増えたのは、労働部が受入業務の拡大に積極的であったということと、法律の規定が労働部の判断で受入業務を追加することを可能にする構造になっていたからである。前者についていえば、就業服務法制定直後から、「障害者の在宅介護人材不足に関する暫定措置」や「外国人施設介護労働者の利用開始」などの行政命令を発して、外国人在宅介護労働者や外国人施設介護労働者の受入れを進めてきた。そして、後者についていえば、就業服務法46条1項10号は「国家の重要建設プロジェクトまたは経済発展の必要性に鑑み労働部が指定する業務」という規定になっており、立法院の審議を経ずに労働部の判断のみで受入業務を追加することができる構造になっていた。その意味では、受入業務の拡大は就業服務法が制定された段階で既に規定路線であったとも言えるのである。就業服務法の規定を用いて受入業務を拡大した後は、当該業種の外国人労働者が台湾社会に根付いた頃に法律の規定に追加し、法律レベルでも受入業務が拡大されてきた。外国人労働者の受入れを推進する労働部の姿勢は現在でも変わらず、2019年には、国内回帰企業に特別措置を講じ、より容易に外国人労働者を利用することができるようにしている。このような状況を前提にする限り、今後も、行政命令で受入業務を拡大し、その後、その業務を法律に追加するという形で外国人労働者の受入れが進む可能性が高い。

もっとも、監察院によって改善勧告が送付されたことにより、この状況が変化する可能性もある。外国人労働者の受入れの是非について様々な意見があるのは周知のとおりであるが、監察院の改善勧告が明らかにしたことは、受入れを推進する労働部が、都合の悪い統計や法律の規定を無視しているという事実である。前者について、改善勧告は、外国人労働者の受入れにより台湾の非熟練労働者の賃金が低下しているといった自身に不都合な統計は無視して、自身に有利な調査や研究結果のみを採用して外国人労働者の受入れを進めてきたと厳しく批判している。後者についても、確かに、労働部は就業服務法46条1項10号の規定に従って受入業務を追加しているが、改善勧告の指摘からも明らかなように、労働部による受入業務の拡大は、「外国人労働者を受入れる際には、台湾人の就労機会、労働条件、経済発展及び社会の安定を妨げてはならない」とする同法42条の原則に明らかに抵触するものとなっている。

以上の通り、台湾の外国人労働者受入政策は現在では明らかに行き過ぎと言えるレベルに達している。どのような政策であれ、事実に基づいて決定されるべきであるし、その事実は正確な統計に基づいて確定されるべきである。今回の監察院の改善勧告送付が、外国人労働者の受入政策の適正化に向けた第一歩となることを期待する<sup>(124)</sup>。

注

- (1) 国家建設とは、インフラ整備のことである。台湾は1984年から「14項目のインフラ整備」（中国語：14大建設）を開始した。具体的には、高速道路の延長、鉄道の地下化、ゴミ処理施設や医療設備の整備が進められた。
- (2) 1990年12月8日台79年労字第36738号、1991年1月7日79府住都企第172330号、台湾省政府公報80年春字第9期（1991年1月7日）9-12頁。
- (3) 外国人労働者は、大きく熟練外国人労働者と非熟練外国人労働者とに分類できる。本稿では、非熟練外国人労働者を取り上げる。
- (4) 林国栄=詹火生=馬財專=藍科正「未来10年我国外劳政策变革方向之研究」国家発展委員会（2014）6頁。
- (5) 行政院主計総処「人力資源調査」  
（<https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/22010.htm>、2019年10月10日最終閲覧）。
- (6) 就業服務法制定当時は43条であった。
- (7) 2014年に労工委員会は「労働部」に名称変更された。本稿では、命令名を除き、すべて「労働部」で統一する。
- (8) 台湾では、行政程序法が制定されるまで、行政命令の効力や種類が整備されていなかった。行政程序法は1999年2月3日に公布され、2001年1月1日に施行された（1999年2月3日総統（88）華総一義字第8800027120号令）。行政程序法によると、台湾の行政命令には、法規命令と行政規則とがある。行政規則は行政機関の内部規範であるため国民の権利義務に影響しないが、法規命令は国民の権利義務に関係する（150、159条）。なお、名称だけを見て、それが法規命令か行政規則かを判断することはできず、内容を確認する必要がある。
- (9) 「外国人の雇用許可及び管理に関する規則」は1992年7月27日に公布・施行され（行政院労工委員会（81）台勞職業字第23919号令）、2004年1月13日に廃止された（行政労工委員会勞職外字第0930200228号令）。
- (10) 「外国人管理規則」は2004年1月13日に公布され（行政院労工委員会勞職外字第0930200222号令）、同月15日に施行された。
- (11) 「外国人資格審査規則」は2004年1月13日に公布・施行された（行政院労工委員会勞職外字第0930200140号令）。
- (12) 1992年5月8日総統（81）華総（一）義字第2359号令。
- (13) 外国人家事使用人に対して、使用者が、自分の家ではなく、他の者の家で業務を行うよう命じる場合が典型である。
- (14) バイリンガル高校とは、2ヶ国語で授業を行う高校のことである。
- (15) 行政院には14の部署が置かれている。内政部、外交部、防衛部、財務部、教育部、法務部、經濟部（経済エネルギー部）、交通部、労働部、農業部、衛生福利部、環境部、文化部、科学技術部である（行政院組織法3条）。
- (16) 就業服務法6条1項によると、中央主管機関とは労働部のことをいう。
- (17) 特殊な事情として、たとえば、2003年に発生したSARSが挙げられる。フィリピンで重症急性呼吸器症候群（SARS）の集団発生が起きたが、感染拡大を防止するためフィリピンからの外国人労働者の受入期間を延長することが認められた（2003年5月16日総統華総一義字第09200092550号令修正公布52条の改正理由）。ただし、インフラ建設の場合、延長期間は6ヶ月以内である（52条2項但書）。
- (18) この要件については労働部が関連部局と協議してから定める（52条7項）。
- (19) いわゆる外国人雇用税であり、外国人労働者を雇用する使用者にその支払いが義務づけられている。外国人雇用税という名称については、早川智津子「改正入管法と労働法政策」季刊労働法265号（2019）4-5頁。
- (20) 外国人労働者の受入手続は労働部が関連部局と協議して定める（48条2項）。

- (21) 3K というのは、台湾の労働部が用いている言葉であり、日本の俗語である 3K に由来するものである。意味するところは日本の 3K と同じである。労働部「The Ministry of Labor Increases Subsidies for 3D/3K Jobs and Improves Working Environment in Surface Treatment Companies to Increase Worker Desire for Employment」(2018 年 3 月 7 日)。
- (22) 邱祈豪「台湾における外国人労働者問題と 92 年就業服務法」労働法律旬報 1347 号 (1994) 27 頁。
- (23) 雇用措置は限時法であり、就業服務法の施行により、失効することになった。前掲注 (2) ・ 12 頁。
- (24) たとえば、労働者派遣法という法律は現在でも台湾では存在せず、労働者派遣に関する規定は労働基準法の中に点在している。
- (25) 「院總第 1537 号政府提案第 3726 号」立法院第 1 届第 84 会期第 32 次会議議案関係文書 (1990 年 1 月 17 日) 1-27 頁。
- (26) 「立法院第 1 届第 84 会期第 32 次会議記録」立法院公報第 79 卷第 6 期院会記録 (1990 年 1 月 17 日) 3 頁。
- (27) 前掲注 (25) ・ 11-12 頁。
- (28) 25 条の提案理由を参照。前掲注 (25) ・ 12 頁。
- (29) 31 条の提案理由を参照。前掲注 (25) ・ 14-15 頁。
- (30) 使用者は、延長を申請することができ、延長が認められた場合、期間は 1 年に限って延長される。
- (31) 32 条の提案理由を参照。前掲注 (25) ・ 15 頁。
- (32) 33 条の提案理由を参照。前掲注 (25) ・ 15-16 頁。
- (33) 台湾における法律の制定から公布までのプロセスについて確認しておく。まず、法案は、行政院、司法院、考試院、監察院、立法委員 (国会議員に相当)、政党のいずれかから「程序委員会」に提出される。次に、「程序委員会」は、議案審議の順番を決める。そして、最優先の順位をつけられた法案から読会での審議が行われる。「第一読会」では法案が朗読され、「第二読会」では法案の内容についての審議が行われる。修正、再審査、取消、撤回は、すべてこの段階で行われる。最後の「第三読会」では、法案の内容に矛盾がないか、あるいは憲法その他の法律に違反していないか、ということが審査される。
- しかし、実際には、提出される法案の数が多く、すべての法案を立法院會議 (「院会」と略される。日本の国会の本会議に相当する) で審議することは不可能である。そのため、立法院内に 8 つの常設委員会が設置されている。内政委員会、外交防衛委員会、経済委員会、財政委員会、教育文化委員会、交通委員会、司法法制委員会及び社会福利・衛生環境委員会である。法案は、内容に応じてそれぞれの委員会で審議される (立法院程序委員会組織規程 5 条)。各委員会の定員は 13 名以上 15 名以下である (立法院各委員会組織法 3 条)。1 人の委員が複数の委員会に所属することはできない。また、各委員会の委員は毎年入れ替わる (立法院各委員会組織法 3-1 条)。各委員会の委員は各政党の議席数の割合によって配分される (立法院各委員会組織法 3-3 条)。
- 法案の審議は、通常は常設委員会が行う。具体的には、まず程序委員会が法案審議の順番を決め、「第一読会」において法案が朗読される。次に、程序委員会は、法案を該当する常設委員会に分配する。常設委員会は法案を審議し、出席委員の過半数の同意があれば当該法案は「第二読会」に提出される (立法院各委員会組織法 10 条)。大半の法案は「第二読会」において朗読され、そのまま第三読会に送付されるが、常設委員会での合意内容について他の立法委員から反対意見があれば、その点について審議がなされる。廖修雅「台湾における労働組合の現状と課題—2010 年改正法の批判的検討—」青森法政論叢 13 号 (2012) 36 頁。
- (34) 「立法院内政、司法両委員会審査『就業服務法草案』並廃止『職業紹介法』案第



- 一次聯席會議紀錄（第 85 会期）」立法院公報第 80 卷第 11 期委員會記錄（1990 年 4 月 16 日）・謝深山委員發言、72、74 頁。
- (35) 前掲注・洪奇昌委員發言、78-79 頁。
- (36) 前掲注 (34) ・周荃委員發言、80 頁。本稿では、中国人労働者問題は扱わない。
- (37) 職業紹介法を就業服務法として新たに立法するという形式的な目的からもかけ離れたものになっていた。
- (38) 「院総第 1537 号政府提案第 3858 号」立法院第 1 届第 86 会期第 8 次會議議案關係文書（1990 年 10 月 10 日）11-55 頁。
- (39) 「立法院第 1 届第 86 会期第 8 次會議記錄」立法院公報第 79 卷第 82 期院會記錄（1990 年 10 月 11 日）3 頁。
- (40) 「本院内政、司法兩委員會報告併案審查行政院函請審議『就業服務法草案』及『就業服務法草案修正草案』暨廢止『職業紹介法』案」立法院公報第 80 卷第 96 期 2520 号院會記錄（1991 年 11 月 26 日）39-90 頁。
- (41) 行政罰から刑罰へ強化された。「立法院内政、司法兩委員會併案審查『就業服務法草案修正草案』及『就業服務法草案』並廢止『職業紹介法』案第二次聯席會議記錄（第 86 会期）」立法院公報第 80 卷第 55 期委員會記錄（1990 年 11 月 7 日）331-332 頁。
- (42) 1990 年 11 月 7 日、1990 年 11 月 19 日、1991 年 3 月 18 日、1991 年 4 月 27 日、1991 年 6 月 12 日、1991 年 7 月 1 日にそれぞれ審議が行われた。
- (43) 業務内容に見合う賃金を支払っていないから求人に応じる労働者が少ないように見えるだけではないかというものである。
- (44) 前掲注 (41) ・朱鳳芝委員發言 334 頁。
- (45) 「立法院内政、司法兩委員會審查『就業服務法草案修正草案』並廢止『職業紹介法』案第 6 次聯席會議紀錄（第 88 会期）」立法院公報第 81 卷第 13 期委員會記錄・魏耀乾委員發言（1991 年 6 月 12 日）122 頁。
- (46) 前掲注・丁守中委員發言 119-120 頁。
- (47) 前掲注 (45) ・職業訓練局陳聰勝局長發言 120 頁。
- (48) 前掲注 (22) ・29 頁。
- (49) 「本院内政、司法兩委員會報告併案審查行政院函請審議『就業服務法草案』及『就業服務法草案修正草案』暨廢止『職業紹介法』案」立法院公報第 81 卷第 5 期 2533 号院會記錄（1992 年 1 月 9 日）・葛雨琴委員發言、56-57 頁。
- (50) 中華民國憲法の解釈上は中国大陆も中華民國の領土であるとされていたが、中国大陆出身者に就業服務法を適用すると中国大陆出身者は外国人であるということになる。これは、憲法の建前上許容できないものであった。
- (51) 「院総第 1537 号委員提案第 532 号」立法院議案關係文書（1992 年 2 月 28 日）1-13 頁。
- (52) 「院総第 1537 号政府提案第 4246 号」立法院議案關係文書（1992 年 2 月 29 日）7-66 頁。
- (53) 立法院公報第 81 卷第 19 期 2547 号院會記錄（1992 年 3 月 3 日）20 頁。
- (54) 立法院公報第 81 卷第 30 期 2558 号院會紀錄（1992 年 4 月 10 日）63-151 頁、立法院公報第 81 卷第 32 期 2560 号院會記錄（1992 年 4 月 17 日）26-40 頁。
- (55) 立法院議事規則 7 条では、法律案を提出する際、条文ごとに提案理由を記載しなければならないことになっている。
- (56) 43 条 2 項「労働部と関連部局は、前項の業務に携わる外国人の資格及び条件を規定しなければならない」と定めている。
- (57) 行政院勞工委員會 (81) 台勞職業字第 12506 号公告（1992 年 4 月 23 日）。
- (58) この行政規則は介護を受入業務として追加するものであるが、就業服務法の制定過程においては、介護についての議論は全くなされていなかったわけであるから、立法時の議論を完全に無視しているという点で、正統性に極めて問題がある

ものといえる。

- (59) 行政院劳工委员会 (81) 台劳職業字第 25745 号公告 (1992 年 8 月 5 日)。
- (60) 行政院劳工委员会 (81) 台劳職業字第 27390 号公告 (1992 年 8 月 20 日)。
- (61) 台湾における外国人介護労働者の実態を紹介する日本語文献として、城本るみ「台湾における外国人介護労働者の雇用」人文社会論叢社会科学篇 24 号 (2010) 27-64 頁、「外国人介護労働者の受け入れに関する課題—台湾の経験から」人文社会科学論叢 (2018) 101-122 頁がある。
- (62) 行政院劳工委员会 (81) 台劳職業字第 27391 号公告 (1992 年 8 月 20 日)。
- (63) 行政院劳工委员会 (81) 台劳職業字第 03383 号公告 (1993 年 1 月 12 日)。
- (64) 単驥「台湾外籍劳工政策之探討」行政院国家科学委员会 (2000 年) 6 頁。
- (65) 「立法院第 4 届第 5 会期衛生環境及社会福利、司法二委员会第 1 次聯席會議記錄」立法院公報第 90 卷第 19 期 3153 号下冊委员会記錄 (2001 年 3 月 28 日) 330-331 頁。
- (66) 「院総第 1537 号政府提案第 6906 号」立法院第 4 届第 2 会期第 13 次會議議案關係文書 (1999 年 12 月 15 日) 17-18 の 50 頁。
- (67) 立法院公報第 89 卷第 13 期 3072 号院会記錄 (2000 年 2 月 28 日) 22-23 頁。
- (68) 「院総第 1537 号政府提案第 7511 号」立法院第 4 届第 5 会期第 1 次會議議案關係文書 (2001 年 2 月 17 日) 137 頁。
- (69) 立法院公報第 90 卷第 14 期 3148 号上冊院会記錄 (2001 年 3 月 27 日) 19 頁。
- (70) 「立法院第 4 届第 5 会期衛生環境及社会福利、司法二委员会第 1 次聯席會議記錄」立法院公報第 90 卷第 19 期 3153 号下冊委员会記錄 (2001 年 3 月 28 日) 329-387 頁。
- (71) 前掲注・陳菊主任委員發言、341、355 頁。
- (72) 前掲注 (70) ・王昱婷委員發言、384-385 頁。
- (73) 「院総第 1537 号政府・委員提案第 6906・752・2907・2922・3128・3259 号の 1」立法院第 4 届第 6 会期第 2 次會議議案關係文書 (1991 年 9 月 22 日) 163-269 頁。
- (74) 立法院公報第 90 卷第 62 期 3196 号上冊院会記錄 (2001 年 12 月 21 日) 508 頁。
- (75) 2002 年 1 月 21 日總統 (91) 華総一義字第 09100010130 号令。2002 年改正法は、48 条 1~3 項を除いて 2002 年 1 月 21 日に施行され、48 条 1~3 項が 2004 年 1 月 15 日に施行された。
- (76) 2005 年 12 月 30 日行政院劳工委员会劳職外字第 0940509680 号令。
- (77) 2008 年 12 月 24 日行政院劳工委员会劳職管字第 0970503667 号令。
- (78) 「院総第 1537 号委員提案第 13137 号」立法院第 8 届第 1 会期第 7 次會議議案關係文書 (2012 年 4 月 11 日) 33-35 頁。
- (79) 立法院「法律系統」「就業服務法」 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>、2019 年 10 月 10 日最終閲覧)。
- (80) 立法院公報第 102 卷第 66 期 4091 号委员会記錄 (2013 年 10 月 30 日) 326-328 頁、395-398 頁。
- (81) 外国人在宅介護労働者が失踪した場合、使用者は労働部に欠員補充の申請をすることができる (58 条 2 項 1 号)。
- (82) 立法院公報第 102 卷第 77 期 4102 号 1 冊院会記錄 (2013 年 12 月 10 日) 57、101 頁。
- (83) 2019 年 4 月 3 日労働部労働發管字第 1080504593 号令。
- (84) 改正理由については、「外国人従事就業服務法第 46 条第 1 項第 8 款至第 11 款工作資格及審查標準部分条文修正總說明 (108.04.03 修正)」を参照。
- (85) 經濟部『歡迎台商回台投資手冊』 (2019) 3 頁。
- (86) 2018 年 12 月 7 日行政院院台經字第 1070043222 号函。
- (87) 2019 年 8 月 26 日労働部労働發管字第 10805112321 号令。

- (88) 外国人従事就業服務法第 46 条第 1 項第 8 款至第 11 款工作資格及審査標準部分条文修正總說明 (108.08.26 修正)
- (89) 「国家 (經濟) 建設計画沿革」  
([http://ebooks.lib.ntu.edu.tw/1\\_file/CEPD/2/001.pdf](http://ebooks.lib.ntu.edu.tw/1_file/CEPD/2/001.pdf)、最終閲覧 2019 年 10 月 10 日)。
- (90) 2005 年 2 月 1 日から 2008 年 1 月 31 日までは、単独で過半数を占める政党はなく、野党系が過半数を占めていた。立法院「立法委員」  
(<https://www.ly.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeid=110>、最終閲覧 2019 年 10 月 10 日)。
- (91) これは、いずれの政党も選挙のために経済界の支持を取り付ける必要があるということに起因する。外国人労働者の数が減少したのが 2 回だけある。1 回目は 2000 年代前半であるが、これは陳水扁が総統選の公約に外国人労働者数の削減を掲げたことによる。もっとも、1 期目の後半から 2 期目にかけては増加に転じている。2 回目は 2008 年から 2009 年にかけてである。いうまでもなく、これはリーマンショックによるものである。林如昕『政党輪替後の外労政策 2000～2006』国立台湾大学政治学系修士論文 (2009) 21-23 頁。
- (92) 中華民国憲法は 1947 年に施行されているが、2019 年 10 月までに 7 回改正されている。中華民国憲法の修正は条項の改定ではなく、新たな条項を追加する形 (中華民国憲法増修条文) で行われる。
- (93) 監察院は、公務員の行為が違法または失職に相当すると認められる場合、公務員懲戒委員会に懲戒を請求することができる (中華民国憲法 97 条 2 項、監察法 8 条、公務員懲戒法 23 条)。
- (94) 監察委員は、公務員の行為が違法または失職に相当すると認められる場合、停職処分その他の緊急処分をしたうえで、書面により当該公務員を指揮監督する権限を有する機関に通報するものとされている (監察法 19 条 1 項)。これを糾弾権という。
- (95) 行政院の下にある 14 部署 (前掲注 (15)) のことをいう。以下、「その関係部署」という。
- (96) 監察院の調査は 3 種類ある。第 1 は調査の必要があると監察院が認める場合に他の機関に依頼して調査してもらう「委託調査」、第 2 は国民から監察院に寄せられた陳情書記載の事実について調査の必要があると監察院が認めた場合に監察院が指名した委員によって行われる「派遣調査」、第 3 は国民から監察委員に寄せられた陳情書記載の事実について調査の必要があると監察委員が認めた場合または監察委員が必要と判断した場合に当該監察委員が自ら調査を行う「自主調査」である。監察院協査秘書作業手冊 (1998 年 6 月 23 日監察院 (87) 秘台湾調査字第 870800813 号函)。
- (97) 2018 年 2 月 5 日院台調査字第 1070800040 号、2018 年 3 月 7 日院台調査字第 1070830477 号函。
- (98) 監察委員の調査報告によると、2014 年に国家政策委員会が提出した「未来 10 年我国外労政策変革方向之研究」において「工場のオートメーション化によって外国人労働者の人数を減らす」ことが提案されており、具体的な計画も作成されていた。このような事実から、外国人労働者の急増問題について、国家政策委員会には責任がないと判断された。従って、国家政策委員会は改善勧告の対象になっていない。本稿でも国家政策委員会の部分は省略する。「未来 10 年我国外労政策変革方向之研究」については、前掲注 (4) を参照。監察院「監察院調査報告 107 財調 0046」(2018 年 10 月 3 日) 1、196-197 頁。
- (99) 1992 年に施行された就業服務法には外国人労働者の受入人数の上限規定がなく、労働部が毎年受入人数を定めることになっていた。
- (100) 致理科技大学「外労総額警戒機制之建立結案報告書」労働部 (2015) 26-31 頁、

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」(2019) 98 頁。
- (101) 前掲注 (98) ・調査報告 3-8 頁。
  - (102) 前掲注 (98) ・調査報告 36-37 頁。
  - (103) 「多国労働政策協商諮問委員会設置要綱」(中国語：跨国労働力政策協商諮詢小組設置要点)(2007 年 7 月 9 日行政院勞工委員會職外字第 0960506245A 号函)によると、政府代表 4~8 名、労働者代表 6 名、使用者代表 6 名及び学者 3~5 名から組織される(3 条)。
  - (104) 前掲注 (98) ・調査報告 24-25、38-40 頁。
  - (105) 前掲注 (98) ・調査報告 54-55、126-128、130-132 頁。
  - (106) 2017 年時点の産業別の外国人労働者数は、漁業 1 万 2300 人、建設業 5114 人、製造業 40 万 8,571 人、介護・家事使用人 25 万 157 人の合計 67 万 6,142 人であった。前掲注 (98) ・調査報告 152 頁。
  - (107) 前掲注 (98) ・調査報告 59-65、130-132 頁。
  - (108) 前掲注 (98) ・調査報告 60-65 頁。
  - (109) 前掲注 (98) ・調査報告 17、135-144 頁。
  - (110) 2007 年 7 月 30 日内政部内授中社字第 0960714040 号令、行政院衛生署衛署照字第 0962801277 号令共同修正。
  - (111) 監察院「監察院糾正案文 107 財正 0016」(2018 年 10 月 3 日)。
  - (112) 2019 年 10 月現在、監察院に対する(労働部や経済部からの)改善報告は公表されていない。
  - (113) 前掲注 (111) ・7-9 頁。
  - (114) 「3K3 班産業」とは、仕事の内容が「汚い・きつい・危険」であって勤務形態が「3 交替制」になっている産業のことである。
  - (115) 王素鸾=林嘉慧=連文荣「開放 3K3 班産業外勞對於國內勞動就業市場及産業經濟發展之影響評估」中華經濟研究院(2008)。
  - (116) 賴偉文=辛炳隆=陳晏矜「低薪資對我國勞動市場的影響與政府因應策略」中華經濟研究院(2015)。
  - (117) 2002 年の改正で、52 条 3 項になった。
  - (118) 就業服務法に上限人数に関する規定が存在しないためである。
  - (119) 前掲注 (111) ・17、19-22 頁。
  - (120) 前掲注 (111) ・26-33 頁。
  - (121) 王雲東=鄧志松=陳信木=楊培珊「我国長期照護服務需求評估」行政院經濟建設委員會(2009)。
  - (122) 判断基準は、バーセルインデックス(Barthel Index)による。労働部「『85 歳以上長者経医療機構評估有軽度失能』、自 8 月 8 日起可申請聘雇外籍家庭看護工」(2016 年 11 月 3 日)(<https://www.mol.gov.tw/announcement/27179/23488/>、2019 年 10 月 10 日最終閲覧)。
  - (123) 2017 年の統計によると、介護や家事に従事する外国人労働者のうち、最も多いのは在宅介護労働者で(23 万 3,368 人)、施設介護労働者(1 万 4,827 人)、家事使用人(1,948 人)がそれに続く。最も少ないのは派遣介護労働者(14 人)である。前掲注 (111) ・30 頁。
  - (124) 外国人労働者の人数が急増した原因が受入業務の拡大にあるのはもちろんであるが、受入期間の延長も原因のひとつであるといわれている。受入期間の延長については別稿に譲る。

## 【研究ノート】

# ICT の苦手意識を軽減し、活用への意欲・自信を引き出す指導法 － 本学教職課程でのスマートフォンを使った実践指導を通して －

園田葉子

## 1. はじめに

平成 29 年告示の中学校学習指導要領「音楽編」では、「内容の取り扱いと指導上の配慮事項」の一つとして ICT の効果的な活用について以下のように示されている。

エ 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

中学校学習指導要領音楽編の「解説」によると、「ここでは、コンピュータや教育機器の効果的な活用について配慮することを示している。従前は、自然音や環境音などの取扱いと併せて示していたが、コンピュータや教育機器の活用の広がり、また今後一層の普及や多機能化などの可能性を踏まえ、今回の改訂では、この配慮事項を独立させて示している。」とある。(下線は筆者)

この 10 年間の ICT 機器の進歩と普及は目覚ましく、特にスマートフォン（以後「スマホ」と略す）などのモバイル機器の高機能化と普及は社会の様相を大きく変えている。学校教育現場でも、2011 年の地上デジタルテレビ放送、いわゆる「地デジ」への完全移行に合わせて大型液晶テレビの導入、プロジェクタとノートパソコンなどプレゼンテーション（以後「プレゼン」と略す）のための機器の導入、インターネット環境の校内構築、さらに iPad などのタブレット機器の導入というように、ICT 関連での急速な環境整備が進められた。

上述の「独立」の意味は、もはや ICT 機器は学校教育で使われるのは当然であるとし、さらなる機器の多様化・高度化を前提としつつ、今後の ICT 環境も見越した上で、授業でのより効果的な活用を図ることを学校教育に要請しているということである。

よって、大学の教職課程の役割としては、学生に、お題目的に ICT 活用推進を言うのではなく、ICT のより効果的な活用方法を実践的に指導していくことが求められているのである。

ところで、これだけ社会の情報化が進んでいる一方で、本学の教職課程の学生の実態として、ICT 機器の操作や活用に対する苦手意識のある学生が多数見受けられる。

手塚ら（2018）は、教員養成課程に所属する学生が ICT 活用に対して持つ意識・知識・

スキルについて探索的調査を行い、その結果として、「学生は教育における ICT の必要性を十分に感じ、積極的に活用したいと考え、その興味・関心も高いが、一方で ICT 活用自体に苦手意識を持っている」ことを明らかにしている。また、伊藤ら (2018) は、教員養成課程における ICT ストレス尺度の開発を目的に、所属する学生に質問紙による調査を実施し、その結果、「ICT へのネガティブイメージ」の起因が ICT 機器の「操作」や「手間」であることを明らかにした。よって、何よりもまずは学生の ICT 活用への苦手意識を軽減するような指導法をとることが肝要といえる。

さて、この稿では、教職課程の学生の ICT 活用への苦手意識の軽減を図り、さらに意欲・自信を引き出すためにはどのような指導を進めていくことが有効かについて検討し、その実例として、筆者が本学教職課程の授業で取り組んできた実践指導について報告する。その指導とは、「学生が所有するスマホを活用した実践指導」であり、スマホ内のアプリケーション（以後、「アプリ」と略す）を使ったオリジナルプレゼン教材作成のワークと、できあがったプレゼン教材を活用して発表や模擬授業を行うものである。その経緯を説明した上で、学生の苦手意識を軽減し、意欲・自信を引き出すという点からこの指導の有効性を検証する。

## 2. 「スマホを活用したオリジナルプレゼン教材作成」を課題に設定した理由

では、なぜスマホを活用しようと考えたか。学生たちは ICT 機器の苦手意識があるにもかかわらず、数ある ICT 機器のうちスマホだけは日常的に使いこなしているという実態に即するためである。学生に苦手意識があるのはパソコンとその周辺機器である。

この点については、すでに神原 (2015) の次のような指摘がある。「幼少の頃よりデジタルが溢れる世界で育ってきた 20 代の若い教員は、50 代以上の教員と比較すると ICT 活用に関する抵抗が小さい場合が多いと思われる。つまり、この 10 年の間に学校現場の ICT は人的ソフトの上では進行しやすい環境へ移行すると予想する。ただし、若い世代の教員の ICT 活用力はスマートフォンの活用力であり、それ以外の機器やソフトなど授業活用に必ずしも長けているというわけでは無いだろう。」

ならば、逆にスマホを積極的に ICT 活用のために利用すること、すなわち、学生にとって敷居が低いスマホを使うことは苦手意識の軽減につながるのではないかと考えた。近年のスマホ機能の高度化により、スマホでもパソコン同様のことができる。むしろ、普及の度合いと扱いの手軽さ<sup>(1)</sup>といった点では、スマホの方が圧倒的に便利に使えることが多い。

ちなみに、本学教職課程の学生の ICT 機器の保有についてであるが、筆者が 2019 年度前期に担当する 3 クラスの 50 人に対しアンケート<sup>(2)</sup>で尋ねたところ、全員がスマホを保有しているのに対し、個人で自由に使用できるパソコンを保有する者はそれほど多くないということが明らかになっている。このような環境的側面からもスマホを活用した実践的な指導を行うことが、現段階では最も適した選択であると考えた。

ところで、「オリジナルプレゼン教材の作成」をワークとして選んだ理由は二つあり、一

つ目は、ICT 機器を使ったプレゼンが学生たちにとって講義等で馴染み深いことだからである。

先に取り上げた、手塚ら（2018）による教員養成課程に所属する学生が ICT 活用に対して持つ意識・知識・スキルについての探索的調査の中で、大学の講義の中で目についた ICT 活用法のうち自分も試行したい活用法を自由記述という形で尋ねたところ、その回答として、「資料提示」が最も多かった、ということを紹介している。「資料提示」とは資料の作成と発表、すなわちプレゼンである。

もう一つの理由は、「成果物」を残したいという意図からである。学生にとって、自分で制作したオリジナル教材が手元にあるということは、苦手なことにチャレンジした一つの成果であり、達成感につながる。

成果物を残すという点で、清水（2018）に、「撮影した動画や指導案、教育実習記録等の教職に関わる様々な成果物を残しておくことは、4年次の教職実践演習において4年間の学びや成長の確認にも利用できるであろう。デジタルのデータとして保存しておくことによって、4年間の学びや成長をプレゼンテーションソフト等でまとめることもできる。」という指摘がある。成果物の例はちがうものの、成果物を残すという意味では同じ意図といえる。

さて、このような研究テーマを設定したのだが、先行研究はどうだろうか。ICT 活用の方法としてスマホを主とした研究は見当たらず、ただ、論文の中でスマホに言及したものをわずかながら見つけることができた。

清水（2018）は、模擬授業の記録としてスマホを活用していたということを紹介している。また、吉岡ら（2018）は、ICT 活用指導力の育成事例として国立 A 大学教育学部の協力を得てインタビュー調査を実施したのだが、その中でスマホの活用に触れたところがある。そこには、大学の授業において「スマホや携帯に関しては積極的に活用されている教科とそうでない教科に二分される」ことや、授業でプレゼン作成をさせる際に学生たちが映像を「自分の iPhone やいろんなソフトを使いながらアレンジしていた」ということが記されている。さらに、「体育実技の器械運動でスマホを出させて、自分の動画を撮って、自分のどこにつまづきがあるのかというのを指導書と照らし合わせることによって、スマホを使いながら指導をして、ICT を活用する指導法を身につけさせるというのを器械運動の中で仕組んでいる。本当はタブレットを配れたらいいのだが、配れないので、スマホで。」という記述もあった。

大学の授業の進め方の実態として、スマホを使うような場面は多々あると想像できる。ただし、その使用については指導者側からの積極的な指示というわけではなさそうだ。唯一、指導者側から指示した使用方法とは「映像撮影とその記録用」としてであり、本稿のようなプレゼン教材を作るという目的ではなかった。

以上のことからスマホ活用の意義・メリットについて積極的に論じたものは現時点では見当たらない。よって、この点を明らかにすることは意味のあることであると考えられる。

### 3. スマホを活用した指導の経緯

#### 3-1 「和」の苦手意識の軽減のために ～文楽体験とそれに関する教材作成と発表～

筆者が、スマホを指導に活用することを始めたのは、2017年度の後期からである。本学短大2年生7人を対象とした「教職実践演習(中)」という授業の中で、スマホを活用した「文楽」に関するプレゼン教材の作成と発表のワークを実施した。

「教職実践演習(中)」の目的は、「教育実習や介護等体験の経験を基にして、自己評価と学校教育の問題点の分析・調査・考察を行い、将来の教員としての自己実現へむけた方策と展望およびこれからの学校教育のあり方を検討する」(シラバスより) ことにある。自分自身の課題を探り、将来の教員としての自己実現に向けて何をどう補えばよいのか、その具体的な解決策を追求することをねらいとしている。

この授業の第1回目で、学生各人が教育実習の振り返りや、自分自身の課題は何かということについてアンケートを実施した。その結果、学生たちの「和」の指導への苦手意識と、「人前で発表する度胸不足」が明らかになった。そこで、第2回目の授業では、その問題解決に向けて、日本の伝統音楽・伝統芸能について、まず自らが「よく知る」、「理解を深める」ことを「追求課題」とすることを確認し、具体的には、地元、大阪の郷土芸能である人形浄瑠璃「文楽」について知ることをテーマとした。

そのためには実際に「文楽」を体験することが一番であり、学内の担当部署に申請し、「学外授業」を実施することになった。「NPO法人 人形浄瑠璃文楽座」による若い世代を対象とした企画「そうだ、文楽に行こう!! ワンコインで文楽 U-30」(費用は500円)を利用して、大阪日本橋にある「国立文楽劇場」に出かけ、文楽技芸員による事前レクチャーと、一等席での「文楽」の観劇を体験した。

さて、スマホを活用した「文楽」に関するプレゼン教材の作成と発表のワークを実施したのは、「文楽体験」の事後研究でのことである<sup>(3)</sup>。学生たちにとって、生の「文楽体験」は、「内容」についての理解を深めたと同時に、表現者の熱量や劇場が醸し出す空気感といったものも強烈に体感できたようで、これらのことは事後研究としてのワークに意欲的に取り組めることにつながった。学生たちは一人ひとりが研究テーマ(「三味線について」、「文楽技芸員とは」、「文楽の人形について」、「太夫について」、「人形浄瑠璃の衣裳について」など)を決め、そのテーマに沿ったスライドを作成し、互いに発表しあった。

オリジナル映像教材作成のワークは、各々のスマホにインストールされているプレゼンアプリで取り組んだ。ちなみに、iPhoneでは「Keynote」というApple製の無料アプリが利用できる(学生7人中6人がiPhone所有)。これを使えばWindowsの「PowerPoint」のようなスライドを作成できる。また、スマホを専用のケーブルでプロジェクタに接続すると、その画面がスクリーンに大きく映し出され、サウンドも自在に再生できる。このようにスマホ用のプレゼンアプリを使えば手軽に資料提示ができるのである。

さて、「文楽体験」後の授業で3回にわたり、学生たちはプレゼン教材の制作に取り組んだ。この3回の中で、研究テーマに沿って調べたことと、自らの「文楽体験」を基にして、



学生たちが発表内容をどこまで深められるのか、筆者としてはとても気になることであった。

ただ、それよりも先に、学生たちがプレゼンアプリを使いこなしてスライドを作れるのか、また、それを使ってプレゼンができるのかどうか、そちらの方がはるかに気がかりであった。というのも、それまで、7人の学生全員がプレゼンアプリを使ったことがなかったからである。それどころか、自分には必要のないアプリだと思い、とっくに捨ててしまった者も複数いた（幸いなことに無料で再インストールできる）。

ところが、使い方の大まかな説明を筆者から聞き、それに従って触るうちに、プレゼンアプリの基本的な操作が普段使っている「メッセージ」や「写真」などのアプリの操作と類似しているということに気づき、そこから学生たちは主体的に新しい機能や効果を探し出し、経験的に操作を身につけていった。また、スマホの狭い画面でのタッチ操作にもすぐ慣れた上に、スマホなので場所や時間を問わずスライド制作ができるということも、演奏会シーズンで忙しくしている学生たちには好都合であった。筆者の心配は危惧に終わり、身近なスマホだからこそ「ハードルの低さ」を改めて実感した。

ところで、筆者が学生に示した努力目標は、「文字ばかりにならず、スライドに動画や写真、サウンドを取り込んで有効に活用すること」であった。始めの頃、学生たちはこれらの素材の取り込みに苦戦していたが、慣れていくうちに、むしろ、自らが体験し調査したことを表現するにはこれらの素材を組み合わせるレイアウトを整えていくことが、自身の伝えたいことをより豊かに表現できると実感し、積極的に活用する様子が見られるようになった。

さて、スライド作成の過程では、調べたことを順序立てて整理していく必然に迫られるため、これが学生たちにとって、「文楽」についての自身の理解を深めていくことにつながった。プレゼンアプリは「文字や写真や動画の提示、サウンドの再生」だけではなく、「効果音やアニメーションをつける」機能をうまく利用してスライドを「さらに作り込む」作業を行えば、より印象的な出来映えとなり、発表の際に自分の伝えたいことをより明快に示すことができるようになる。この作業は、「文楽」についての自身の考えを深め、さらに、その伝え方を工夫していくことにつながっていくのである。

また、プレゼンアプリの力を借りれば、実際のプレゼンの場で、筋道を立てて説明しやすくなるという利点がある。よって、この手法を身につけることは、結果的に、「人前で話す度胸」、すなわち、学生たちがもう一つの課題として挙げていた、「人前で話す度胸不足」の払拭を図ることにつながる、まさに一石二鳥の取り組みなのである。

こうしてできあがったプレゼン教材をその後の2回の講義の中で活用し、学生一人ひとりが事後研究のプレゼンを行なった。その発表は内容的にも、パフォーマンス的にも、かなり充実したものとなった。

自分が「体験」して得たことを「プレゼン」として相手に伝えたいという気持ちから、学生たちのプレゼンは自然と熱の込められたものになっていった。話しの流れに沿って、声のト

ーンを変えたり、抑揚をつけたり、強めに言ってみたり、表情豊かに、身振り手振りも使ったりと、ある意味、音楽大学の学生らしい「パフォーマンス」力を発揮したのである。学生全員が、ここまで事後研究で生き生きとした発表ができるとは予想以上の成果であった。

事後研究の発表後に実施したアンケートでの学生の記述から、とくにプレゼンへの感想をごらんいただきたい。

「教職実践演習 (中)」での「発表体験」を振り返って

<2018.1.22 アンケートの記述より>

- ・発表の1回目はただ説明を読んでいるだけで上手くできなかったのですが、2回目は頑張ろうと思いパワーポイントをいろいろと工夫した。堅い内容よりも、みんながわかりやすいほうがいいと思い、クイズや豆知識コーナーを入れたりして、とっつきやすい内容にした。
- ・Keynote は初めてだったので使い方は全くわからなかったけれど、やっていくうちにいろいろできることがわかり、作っていて楽しかった。
- ・他大学ではプレゼンを経験する機会がたくさんあると思うが、大音でこういう機会はないので、この授業で経験できて良かった。
- ・これから社会に出て必要な、「人前で話す」「プレゼンをする」「伝える」という力が少しついたと思う。
- ・自分が好きなことや趣味については誰もが調べたりするが、「お題」をもらって、それについて実際に自分の目で見て、感じ、学び、それらをどう伝えるのかと試行錯誤する中でまとめるという経験は、これまでの大学の授業ではなかった。このような機会に「文楽」という自分では触れることのない日本の伝統文化を体感でき、とても貴重な経験だった。
- ・人に伝えることの難しさに直面し、悩み抜いて得たものは多かった。思えば1回生の前期に人前で話すのは凄く大変だったのに、今ではそれほどでもない。成長したと実感した。
- ・プレゼンでの発表と聞いたとき、まさか自分にそんなものが作れるようになるとは思っていなかったが、できた。もっと使いこなして、次はもっと上手に発表したい。
- ・事前発表、事後発表をすることで、いっそう「文楽」を知ることができたと感じている。少ない人数で取り組めたことも個人的にはとてもよかった。
- ・iPhone の Keynote は初めてだったが、いろいろ手探りで作っていくと案外おもしろく、自分にもできるのだなと自信がついた。学校現場では ICT が活用されているので、スマホなどを使って、もっとできるようになりたい。

### 3-2 グループで協議、分担して行う模擬授業でのスマホ活用

筆者は、「和」の指導の成果から、スマホを活用した教材作成とその発表の有効性について確信が持てたこともあり、2018年度後期の「音楽科指導法（合唱）」（32人）でもスマホを活用した実践指導を行うことにした。

「音楽科指導法（合唱）」のねらいは、「学校教育における合唱指導の意義について学習指導要領の内容を踏まえて理解するとともに、生徒の実態に応じた題材設定及び選曲の指導事例から、多様な指導法の実際を知り、授業場面を想定した発声指導、歌唱指導、弾き歌いやグループ発表を体験する中で、合唱指導における実践力を身につける」（シラバスより）ことであり、ICTの活用は身につける実践力としてこの講義でも当然取り上げるべき課題である。

履修者のほぼ全員が次年度に教育実習へ行く3年生であったことから、教育実習を想定した30分間の「合唱の模擬授業」をワークとして取り入れた。時間の関係上、4～5人のグループ編成で模擬授業に取り組むこととし、始めに各グループで教科書から自由に選曲した。次に、役割分担（略案、楽譜準備、伴奏、ICT、小道具制作、発声指導、歌唱指導など）を決め、互いが相談しながら授業準備を進めた。

模擬授業実施の際には、メンバーのうちの一人がICT担当となり、授業の中でICTを活用した授業展開を必ず入れるようにと指示した。また、その内容や方法についてはメンバーで協議、計画することとした。学生たちにICT活用を取り入れた模擬授業を経験させることで、その意義や方法への理解を深めてほしいと考えたからである。もちろん、学生たちにICTへの苦手意識があることは熟知している。そこで筆者は、ICT活用の事例として、スマホで作成したプレゼン教材を紹介した。この方法なら誰もが手軽にICT活用にチャレンジできるので、この経験が学生の苦手意識の軽減につながると思えたからである。スマホを使うことは強制しなかったが、内心、多くのグループがスマホの手軽さを理解し、スマホを活用する模擬授業を行うだろうと考えていた。

ところが、筆者の予想に反し、ICT活用にスマホを用いたのは、全グループのうち、たった一つのグループだけであった。残りのグループはどうだったかというと、パソコンのPowerPointやKeynoteを使ったプレゼンだったのである。もちろん、そのプレゼン教材はうまく作られており、それを使った授業展開にも工夫が見られたのだが、ICTへの苦手意識の軽減という目的は果たせなかった。

なぜこうなったのかを調べてみると、各グループともノートパソコンを所有する学生がICTの役割を担当し、プレゼンソフトには、ほぼ初挑戦で曲紹介やポイント解説等を行っていたということがわかった。グループでのワークはメンバーそれぞれの得意分野の能力を発揮できる場とはなかったが、全体のICTの苦手意識の軽減にはつながらなかったといえる。

この実践指導から、ICT活用の苦手意識の軽減を図るには、すべての学生にICT活用の機会を用意することが必要であるということが導き出された<sup>(4)</sup>。

### 3-3 「夏の思い出」に関するプレゼン教材づくり

2019年度前期の「音楽科指導法Ⅰ」(3クラス50人)では、前年度の教訓を生かし、学生一人ひとりがスマホを活用したプレゼン教材作りのワークを行うことにした。

「音楽科指導法Ⅰ」の目的は、「学校教育における音楽科の意義を理解するとともに、学習指導要領で示されている目標・内容を知り、生徒の実態(興味関心・意欲・技量)に応じた柔軟な音楽科指導法を考察する」(シラバスより)ことにある。そのため、中学校における音楽科指導を想定し、学習指導要領で示されている配慮事項をふまえた題材研究や指導法の研究を実践的に行うことが必要となってくる。よって、学生たちがICTの活用を実践的に学ぶことは意義のあることといえる。

さて、学生50人全員がスマホを保有しており、そのうち48人がiPhoneで、あとの2人はAndroidであった。そこで、プレゼンアプリとして、「Keynote」と「PowerPoint」を活用することとなった。ただし、これらのアプリをこれまでスマホで使用した経験のある学生はいなかった。

題材には『夏の思い出』を選んだ。この曲は中学校学習指導要領で歌唱共通教材7曲のうちの1曲として取り上げられている。また、昨年度の本学の「教育実習事後アンケート」によると、『夏の思い出』は教育実習で最も回数多く取り扱われた曲だということであった。これらのことから、彼らが初めて作成するプレゼン教材の題材として、『夏の思い出』はまさに適切であると判断した。なお、このワークは6月～7月にかけて取り組んだ。

それに先立ち、筆者は、プレゼン制作のためのオリジナルな「素材」収集のために、本年5月末に3泊4日の日程で「尾瀬」を取材した。木道が続く広大な尾瀬ヶ原から、残雪の急斜面を越えて尾瀬沼へ抜ける行程である。水芭蕉の花が咲く時期ということでこの時期を選んだのだが、大自然の美しさだけでなく、その厳しさをも実感する登山となった。幸いにも天候に恵まれ、尾瀬の壮大な風景や山歩きの様子を、数多くの写真や動画に収めることができた。現地に行って初めてわかる、リアルな距離感や空気感も体感できた。

ワークでは、この貴重な体験を、まずは自らが「プレゼン」という形で学生たちに伝えた。取材で手に入れた写真や動画をふんだんに取り入れたプレゼン教材を作成し、現地でのエピソードを交えた解説をおこなった。

次に、これらの写真や動画をスライド作成の「素材」として、学生各々がそれぞれのスマホに取り込んだ。素材の共有はiPhoneのAirDropなどのワイヤレス転送サービスを利用した。

ワークは授業1コマ(90分)を事前指導的な内容(取材の報告、素材の紹介、アプリの基本的な使い方)にあて、その後の4コマの中でそれぞれ10分程度を制作時間にあてた。もちろん、これだけでは時間が足りないので、学生たちは、宿題として隙間時間を上手に利用して制作した。また、学生のほとんどが同じスマホで同じアプリということで、共通のICT環境ができ上がっていることもあり、自然と「学生同士の学び合い」が始まった。その

うち、自分の意図するスライドを作れるようになっていき、そこに「面白さ」や「喜び」を感じる様子が見られた。学生たちは互いに作ったものを見せ合い、その出来映えに話が弾んだ。

ワークで使う「素材」が 3 泊 4 日の日数をかけて筆者が収集してきたものであること、しかも筆者の体験に基づいた「解説」付きの画像や写真であるということから、学生たちにとって「尾瀬」という場所が身近で興味深いものとなり、プレゼン作成への意欲が高まった様子であった。また、「素材」の「解説」は必然的に学生たちの題材の理解につながり、結果としてプレゼンの内容や構成のまとめ方の方向性をイメージしやすくなったようで、こちらの予想以上にてきぱきと制作を進めていった。

こうしてできあがったそれぞれの成果物を、筆者はワイヤレス転送サービス等を活用して収集した。今回のワークでは学生の人数分、結果として 50 種類もの『夏の思い出』のオリジナル映像教材が完成したのだが、これほどまでに個性的で多彩なものができるのかと感心した次第である。

ワーク後の学生の感想をいくつか紹介する。

#### <制作方法>

- ・始めは大変だったけれど、すぐに慣れてハマってしまった。電車の中でもできるので助かった。
- ・作詞作曲者の説明文の字の大きさやフォントをもっと工夫したい。
- ・夏らしい色合いを出すのに苦心した。いい感じになって嬉しい。次は BGM を入れたい。

#### <興味関心意欲>

- ・やってみたらおもしろかったので、夏休みの間に Keynote を使いこなして次に生かしたい。
- ・試行錯誤しているうちに楽しくなってきた。先生にいただいた沢山の写真・動画で、もっといろんなバージョンを作りたい。
- ・今回はシンプルなものしか作れなかったが、生徒の関心を惹きつけるような教材を作りたい。

#### <達成感・授業への意欲>

- ・頑張って作ったらしいものができたので、まずは後期の模擬授業で使ってみよう。
- ・音楽の授業の進め方や音楽科の教員としての考え方なども自分の中でイメージが湧いた。
- ・これがあるので、教育実習では『夏の思い出』を絶対にやりたい。早く、本番の教育実習で使いたい！

感想でもあるように、教育実習で最もよく扱われる『夏の思い出』を題材とすることは、教育実習への不安の軽減という意味で、学生のワークへの意欲向上につながった。

さらに、ワークを実施していた時期がちょうど教育実習シーズンの真最中ということもあり、先輩からのリアルタイムな体験談として、実習校の指導教員から『夏の思い出』を題材に ICT を活用した研究授業を求められたという話を聞いた学生たちもいた。ワークの成果物が、実際の教育実習で役立つかもしれないという期待感もワークへの意欲向上につながったといえそうだ。

なお、2019 年度後期の「音楽科指導法Ⅱ」では、これらの作成された教材を活用し、模擬授業の取り組みを行っている。学生たちは、前期に作成したプレゼン教材を模擬授業に適したものにするために、内容や構成を修正したり、見映えを調整したりしている。また、別の題材にも取り組みたいとのことから、工夫満載の新たなプレゼン教材を、一週間ほどで作りに上げてくる者も出てきた。苦手意識はどこへ行ったのかと思わせるような、これらの意欲的な行動が生まれたことも、この指導の成果の一つといえよう。

#### 4. 考察

ここからは、スマホを活用した実践指導について、苦手意識の軽減・意欲・自信といった点で有効であったかを考察する。

学生のワーク後の感想アンケートからも明らかだが、スマホの活用は学生の ICT 活用の苦手意識の軽減を図り、さらに、ICT 活用への意欲・自信を引き出すことにつながるといえる。

ただし、学生一人ひとりが自らその作業に取り組めるような機会を設定することが必須であり、グループワークで役割分担の一つとして ICT 活用を呼びかけるという方法は、すべての学生の苦手意識の軽減にはつながらない。

なお、ICT を活用したいという意欲はスマホの手軽さだけで向上が図れるものではなく、ICT でどのような教材を作るかという点での動機付けも必要であるといえそうだ。

今回の指導の経過では、「和」の苦手意識を克服するために「文楽」の教材を、また、教育実習への不安の軽減ということから『夏の思い出』の教材を作るというように、教職課程の学生が直面する課題に即したテーマを設定できたことが、学生の課題に向き合う姿勢を作り出したといえる。

また、ICT で教材を作るための「素材」としては、学生にとって生きた経験からもたらされた素材が、意欲の向上につながるための適したものだといえそうだ。「文楽」教材の素材として「文楽体験」の機会を持ったこと、また、『夏の思い出』では、筆者の取材報告を聞き、リアルタイムな写真や動画を見ることで「尾瀬疑似体験」の機会があったということがこれにあたる。

さらに、ICT 活用ワークの結果として、具体的な成果物が手元に残るということも重要なポイントである。自らの力で「文楽」や『夏の思い出』の教材を作り上げることができ、そ

れを使って「発表」や「模擬授業」ができたという達成感は、ICT活用の自信につながるの  
である。

まとめると、ICT活用の苦手意識の軽減のためにスマホを活用した実践指導は、「個別に」、  
「教職課程で直面しそうな課題に応えるために」、「体験と結びついた素材」を準備し、「具  
体的な成果物を作り出す」ことでこそ、その有効性を発揮できる。

このことを学生のICT活用への意識という視点から見ると、以下のように整理できる。

- ①「このやり方ならできるかも……」という期待 → スマホの活用
- ②「この方法でやってみたい！」という意欲 → 教職課程で直面する課題に応える題材  
の設定と、ICT教材作成のための体験的な素材の準備や工夫
- ③「できた！」という達成感と自信、「これを使いたい!!」という意欲 → 使える成果  
物を残す

## 5. まとめと今後の課題

ここまで、本学の教職課程でのスマホを使用したICT活用の実践指導の経緯を説明して  
きたが、このように実践的なICT活用の指導を行うことは、音楽教育の担い手として学生  
が成長するために欠かせないものであると、筆者は改めて認識した。

それは単に操作技能の力量を高めるというだけではなく、より深い授業理解、題材理解、  
さらには授業改善の姿勢を身につける手立てであると考え。プレゼン作りの過程そのも  
のが、教材の内容や構成の整理や新たな発想を生み出すことにつながっており、さらに、そ  
の過程が単にプレゼンを作る作業というだけではなく、授業のねらいや方法、展開までも含  
めた、題材のより深い理解につながっているということである。つまり、ICTの活用を考え  
ることは授業改善を考えることなのである。

さて、今回の実践指導は歌唱分野での補助教材としてプレゼン教材を作るというワーク  
であったが、それ以外の実践、例えば、創作、器楽、鑑賞、身体表現といった内容におい  
てもスマホが大いに活用できることは当然予想される。スマホの機能がパソコン並みにな  
ったという恩恵からであるが、スマホ活用の実践は「広がり」といった点で期待できる。

また、大多数の学生がスマホを日常的に活用しているという状況は、大学でICT共通環  
境がおのずと構築されているということでもある。よって、スマホを大学におけるICTの  
共通環境として利用していくことも一つの方策であると考え。これについては、BYOD  
(Bring Your Own Device)という取り組みが注目されており、実際、この方策でICT環境  
整備を進めている大学はすでに多くある<sup>(5)</sup>。なお、導入にあたってはBYODのための環境  
整備(例えば学内全面Free Wi-Fiの設置など)が必要であり、また、公私の調整やセキュ  
リティといった面での配慮をするなど、大学や学生の実態に合わせたルール作りが必要で  
ある。いずれにしても、スマホの活用は、大学におけるこのようなICT活用の動向から見  
て、今後ますます検討に値するものになるといえそうだ。

最後に話を冒頭に戻す。中学校音楽の学習指導要領では ICT 活用の目的を「生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため」と記述している。

中学音楽での ICT 活用のめざすべきところは、この配慮事項に示されたことを叶えるような ICT の活用を創造することである。苦手意識を軽減した学生たちが、次のステップとして取り組むべき課題であり、教職課程においてはこのことを念頭においた実践指導のあり方をさらに検討していく必要があると考える。

#### 注

- (1) 総務省 (2019) 「平成 30 年通信利用動向調査の結果 (概要) 報道資料 別添 2」によると、20～29 歳でスマホ保有者の割合は 93.8% である。(6 頁)、また、端末別インターネットの利用状況は、20～29 歳でスマホでの利用が 88.7%、パソコンでの利用が 64.2% である。(2 頁)
- (2) 2019 年前期「音楽科指導法 I」を履修する学生へのアンケート結果 (抜粋)  
(3 年生 49 人 / 4 年生 1 人 女子学生 43 人 / 男子学生 7 人)
  - ・パソコンは得意か? はい 5 いいえ 29 まあまあ 16
  - ・自分のパソコンを持っているか? はい 19 いいえ 8 家族で使えるものがある 23
  - ・パソコンで次のことができるか? (複数回答あり)  
音楽編集 9 映像編集 8 プレゼン 16 どれもできない 27
- (3) 詳しい経過は、拙稿 (2018) 「学校教育における『和』の音楽指導について」(大阪音楽大学教育研究論集 3) を参照のこと。
- (4) なお、2019 年前期の「音楽科指導法 (合唱)」(58 人) でも、グループワークでの模擬授業に取り組んだが、そこでもノートパソコンを保有する者が ICT 担当をかってでると同様の展開となった。やはり、グループで役割を分担する活動は ICT 活用軽減の目的には馴染まないと改めて確認した。
- (5) 詳しくは、榎本ら (2018) 「教員養成課程等における ICT 活用指導力の育成のための調査研究 第 3 章 教員養成課程における ICT 活用指導力の育成 1. 大学対象調査の結果と分析」(国立教育政策研究所 平成 28～29 年度プロジェクト研究調査研究報告書 : 31-32、36) や、大学 ICT 推進協議会 (AXIES) ICT 利活用調査部会 (2018) 「BYOD を活用した教育改善に関する調査研究 結果報告書 (第 1 版)」を参照のこと。

#### 参考文献

- 手塚浩介・伊藤大貴・中原久志 (2018) 「教員養成課程に所属する大学生の ICT 活用に対する意識の探索的研究」日本科学教育学会研究会研究報告 vol.33 No.2 : 31-34
- 伊藤大貴・手塚浩介・中原久志・市原靖士 (2018) 「教員養成における ICT ストレス尺度の開発」日本科学教育学会研究会研究報告 vol.33 No.2 : 56-78



- 神原一之（2015）「本学における ICT 活用指導力育成に関する一考察 -小学校教員志望学生  
の ICT 活用指導力に関する調査を通して-」武庫川女子大学情報教育研究センター  
紀要 24 : 15-17
- 総務省（2019）「平成 30 年通信利用動向調査の結果（概要）報道資料 別添 2」
- 清水雅之（2018）「教員養成課程等における ICT 活用指導力の育成のための調査研究 第 3  
章「教員養成課程における ICT 活用指導力の育成 2 .ICT 活用指導力の育成の観点か  
ら見た教職関係科目《教育実習事前指導（2 年次）》」国立教育政策研究所 平成 28~29  
年度 プロジェクト研究調査研究報告書 : 64-68
- 吉岡亮衛・榎本聡（2018）「教員養成課程等における ICT 活用指導力の育成のための調査研  
究 第 3 章 教員養成課程における ICT 活用指導力の育成 3. 教員養成課程における  
ICT 活用指導力の育成の事例」国立教育政策研究所 平成 28~29 年度プロジェクト研究  
調査研究報告書 : 74-92
- 榎本聡・吉岡亮衛（2018）「教員養成課程等における ICT 活用指導力の育成のための調査研  
究 第 3 章 教員養成課程における ICT 活用指導力の育成 1. 大学対象調査の結果と分  
析」国立教育政策研究所 平成 28~29 年度プロジェクト研究調査研究報告書 : 28-49
- 園田葉子（2018）「学校教育における『和』の音楽指導について」大阪音楽大学教育研究論  
集 3 : 14-30
- 大学 ICT 推進協議会 (AXIES) ICT 利活用調査部会（2018）「BYOD を活用した教育改善  
に関する調査研究 結果報告書（第 1 版）」

## 【報 告】

### アメリカ・テキサス州におけるソロ・リサイタル — 演奏プログラム、及び演奏にあたっての「柔軟性」に関する考察 —

北野裕司

昨年（2018年）の4月に、旧知の間柄である友人より連絡を受けた。本学ピアノ専攻の卒業生でもあるその友人は、卒業後渡米していくつかの州で地盤を築き上げ、演奏活動や後進の指導、コンクールの立ち上げなど精力的な活動を続けている。その地盤の一つであるテキサス州南部にあるショパン協会の支部に私を紹介してくれ、コンサートを開催する算段をつけてくれたのだという。

ショパン協会支部長は、ポーランド出身の女性ピアニストである Nina Drath 氏。彼女がイニシアティヴをとる形で、協会の主催により年4回程度のリサイタルシリーズを行っている。アメリカ国内はもとより、ロシア・ウクライナ・イタリアなど様々なルーツを持つピアニストを招聘しており、当地の音楽愛好家を喜ばせている。

プログラムを考えるにあたって、私自身の追求するピアニズムの核の一つである「柔軟性」及びそれに関連する「音や表現の美しさ」を実現できるものを選択した。

ベートーヴェン ピアノソナタ第31番

ワーグナー＝リスト イゾルデの愛の死

ショパン 舟歌、華麗なる変奏曲、ノクターン第17番

スクリャービン ピアノソナタ第3番 嬰へ短調

今年（2019年）1月2日、合計20時間余りに及ぶ移動の末、現地時間の昼前にテキサス州コーパス・クリスティに到着した。実はこの話をいただくまで、その名を聞いたことのない街であったのだが、地図を見てみるとメキシコ湾に面したいかにも温暖そうな地である。Corpus Christi とは「キリストの体」の意味。メキシコ国境まで200キロ余り、ヒスパニック系住民の多いカトリック文化圏に属する場所なのであろう。海岸付近には油田が立ち並び、比較的裕福な地域であるとの印象を受けた。

さて、一回目のリサイタル会場となるのは、聖ピウス10世教会というカトリック教会である。前日及び当日にリハーサルのお機会が与えられた。ピアノは1986年製造のスタインウェイで、メカニックは多少使い古された感があるが、大きな円形の空間に柔らかく吸い込まれていく感覚を味わうことができる。また演奏とは直接関係ない事柄ながら驚かされたこ

とに、地域住民の結婚式のゲスト達によるサプライズの予行練習や、早朝からの葬儀が急遽入ったことによるリハーサル時間の変更があった。特に葬儀については事前に予定を立てることが困難であり、こちらの時間変更は致し方ないことであるが、住民の日常と密着した教会の在り方を実感することができ、土地に根付いたキリスト教文化の理解に資するところがあった。

コンサート開演は午後 8 時、祭壇の前に置かれたグランドピアノに向かう。プログラムの前半はベートーヴェンの第 31 番ソナタで開始した。ベートーヴェンの最後の 3 つのソナタは、周知のようにその表現において深い精神性を有しているが、加えて各曲の主要主題を構成するモチーフにも類似性がみられる。第 1 楽章の始めに置かれた序的主題は、「ハー変イー変ニー変ロ（一変ホ）」であり、外形的にはジグザグつまり十字架の形となっている。中音域から穏やかに上昇し、更に第 1 主題に至って音程が高く飛翔する様は、俗事から解放され精神的に自由になった人間の、世界全体に対する共感・慈愛が感じ取れるように思う。そこには一切の力の入ったもの、無理強いされたものが存在しない（基本的に I・V の和音で組み立てられている）。上昇が頂点に達すると音楽は 32 分音符の分散和音パッセージで下降するのだが、この単純なトニカの和声によるフレーズを、初めて聴いた時の感動は忘れることができない。実のところ第 1 楽章の最初のページは、一見子供だましにも思えるような単純で初歩的な技法で書かれているのだが、ゲンリフ＝ネイガウスは次のような趣旨のことを述べている。「私は時折学生たちに向かって忌まわしい言葉を発する。ベートーヴェンが聴覚を失ったのは、（後世の我々にとって）何と幸福なことだろう！と。聴覚を失った彼は、孤独の中で自分自身と対話した。そのような状況なくして、我々は彼の音楽からあのような奇跡を期待することはできなかつただろう。<sup>(1)</sup>」聴覚を失った人間によって書かれた第 1 楽章の持つ類稀な美しさは、ある程度まで抽象的思考の産物だと考える。実際には晩年のベートーヴェンの聴力がどのレベルであったのか、様々な説があり一概に言うことはできないにせよ。

第 2 楽章は 2 拍子のスケルツォであり、ソプラノ及びバス声部がシンメトリックな順次進行で動く。第 1 楽章よりも更に単純な素朴さを意識して書かれており、先行する楽章の持つ天上的な法悦感から打って変わって、地上的かつ人間的なもの、あるいは民謡の要素が取り入れられている。アルトの声部では巧みにジグザグ音型が顔を出し、それは中間部において主なモチーフとして存在感を発揮する。この中間部は、作曲技法としては楽章冒頭のシンメトリックな動きに、ジグザグのモチーフをからめて音域的に大きく発展させたもので、これまた抽象的思考の産物としか言い様のないものである。大胆な書法であり、ゆえに演奏至難な箇所の一つである。

終楽章に力点が置かれているこのソナタ全体の構造は、第 28 番や第 30 番とも共通する点である。痛切きわまる十字架音型で始まるこの楽章は、ピアノ音楽としては破天荒なレチタティーヴォを経て *Arioso dolente*（嘆きの歌）へ続いていく。第 2 楽章の素朴な下行音型

がここでは悲痛な感情を示すアリアへと変貌を遂げており、低音の重い和音連打や、メロディーの十字架音型に含まれる減 7 度の跳躍（これは冒頭部のモチーフの裏返しである）、そして何よりも変イ短調というきわめて珍しい調性はその変化に寄与している。

十字を切るジェスチャーでアリアを終えた後、続くフーガは変イ長調。中音域から「清潔感をたたえて」控えめに歌い出されるが、注目すべきはテーマの音構造で、第 1 楽章の序的主题がその形姿からカシオペヤ座に例えられるとすれば、第 3 楽章フーガのテーマは逆カシオペヤ座だ（変イー変ニー変ロー変ホーハ etc.）。更に、後半フーガ主題が再度の転回でもって提示される箇所では、ト長調という調性も相まって、あたかも天から鳴り響く声のような浄化された世界を現出している。このような鏡映型の構造は、ベートーヴェンにおいてはこのソナタのようなメロディーの形姿にとどまらず、楽曲形式にまで持ち込まれていると考える。彼は聴力を失うという条件下においても、自己の作品の統一性や論理性を維持していくための努力を怠ることはせず、より観念的、抽象的な思考を発達させて後期の作品群を創作していった。

演奏するにあたっては、カトリック教会という会場が私にインスピレーションを与えた。壁に掛けられたキリスト磔刑像に見下ろされ、円形の空間にアリオゾやフーガの一音一音が立ち上っていく感覚を通して、作品の持つ宗教性と自由な心のあわれが私の中で同一化され、本質に近いものを感覚的に捉えることができたと思っている。極めて信心深いわけではなかったかも知れないが、ベートーヴェンはカトリック信者なのだ。演奏会における聴衆との一体化というテーマの追求にあたって、この感覚、この柔軟性はヒントとなりうるのではないか。慌てることなく、すべての音をひびかせ歌い切る技術的な余裕を与えてくれるこの作品は、決して華やかな部類には入らないが、音楽の本質であるカンタービレと、思考（理性）、霊的感覚を体得し表現するための尽きせぬ課題を提示していると思う。

休憩をはさみ、ショパンを演奏した。（ショパンの作品演奏は、招聘されるにあたっての条件であった。）最晩年に書かれた「舟歌」、青年期の「華麗なる変奏曲」、再び最晩年の「ノクターン」の順である。本来なら作曲年代順に並べるのが常道であろうが、それに従わなかったのは理由のないことではない。円熟した密度の濃い傑作を聴かせた上で、その後サロン風で「軽い」技巧に満ちた若い頃のピアノスティックな作品を追憶のように重ね合わせることによって、ショパンの多面性を浮かび上がらせたいと考えたのだ。

「舟歌」は嬰へ長調という珍しい調性を取っている。澄み切った音のひびきと和声、光と透明感にあふれつつも、晩年らしい諦観とメランコリーを内包した音楽である。ネイガウスによると、ショパンは「何よりもまず、柔軟性 (La souplesse avant tout)」と語ったとされるが<sup>(2)</sup>、正にその通りで、とにかくしなやかな腕や手首の動きですべての音を歌わせていくように心がけねばならない。同時に気を配ったのは倍音の扱いである。一見すると控えめな書かれ方をしているバスであるが、ショパンの作品は倍音への意識の有無が、ひびきの作りに影響するように思う。中音域以上の音を、倍音列に入っているか否かで微妙にひびき（つ

まりタッチ) を変えることによって、美しい和声表現が見つかる。またショパンの特に晩年の作品に多用されるポリフォニックな書法は、ここでも顕著だ。第 1 主題の美しい三度音程のデュエット、中間部の互いに相反した動きを持つ二声体…。スクリャービンのソナタにおいて後述するが、一本の手の中で複数の声部を支配するためには、とりわけ手全体の柔軟性が必要となる。各声部のベクトルを手の中に感じ取り、それぞれにフレージングとデュナーミクを施さねばならない。

「舟歌」が人間の内面を写し取っているとすれば、「変奏曲」は様々な身体的所作、コレオグラフィを音に昇華している。猫のようなしなやかな歩み、妖精のような足取り、憂いを帯びた吐息。彼の手の下でフレーズやパッセージは自由に息づき、音の精のようにあたりを飛び交っている。ここでも倍音を基調とした和声感と軽やかな柔軟性が、演奏の成否を分けるという考えのもとに、演奏のプランを組み立てた。

私が特に注目したのはイントロダクションに引き続く主題の部分である。きわめて単純な、しかし美しい旋律を両手によるデュエットあるいはユニゾンで奏していく。音の数を絞った状態で、表情や響きの変化を堪能させてくれる書き方をしているのだ。演奏していると、緊張を解いた腕を通してその変化が私の方に直に伝わってくる。かつてモスクワで少し指揮の指導を受けていた時に教師が言った「音のひびきを腕で感じて」という言葉が思い出される。単純にして深奥、ショパンのピアニストとしての体温が伝わってくる箇所と言える。

プログラムの最後に演奏したスクリャービンのソナタ第 3 番についても、数言を試みたい。第 1 楽章では、定型のリズムがひたすら繰り返され、楽節構造も固定化されている（スクリャービンの古典主義的側面を示している）中において、演奏上の自由が許されるのは音色面、デュナーミクの細かい使い分けということになる。またロマンチックで暗い情熱に満ちた和声や、複雑なポリフォニーの処理を表現するためにも、イメージとしては、しっかりとした身体の軸と、肩から指先にかけての柔軟性で発音をコントロールしていくことが必要になる。縦に分厚い和音を「つかむ」と同時に、積み重なった一音一音が異なる色を持ち、和声の色＝ハーモニーを形成していくこと、すべての音が自分の方向性を持ち、運動と変化の軌跡を描いていくこと、これらの実現を目標に置くことにより、技術的身体的柔軟性と「音楽の」柔軟性が不可分であることが理解できた。

第 3 楽章については、作曲者自身が「ここで星が歌う」と評したことが知られている。旋律、バスのライン、及び伴奏部が明確に分けられた主部と、よりポリフォニックな動きがみられる中間部、いずれも研ぎ澄まされた繊細な感覚の響きと、感情の融合が魅力の音楽であるが、ここでは長い音価を持つ音へのアプローチについて述べてみたい。打鍵の瞬間後は音量が減衰するのみというピアノの特性を把握した上で、いかに旋律やハーモニーを持続させるか。（「伸びる音」とレッスンの現場で私は言っている。）今回の学びを通じて知り得たのは、次のようなことである。すなわちコントロールされた重量を持ち、力みのないアタックを伴ったタッチでまず発音をして、瞬時に脱力、そして聴覚に神経を集中させて空中に浮

遊する音のひびきを聴きとる。脱力をすることによって、音の豊かさを確保、聴覚を開放し、空中で鳴る音を紡いでフレーズを作っていく。以前より音のひびきには特に注意を払ってきたつもりであるが、柔軟性との結びつきを常に意識し、多様なレパートリーに応用させていきたいと考えている。

ほの暗い情熱が渦巻く終楽章プレスト・コン・フォーコ。急速で非常にスパンの広い左手の動きは、左手のコサックと綽名されるスクリャービンの面目躍如たるところであるが、同時にそれはかなり演奏至難なものであり、技術的観点から言うと柔軟性に欠ける腕では到底あるべき水準に達することはできない。各音程の距離感を把握しながら音間を移動する速度を自在にコントロールし、更に後期ロマン派らしい和声の表現を獲得するためには、肩を支点として肘と手首がさながらクランクシャフトのように連動しなければならない。かつて留学時代に指導を受けたショパンのノクターン（第16番 作品55の2）の左手の練習法を活用し、ゆっくりとした速度で音をつなぎながらカンタービレを効かせるように心がけた。また頻発する増和音のうちのいくつかを、この激情的な短調の音楽におけるわずかな「緩み」と解釈して、その瞬間に精神の弛緩を試みた。ここでも身体の柔軟性は当然意識されるべきものである。

学生時代、モスクワの恩師の下での学びの際に常々求められてきたのは、質の高い音とフレー징の力であった。それを可能にするのは手の筋力、身体の柔軟性、そして熱いハートと冷静な頭脳であると常々諭されてきた。柔軟性について意識を持つ以前に、まずは数年間に渡り音階やアルペジオといった基礎を毎回のレッスンで指導され、手の中の筋力と持久力を、良い音を聴き分ける耳とともに身につけさせられた。筋力を獲得していく過程に絡み、若い頃はともすれば力みがちな面があったことは否定できないが、年齢とともにスタイルを楽に開放する意識で臨んでいる。学生たちを指導する際にもいつも言うことであるが、やはり演奏を磨いていくにあたって何よりも必要なことは「自分の演奏を聴く」ことである。耳を開くためには体の無用な緊張を解くことが必要なのは言うまでもない。表現の可能性と「聴く」力を一挙両得にアップする柔軟性の確立を目指して、これからも努力を続けていきたいと思う。また、これまであまり開拓することのなかったジャンルの作品にも目を向けて、更なるレパートリー拡充を図りたい。

来年（2020年）春にはピアノ連弾曲で構成されたプログラムでのコンサートを予定している。現在その中でモーツァルト、シューベルトの作品に取り組んでいる最中であるが、前者においては朗らかで自由闊達な楽想と柔軟性の分かちがたい結びつきを証明し、また後者においてはその悲劇性や精神的緊張の表現を、いかにして演奏者の身体的柔軟性と並立させるかという課題を解決すべく、更に研究を重ねたい。

最後に、付け加えになるが1回目のリサイタルを終えた翌日、200キロほど南下したメキシコ国境に近いハーリンゲン（Harlingen）でリサイタルを行った。こちらの会場は公民館

の一室のような小規模なものであったが、興味深いことにボールドウィンのピアノが置かれていた。アメリカを代表するメーカーであり、当然その名はこれまでに耳にしていたものの、演奏する機会はこれが初めてであった。良く調整されていたとは言い難いが、ストレートで外向的な表現力を持つ楽器であるとの認識を持った。

また演奏以外でも、ショパン協会が主催して行われた当地のコンペティションの審査に加わるなど様々な交流を深め、今後自分がより成長するための糧をいただいたと考えている。このような機会を与えてくれたテキサス州ショパン協会、及び研究助成を認めてくださった大学に対し、あらためて謝意を表したい。

<sup>(1)</sup> Г.Г.Нейгауз "Литературное Наследие - Доклады и выступления. Беседы и семинары. Открытые уроки. Воспоминания о Г.Г.Нейгаузе"(2008)

ДЕКА-ВС ISBN:978-5-901951-42-2 p.216

引用文中のカッコ内補足は筆者による

<sup>(2)</sup> Г.Г.Нейгауз "Об искусстве фортепианной игры -Записки педагога"

5-е издание(1988)

Москва <Музыка> p.64

## 【報 告】

### 2019 年度短期海外研修

木村綾子

#### はじめに

2019年7～8月に、ザルツブルグ国際夏期講習会に参加し、また、かつてドイツロマン派の全盛期には「音楽の都」と呼ばれたライプツィヒを訪問した。今回の講習会における研修、音楽都市訪問にて学習した事や得た知識は数多く、大変意義深いものとなった。

#### I. ザルツブルグの講習会において

##### ●A.v.Arnim<sup>(1)</sup>教授による講座受講

主に今年の研究テーマである変奏曲についての知識、及び現在の演奏をより向上させる奏法・練習方法を学習

##### ●アレクサンダーテクニック講座受講

より演奏を楽にするためのプライマリーコントロールについての知識を得ることにより、今後の指導法・演奏法（体の使い方など）を学習した。

##### ●ライプツィヒ訪問

名作曲家の記念館を訪問し、作曲家の当時の展示資料などを見ることで、現在行っている授業（短大音楽研究）における授業内容をより身近に感じ、具体的で興味深い内容とする見聞を得ると同時に、教材となる資料を数多く収集する事ができた。

#### I. ザルツブルグ国際夏期講習会の概要

1916年の夏に歌手リリー・レーマンによって発足。最初はモーツアルテウム音楽大学の部屋でのプライベートな歌の講習会として始まり、1925年に初めてバイオリンのクラス、ウィリー・シュウェイダのクラスが加わり、その後支援を受け、この講習会は1929年にピアノ、作曲、指揮、オペラのコースと拡張していった。1930年～1937年までは、音楽、演劇、ダンスの講習会として、1935年～1940年までは「モーツアルテウムサマーアカデミー」、1940年～1944年までは「モーツアルテウム国際サマーアカデミー」と名前を変え、運営されてきた。1945年以降はこの夏期講習会は、ベルンハルト・ポールガルトナーにより再編成され、1947年以降、現在に至るまで「International Summer Academy Mozarteum」と名付けられ、国際夏期講習会の中では規模の大きなものとなった。歴代講習会監督には、ベルンハルト・パウムガルトナー、エーベルハルト・プイストナー、ハインツ・ショルツ、ロバート・ワグナー、ポール・シルホースキー、ロルフ・リーバーマン、ペーター・ラン



グ、ポール・ロチェク、アレキサンダー・ミュレンバッハなど高名な音楽家が名を連ねている。長年に渡る講習会の過程で、国際サマーアカデミーは年々拡大し、現在は、以前より講習会監督を務めている、ペーター・ラング教授が、講習会参加者が豊かな芸術性を学べるよう、モーツァルテウム芸術大学、街全体が、毎年増加する参加者を全面的にバックアップしている。

2019 年のザルツブルグ国際夏期講習会は、7 月 15 日より始まり、2 週間を 1 ペリオードとして、合計 3 ペリオード、6 週間に渡って行われており、第 3 ペリオードでは、第 1~3 ペリオードの中より選出された若く優秀な参加者の表彰式と、それに引き続き受賞者コンサートが行われ、その模様はラジオでも放送されるなど大いなるクライマックスを迎えて盛り上がる。

### ●ザルツブルグ国際夏期講習会における研究内容

今回私が参加したのは第 2 ペリオードで、2019 年 7 月 29 日より 8 月 10 日までの間に行われた。アルヌルフ・フォン・アルニム教授によるピアノ講座と、同ペリオードに開催されたミルト・アレタイオウ<sup>②</sup>先生によるアレクサンダーテクニクの講座を受講し、練習の合間の時間には他クラスの聴講やアルニム教授のレッスンの通訳などを行い、音楽指導や解釈の仕方などを様々な曲について学習した。とりわけアルニム教授のクラスでは、本来期間中 5 回のレッスンが行われる予定であったのが、今年の研究テーマとしている曲のレパトリーが多かった為、7 回のレッスンを受講し、修了演奏会においてはリストのピアノ協奏曲第 1 番を、アルニム教授の伴奏により演奏した。

参加者で一番多かったのはアジア人である。85%以上が中国・韓国などから参加していたし、また、年々そのアジア人の割合は増え続けている。なぜならば、この講習会は世界中の著名な講習会の中でもかなり値段が高いほうで、ヨーロッパの中では最も高額な講習会として有名だからである。

また、練習室についても、有料貸出しとなっている。部屋のランクは 3 つに分かれていて、とてもコンディションの整った部屋が「A ランク」、かなり古くなったピアノが置いてある部屋は「B ランク」、アップライトのみ、またはピアノがない部屋については「C ランク」となり、かなり値段が違う。以前参加した際には 1 時間 10 ユーロを、早朝事務所の長打の列に並んで予約し、その場で練習時間分の料金を現金払いしていた。並んでいる時間は練習できないし、料金も日本の貸練習室並みに高かったが、その後少し改善されたようで、システムが以下のように変わっていた。

《1 週間を通して同じ部屋・同じ時間帯借りることを前提として、1 部屋 2 時間を借りる。A ランクの部屋は 200 ユーロ、B ランクの部屋は 150 ユーロ、C ランクの部屋は 100 ユーロ。もしそれ以上練習室を取りたければ、またその場で 1 部屋 2 週間分 1 日 2 時間を別料金で借りなくてはならない。》

つまり中くらいの B ランクの部屋で 1 日 4 時間の練習時間を確保しようとする、部屋

代だけで、講習会期間 2 週間で 300 ユーロの出費とになる。これはアジア以外の諸外国から参加する学生にとってはかなりの高額であるため、1 日 2 時間だけをしぶしぶ保証料のように有料で借りて、あとの時間は、運よく空いている時間と部屋を参加者が、ドアに耳を当て、中で誰か練習していないか確認しながら、ハイエナのように廊下をうろうろと歩き回りながら探している姿をよく見かけた。実際私も、自分の練習の曲間の 10 分程度の休憩中に 3 人~4 人にノックもしないで入室され、「ここ、空く？」と何度も聞かれた。

レッスンの時間も一定の時間ではなく、また他クラスを聴講する時間も限られている中、毎日の練習時間に固定して練習する事は非常に難しく、やむを得ず部屋を空けてしまう事もあった。

他にも、講習会講師同士によるアンサンブルのコンサートなど、興味深い催しが毎晩のように多数行われており、それらを鑑賞することも大変勉強となった。また、参加者のために歓迎パーティーが行われたり、ザルツブルク近隣の湖に観光ツアーが用意されており、一生懸命歓迎の意を表してくれているザルツブルグ音楽院（主催者）の気遣いを感じた。

講習会中の滞在については、参加者の 5 分の 1 くらいは親と共にホテル暮らしをするが、他の殆どの参加者は寮で生活する。ザルツブルグは大変教育機関が多く、また学生も多い事から、元々組織化された巨大な学生寮管理部が存在している。それらが管理する建物全てが夏休み期間は空室になるため、ワンルームで 1 泊 3000 円程度と大変安い値段で貸してもらえるのである。

ザルツブルグを含むヨーロッパ圏はとにかくどこも外食が高いため、ザルツブルグで寮に住んでいる参加者の多くは自炊をする。1 泊の値段は安い、ちゃんとしたワンルームで、キッチン・食器や調理器具、シャワーやトイレもついていて、広さも 12 畳程度と十分なスペースがある。また、地下にはコインランドリーやフィットネスルーム、卓球やビリヤードなどのホビールームがあり、更には練習室（ピアノなし）があり、大変充実した学生生活を提供できるよう、ザルツブルグの教育機関との協力のもと、学生寮管理部が経営している。各建物にはコンシェルジュのように「管理人」が早朝から夜 10 時くらいまで常駐しており、学生生活を楽んでもらえるような十分なサービスが提供されている。今回私が滞在した寮は、少しザルツブルク市内から離れているが、以前参加したときに同じ寮に滞在したことがあったため、慣れるのも早かった。スーパーの場所も知っていたため、チェックインした最初の日にスーパーに買い物に行ったが、以前は目にしたことがなかったような食品、例えば豆腐などのアジアの食材が置いてあったのは大変興味深かった。また、日本では食べずに観賞する「ほおずき」もヨーロッパでは旬のフルーツとして山のように売られている。ゲルマン系の人々は体格通りよく食べる人が多いため、ハムなども 20 枚入り、チーズも 20 枚入り、ソーセージも大きいソーセージが 10 本入り、アイスは 1L 単位にバケツ売りしてあり、日本の業務用スーパーに匹敵する量で困ることも多かったが、食料品については、軽減税率が適応されているからか、全体的にかなり安価である。

また、通学については、自転車を借りてモーツアルテウム大学に通う学生もいるが、ザル

ツブルグは元々大変観光旅行者が多く、高齢の住人が多いため、バス交通網が大変細かく整っている。あの古風で美しい街の景観が有名なザルツブルグだが、空中を見ると、バスの架線だらけである。架線を通した電気による動力を得てバスが動いていて、空中線路の役割をしているためである。料金は高くはなく、250 円ほど。自転車は 1 泊 2 日で 11200 円と高いが、バスの時間を気にせず、1 日いつでも自由な時間に大学に行き来できるし買い物も行けるが、デメリットもあり、雨が降ったらバスで行かなくてはいけなくなる。そのため、運動になる自転車にするかバスにするか、ネットで長期天気を調べたところ殆ど晴天の予報であった。迷った末、自転車を借りて通学することにしたが、何とレンタサイクル初日の帰りに突然の豪雨に遭遇するという不運な結果になってしまった。3 日間ほど様子をみていたが、山の天気は急変することが多く、まるで日本のゲリラ豪雨のように不意にやってくるため、雨が小降りになるまで待って通学するなど工夫を試みたが、自転車をこいでいる 30 分の間に 2 度ほど豪雨に見舞われ、初日にはリスト協奏曲の楽譜がすっかり雨で濡れてしまい、大変なことになってしまった。そのため当時レッスンで大変使いにくい状態になってしまったが、今は楽譜を見ながら懐かしく感じる。

様々なことがあったザルツブルグ夏期講習会だが、ただ自分のレッスンを受けるだけに留まらず、多くの指導者による講習会を聴講し、コンサートを楽しむこともでき、今思い返すと全てが良い経験となり、大変充実した内容で素晴らしい研究ができた。

#### ① ベートーヴェン：創作主題による 32 の変奏曲ハ短調

エロイカ変奏曲及びディアバリ変奏曲と並んでベートーヴェンの変奏曲の中で特に人気の高い 1 曲である。それはいかにもベートーヴェンらしい力強くも運命的な響きを持つハ短調という主題と、それに続く各変奏がこれまたベートーヴェンならではの性格的変奏の極みとも言うべき多様さを見せていること、そしてそこに盛り込まれた華やかな演奏技巧が極めて効果的であることなどによる。そのためこの曲は音楽愛好家に人気が高いだけでなくピアニストたちからも好んで演奏されるものとなっている。この曲は大変規模が大きく難易度の高い曲だが、この変奏曲が安易な作品と言うわけではなく、わずか 8 小節の短い主題をもとに、そこに内包されている可能性を残らず汲みつくした変奏技巧の冴えは、それこそディアバリ変奏曲にも匹敵するほどであり、名技的な鍵盤技巧のパラエティーの豊かなことでも、小さなディアバリ変奏曲と呼べるほどである。主題に続く 32 の変奏は、ほとんどすべて 8 小節の構造を守っていて、最後の第 32 変奏だけが大きく 50 小節に拡大されているだけである。そして調性も主題ハ短調がほぼ一貫しており、第 12～第 16 変奏までだけが同主調のハ長調に転じている。そうした 1 つの制約とも言える枠の中で、各変奏が切れ目なく演奏されるべく書かれている。様々な異なった音楽的雰囲気を出していく技法は、大変緻密に計算されており、名曲の一つと言える。ただベートーヴェン自身はこの名曲に必ずしも満足したわけではなく、作品番号が付与されていないのもそれが理由であると言われている。

レッスン指導においては、この曲の持つハ短調の性格「悲劇的」なキャラクターを持つべきもので、テーマを筆頭とした曲全体を通して演奏される 16 分音符がしっかりとメロディ一性と悲劇的な響きを失わない事が最も重要だという事を学習した。また、毎変奏曲ごとに繰り返される同じハ短調のテーマをどう異なる表現をしていくかが、演奏の質を高めるという事を学ぶ事ができた。

## ② ブラームス：自作の主題による変奏曲 op.21-1 ニ長調

ブラームスは 1856 年 7 月 29 日に師シューマンの死を看取り、作曲家として新なる決意を持って独立していくこととなる。この当時多くの古典音楽に接することにより、ブラームスの作風にも変化が生まれる。友人ヨアヒムに書いた手紙の中で、ブラームスは変奏曲についての自らの結論をしたためている。「変奏曲は厳格に純正に作られなければならない。昔の作曲家は神の主題である低音を大切にした。ベートーヴェンは旋律、和声、リズムの 3 つを見事に変奏している。我々は旋律に重きを置きすぎていて、そこから新鮮な響きを作っていない。変奏曲はその目的と同様に、原理から逸脱すべきではない。」この考えを実践したのがこの変奏曲となった。これは後、次のヘンデル変奏曲で鮮やかな実を結ぶ事になる。この変奏曲では青年時代の作品特有の硬さは残っているものの、主題と 11 曲の変奏は、前作品までの幻想的な扱いから厳格な構成となり多様さを加え特に後半のたくましい響きは大変魅力的である。

レッスン指導においては、ブラームスの持つ独特の暖かい響き、また、ベートーヴェンの作品と違い、各変奏曲の雰囲気やテンポ設定について、細心の注意が必要であることを指摘され、各変奏曲のメロディーのバランスやバスの響き方の効果について学んだ。

## ③ ラフマニノフ：コレルリの主題による変奏曲 op.42 ニ短調

1917 年にパリに亡命し翌年アメリカに移ったラフマニノフは、以後専らヴィルトゥオーゾ・ピアニストとして活動したため作曲の時間は以前にも増して少なくなってしまった。そのため、アメリカ時代のラフマニノフの作品は op.40 から 45 の 6 曲だけで、ピアノ独奏曲としてはこの変奏曲がこの時期の唯一の、そしてラフマニノフの最後の作品となった。当時ラフマニノフは家族をパリに移し自分も夏の休暇をパリで過ごすことが多かったが、ショパンの主題による変奏曲 op.22 以来、実に 30 年ぶりに作曲されたこの変奏曲は、珍しく時間を得た 1931 年の 6 月に作曲された。なおこの曲の主題はコレルリのソナタ集 op.5-12 の「ラ・フォリア」から採られているが、それは多くの作曲家が変奏曲に用いている古いポルトガル起源の舞曲で、必ずしもコレルリの創作ではない。その為、ラ・フォリアの主題による変奏曲と呼ばれる事もある。この曲は、イ短調のラ・フォリアの主題に続き、20 の変奏から成る。各変奏では独特の技法が用いられており、それらが各々大変技術的難易度が高いため、あまり頻繁に演奏されない難曲の一つである。

レッスン指導においては、各作曲家が好んで使用してきた「ラ・フォリア」のテーマを、

ラフマニノフ的に表現するための奏法、及び各変奏曲における技術的に演奏困難なパッセージの指使いの提案、また、跳躍演奏時にミスタッチをせずに演奏する方法を学んだ。

#### ④ メンデルスゾーン：厳格なる変奏曲 op.54 ニ短調

メンデルスゾーンの転換期の作品。彼は早くからベートーヴェンの後期の作品を高く評価、特に緩徐楽章の平安ながら力強い荘重さに心惹かれ、これを理想として創作に励んだ。生い立ち、性格も異なり、明るい歌謡性と叙情性を主な特徴とするメンデルスゾーンには、熱情的なダイナミズム、鋭いリズム動機が欠ける面もあるが、彼の作品にはベートーヴェンへの熱い尊敬の念が感じられる。そして崇拜する先輩の合唱変奏曲 op.80 を意図して書かれ、彼のピアノ作品中最高傑作とされるのがこの曲。当時には珍しくバッハやスカルラッティの音楽に傾倒していた彼は、古典的形式とその世界をその初期ロマン派の時代の語法であるかのように自然に再現し、彼の他のピアノ曲にはない様々な技法を駆使して個性的な作品を創り上げた。また表面的な華麗さはなく、当時の名技的風潮を密かに軽蔑していた彼の一面をも示していると言える。この頃彼はベルリン芸術アカデミー音楽監督就任をめぐるトラブルに神経をいら立たせていた。この曲の暗い雰囲気には、それが反映されているのかもしれない。曲は主題そして 17 の変奏から成り、それぞれの変奏曲が多様な技法と音楽的表現、そして確実な基礎テクニックを要求される。数多く存在する変奏曲の中でも特に名曲として知られており、よく演奏される曲である。

レッスン指導においては、前半 8 小節のテーマと後半 8 小節のテーマをどのようなフレージングで統一していくか、実質メロディーが明確に存在せず、和声進行内だけで展開される場合のフレージング表現法などを学んだ。

#### ⑤ シューマン：交響的練習曲 op.13

この作品のステージでの演奏効果は、シューマンのピアノ独奏曲の中では謝肉祭 op.9 と並んで、最も大きい作品の 1 つと言える。ピアノと言う楽器に交響的なポリフォニー手法を使った豪華な音を出させることに成功した点でも、各変奏の性格の相違を含め、新しい歴史を開いた点でも、またピアノの練習曲に奥行き深い内容の充実した演奏様式を大胆に取り入れた点でも、画期的で重要な作品である。作曲当時わずか 24 歳のシューマンは、その時既に練習を焦って指を痛め、ピアニストになる夢をあきらめなければならない苦悩のうちにあった。後に妻となったクララ・ヴィークをまだ子供だと思っていたシューマンは、彼女より年上の女性、エルネスティーネ・フォン・フリッケン嬢に夢中で、密かに婚約もしたと伝えられる。(婚約は後に解消された。)

交響的練習曲の主題には、エルネスティーネの養父で音楽好きの、フォン・フリッケン男爵の作品の一部が使われている。主題と 12 の練習曲からなり、終曲にはハインリヒ・マルシュナーのオペラから採ったメロディーを使い、しかも交響的練習曲全体の冒頭の主題もこの第 12 練習曲に取り入れて、すばらしい盛り上がりのある終曲を創出することにシュー

マンは成功した。

初版の曲名はフランス語で、「交響的練習曲」、副題としてフランス語で「変奏曲形式の練習曲」とされていた。これには第3、第9の練習曲が含まれておらず、練習曲第1、第2…と記されていた。なお、遺作として出版された5曲の変奏曲のうちのいくつか、または全部を適宜に挿入して演奏するピアニストもいるため、この曲の原典版（ヘンレ版）を現地で購入して研究したところ、現在弾いているものとは大きく異なる曲と言えるほどの修正が加わり、この曲が完成されたのがわかる。初版から最終版に至るまでに、クララが大きく添削したという説もある。そもそもシューマンはかなり初期の頃に自身の指を損傷し、自身が演奏することができなかった。また自己の音楽表現に対する理想が高すぎて、ピアノ曲のみならず、管弦楽曲・交響曲その他全般において、その理想を追求するあまり、演奏不可能な曲が多数存在する。例えばデュッセルドルフの音楽監督を辞任に追い込まれたのも、彼の要求が、現実的な演奏可能性とは大きくかけ離れていた事、またその、その音楽に対する情熱のあまり、彼の情熱が空回りしていた事も原因と思われる。ピアノ曲に関しても、クララ・シューマン夫人が大変優秀なピアニストであったため、難解となりすぎず、より初版や改訂版や一般聴衆に受け入れられやすい添削を多くの曲で行ったと思われる。その為、原典版と初版や改訂版など他の楽譜ではかなり異なる場合が多く、演奏者はそれらを全て学習した上で、オリジナルを弾くか改訂版を弾くかを考えるべきである。

レッスン指導においては、この曲を単なるエチュードとして捉えるのではなく、変奏曲として捉えるためのフレージングの取り方、またシューマン独特のリズムによる浮遊感を表現するための奏法・演奏困難な場所の指使い、奏法の提案などを学んだ。

### ※曲中の繰り返しの重要性について

日本の多くの試験やコンクールにおいては「繰り返しは原則カットする事」となっている場合が多いが、この度のレッスンを通して、それは音楽的に大変な間違いであり、いわゆる日本人的な「テクニック重視」の慣習をより悪化させるものと思われた。

今回レッスンを受講した曲で、「繰り返し」について問題になったのが「ブラームス：自作の主題による変奏曲」と「シューマン：交響的練習曲」である。アルニム教授によると、曲によってはリピート記号が、単なる繰り返しではなく、その後の音楽の展開によっては必要不可欠なものである場合もあり、リピートを省く事で楽曲全体の構造を壊してしまう可能性があるため、細心の注意を払う必要があるという事。また何故作曲家がリピート記号を記譜したのか、という事までも考えて演奏するべきで、同じパッセージが繰り返される場合でも、1回目演奏時とリピート演奏時で内声の響き方のバランスを変えたり、音色を変えたりしている。その演奏者の音楽表現の幅を無限に広げたり、そこでどう変えて演奏するかなど演奏者は奏法を工夫する事になり、それが演奏者として重要で、全てのリピートを省いて弾くのが当たり前だ。なぜならば、作品の本来の形と演奏者のオリジナリティ共に大きく損なう危険性が高いからである。実際全てリピート有で演奏してみたところ、音楽的に全く違う

難しさを感じると同時に、リピートなしでは音楽が浅くなってしまう事に気付いた。日本の指導者はもう少し全般的にリピートのもつ音楽的意義について考えていくべきである。

#### ⑥ リスト：ピアノ協奏曲第 1 番変ホ長調

リストはハンガリーの生んだ古今最大のピアニストと言われ、巨匠的な技巧を凝らしたピアノ曲や、標題音楽的な管弦楽曲にさまざまな傑作を残した作曲家として知られるが、ピアノ協奏曲は 2 曲しか残していない。この第 1 番はリストが超絶的な技巧を持ったピアニストとして演奏活動に多忙を極めていた比較的若い頃から案を練っていたようで、事実 1830 年のスケッチには、この曲の主要主題が既にかかれていた。しかしすぐさま完成には至らず、しばらく放置されていたようで、1839 年になってその主題を用いて協奏曲の作曲にとりかかった。ところが演奏活動に追われてまたそのままになる。やがてリストはロシアでの演奏旅行の途中にカロリーネ・フォン・ヴィットゲンシュタイン公爵婦人と知り合って大恋愛に陥り、彼女の忠告で、華々しい演奏活動を整理してワイマールの宮廷楽団の指揮者に落ち着く。それが 1849 年のことであり、その年のうちにこの協奏曲がひとまずの完成を見る。しかしリストは慎重を期して、すぐには公開せず、さらには加筆修正をした後やっと初演の運びとなった。演奏はリスト自身の独奏とベルリオーズの指揮で行われた。

曲は 4 つの楽章からなるが各楽章は切れ目なく演奏されるため、単一楽章の幻想曲のような印象を受ける。また各楽章の主題も相互に密接に関連し、一連の循環形式のようになっていて、これまでになく自由な構成となっている。これらは 1 つにはシューベルトの「さすらい人幻想曲」からの、また 1 つにはベルリオーズの「幻想交響曲」からの影響とも言われる。ピアノはいかにもリストらしい巨匠的なピアニズムで華々しく、またオーケストラの扱いも実に巧妙で充実しており、後に交響詩と言う新しい音楽形式を生み出していくリストの実力が、既にここにも認められる。なおこの第 3 楽章では、当時として、また協奏曲としては珍しくトライアングルが活用されており、そのことでウィーン初演の後に、ハンスリックから、「トライアングル協奏曲」と皮肉って呼ばれたと言う話は有名である。

第 1 楽章はアレグロ・マエストーソ、変ホ長調、4 分の 4 拍子でかなり自由に処理されたソナタ形式をとる。第 2 楽章はクワジ・アダージョ、ロ長調、8 分の 12 拍子で書かれた美しい緩徐楽章に相当する部分で、弱音器をつけた低音弦で始まる。第 3 楽章はスケルツォに相当する楽章で、アレグレット・ヴィヴァーチェ、変ホ長調、4 分の 3 拍子となる。前述の通り、トライアングルが頻繁に活躍するのが特徴的な楽章である。第 4 楽章はアレグロ・マルツィアーレ・アニマーテ、変ホ長調、4 分の 4 拍子の終曲部分。これまでの楽章に出た素材に新たな性格を持たせて再現させ、華麗なクライマックスを築いて曲を閉じる。

この曲をコースの修了演奏会にて、先生の伴奏により演奏する事になったため、特にインテンシブな指導を受ける事になった。指導内容は、第 1 楽章はかなり和音が多く、中には弾きづらい和音があるため、それらをすべてしっかりと確実に打鍵する必要があるという事、またかなりテンポが自由な曲であるため、いかにオーケストラと合わせた時のテンポの調

整をうまく行うか、等。第2楽章では左手の伴奏形が非常に弾きにくい程音域が広く、そちらに集中して右手の美しいメロディーの響きにおろそかになりがちなため、特に響き、フレージングに気を付けて弾く必要がある。また、オーケストラとの掛け合いのところでは、オーケストラに分かりやすいよう正確にテンポを刻みながらも、ルバートの要素を持たせ、レチタティーヴォのように聴かせなくてはいけないとの指導であった。第3楽章においてはオーケストラとの絶妙なかけ合わせが大変多いため、しっかりした拍感を持って、それがオーケストラに伝わるように聴かせなくてはいけない。また技術的に困難なところも、丁寧な練習を重ね、一音一音確実に、弾き飛ばしすることがないように、明確な打鍵を求められた。第4楽章は、逆にもう少しテンポをクライマックスに向かって段階的に上げていく事で華麗な演奏効果が得られる曲であり、各変奏において少しずつ確実にテンポアップしていくかが技術的に難しくなっていく。テンポも十分にクライマックスに向かって上昇していなかったり、途中で停滞してしまう恐れがあるため、綿密なテンポ設定計画を持って演奏するよう指導された。リストのような超絶技巧や跳躍が多い曲はどうしても腕の勢いや力で演奏しようとする。若い時はそれをカバーできるだけの十分なスタミナと筋力があるため、ヴィルトゥオーゾという演奏スタイルでの演奏が可能だが、高齢になり筋力が落ちていくと、いつの間にかミスタッチが増えてしまっている事を全般的に指摘された。もっと練習時に丁寧に確実なタッチを追及するように指摘され、修了コンサートでの課題は、「ミスタッチなしで弾く事を目指すように」毎日練習を重ねているうちに、普段の練習がいかに雑に行われていたかを多めに反省することとなった。

### 〇まとめ

各曲において、研究日など十分に練習時間が取れる日は時間をかけ、綿密な練習を行うよう心掛けているが、大学での仕事を終えて帰宅してからは疲労困憊の状態、耳は自分の音に集中しておらず、ただ腕や指先だけで演奏し、いつの間にか「音楽を奏でる」という一番大切な事がおざなりにされ、表面的な練習になってしまっていた事に改めて気づかされた。練習が単なる「運動や筋トレ」に終わっており、日常的に無意識に大変ルーティーンな練習が繰り返されていた事をとっても大変反省する事となった。特に10月に協奏曲・そして10日後にソロリサイタルと抱えるプログラムが全て難曲・名曲であるため、練習内容を見直し、より音楽的に綿密な練習を積み重ねていけるようにしなくてはならない。

今後学生を指導する際にも、音楽的な練習の仕方・練習計画の立て方について指導する事により、今後の学生の演奏能力向上につながるようにしていきたい。

またリピート（繰り返し）についても、練習時間短縮の為に弾いていなかった事もあり、自らの音楽への敬意を大きく欠いていた事を大変反省する機会となった。練習において効率性を求める事はもちろん大事であるが、それ以上に我々は音楽家である以上、作曲家の意図を汲みとり、一音一音、また各フレーズの和声に隠された微妙な変化を感じ取り、それを聴衆に伝えるような音作りをしていくのが最も大切な事である。



日本はどうしてもテクニック重視の傾向があり、きれいに指が動いてミスタッチをしないことだけに集中しがちであり、聴衆に何を訴えかけるか、作曲者の意図などをあまり意識しない傾向が全般的にある。指導の際には単なる「テクニックの指導」に終わる事なく、その作曲者の人物像や音楽的特徴を含めて、指導していくようにしたい。

### ●アレクサンダーテクニック講座について

アレクサンダーテクニック講座は、第2ペリオード（14日間）の期間中、集中講義形式で行われた。レッスン受講生は基本的に他の講座を聴講する事ができるが、この講座については受講生以外聴講不可だった。以前ザルツブルグ講習会に参加した際に、この特殊な講座名に興味を惹かれ、調べたところ「緊張緩和を交えた奏法の事」と興味を持っていた内容だということが分かり、また、数年前より理学療法士とともに、ピアノを演奏の際に使われる筋肉について、またその効果的なトレーニング方法、腱鞘炎を防げる奏法などの研究を進めているため、このアレクサンダーテクニックが、現在進行中の研究・今後の指導にも役立つ可能性を感じて受講した。

### ○アレクサンダーテクニックについて

アレクサンダーテクニックは、20世紀初頭、フレデリック・マサイアス・アレクサンダーにより発見された。そしてそれを方法論化された心身技法で、プライマリーコントロール（意識調整）により、自律神経を意識的に整える事によって、その姿勢反射を利用し、首や脊柱に負荷がかからないような奏法、つまり身体の使い方を意識した脱力を目指すというものである。

現在はピアノ奏法の一つとして有名になっているが、元は、緊張した俳優が舞台上で、その意欲により緊張という「力み」を取って、小さな声しか出なかったのが、より大きな声を出せるようにと、鏡を見ながら、意識的な身体のコントロールにより研究を始めたことがきっかけである。

20世紀初頭はまだ細かい筋肉についての医学的な研究があまり進んでいない時代で、意識をコントロールして後頭下筋群の力を抜き、緊張しているときにいかに多くの無駄な筋肉を使っているかという事を意識するという理論で、今私が進めている研究とは全く逆方向から「楽な奏法」についてのアプローチとなる。

講座前半はその、意識と身体の間繋がりについての意識、そして後半は具体的にどのような体の力を抜いていくかなど、実際に身体を動かしながらの実践が行われた。意識を深くしていき、動作の際にどの筋肉を動かしているかを自分で意識する事により、余分な力み（緊張）をほどいていくという意識調整で、ヨガに似た性質を持つもののような印象を受けた。実践においては、

- ① 普段の動作がどのように行われているかしっかり覚えておく事。

- ② その動作を首や肩の筋肉を縮めてやってみて、その差を知り、動きにくさを実感する。
- ③ 次に意識的に、首の力を抜き、頭から肋骨にかけて呼吸とともに力を抜いていき、身体が伸びていくのを感じ、再度①の動作を、今度は意識的に行えるようにする。

以上の3つのトレーニングが行われた。

「緊張状態の自分の身体の状態を知り、意識的に身体を調整する」という事を実践する事は困難と思われるが、自律神経をコントロールする事によって楽にするという事は今後の私の研究を進めていくにあたり、大きな参考となった。

## ●ライプツィヒ訪問

ライプツィヒには《ライプツィヒ音楽軌道》と言われる音楽の散歩道がある。街角のあらゆる場所に新旧の音楽の名所を有するライプツィヒであるが、その数々の音楽遺産を一つに繋がれた音楽軌道の順路を回ることで音楽軌道巡りをするというものである。

音楽軌道のコースの起点はゲヴァントハウス・コンサートホールで、ホール正面右手に立つ水色の解説板からコースが始まる。順路の目印は地面を走る銀色の“音色の足跡”で、足元にはそれを表す金属製の流線型モニュメントが埋め込まれている。それを追ってゆくと各チェックポイントに水色の解説板が見つかる。簡単な解説文と並んで電話番号が記載されており、そこに電話することで自動音声解説やその場所ゆかりの楽曲を聴くことができる。電話番号は最大で4つ(場所によっては3つ)あり、ドイツ語解説、英語解説、楽曲、そして子供向けドイツ語。順路は一周5.3キロで、所要時間は約1.5~2時間ほど。もちろん各施設の内部見学をしたらその分所要時間は増える。クラシック音楽を学ぶ者としては一度は訪れたい街である。

その中でも特に印象に残った2件について言及する。

### ① バッハについて

ヨハン・セバスティアン・バッハ(1685-1750)はテューリンゲン州のアイゼナハ市で生まれ、約47年に渡り創作活動を行ったが、そのおよそ半分をライプツィヒのトーマス教会音楽監督(トーマスカントル)として過ごし、その生涯をライプツィヒで終えた。ライプツィヒの市街中心部にはいたるところにバッハの銅像があるなど、ライプツィヒとバッハは深いゆかりがある。

### ◆バッハ博物館

ライプツィヒ・バッハ資料財団(Bach-Archiv Leipzig)の設置するバッハ博物館は、ヨハン・セバスチャン・バッハの生涯と業績を紹介する施設である。彼はトーマス教会音楽監督(トーマスカントル)としてライプツィヒでその創作活動期間の後半を過ごし、数多くの優れた作品を書き上げ、そしてその生涯を閉じた。当時彼の住んだトーマス学校校舎・兼寄宿舎は、現在のバッハ博物館・資料財団のボーゼ館となりバッハ一家と家族ぐるみの親交があった商人ゲオルク・ハインリヒ・ボーゼの旧邸で、かつてバッハも度々ここを訪れていた。

歴史的バロック建築のボーゼ館であるが、2010年に改装・拡張工事を終え、現在はマルチメディアを駆使した体験型博物館となった。バッハがオルガン奉獻式での演奏をしたパイプオルガンの演奏台・当時の楽器など貴重な展示品、彼の作品全曲を聴くことのできる試聴室、貴重品室では自筆譜やバッハ夫妻の墓から発掘された遺留品などを見学できる。

#### ◆トーマス教会

バッハ博物館に隣接している。ここでは、バッハはトーマスカントルを務め、自ら演奏したオルガンが今でも設置され、コンサートが行われたりなど様々なイベントが開催されている。また、バッハはトーマスカントル就任後に毎週、年間約 50 曲のカンタータを作曲・演奏するという精力的な活動をトーマス教会のために行なった。マタイ受難曲などもここで初演されたらしく、彼の墓があることでも知られている。

## ② メンデルスゾーンについて

フェリックス・メンデルスゾーン・バルトルディ（1809～1847）は 1809 年 2 月 3 日にハンブルクで裕福で社会的に最も尊敬されるユダヤ系の銀行家の家族に生まれ、著名な詩人や音楽家との交流が深かった。メンデルスゾーンは早くから音楽的才能を示し、同様に才能のある妹のファニーと一緒に音楽活動を行った。9 歳という若さでデビューし、11 歳から毎日のように定期的に作曲した。21 歳で、彼は世紀の最も重要な音楽イベントの 1 つといえる、ヨハン・セバスチャン・バッハによるマタイ受難曲を演奏。メンデルスゾーンは初めて、作曲家の死後に実物に近い形態の公演を行ったり、指揮法を確立したりとドイツ音楽の発展に最も貢献した一人である。1835 年、彼はライプツィヒ・ゲヴァントハウスの音楽監督になり、1843 年には、メンデルスゾーンは、学者、出版社、作曲家らと共にドイツ初の音楽院であるライプツィヒ音楽院を設立した。生まれもったその才能と人望で、クラシック音楽史を語る上で欠かせない存在であるが、若干 38 歳という若さでライプツィヒで死去した。

#### ◆メンデルスゾーンハウス

現在の 3 代目ゲヴァントハウス・コンサートホールから徒歩数分の場所に、作曲家フェリックス・メンデルスゾーン・バルトルディが暮らし、そして息を引き取った家がある。かつて暮らしたハンブルクやベルリンなど各地の家が失われてしまったなか、この建物はメンデルスゾーンの私邸として唯一現存するものである。

現在では 1・2 階が世界で唯一のメンデルスゾーン博物館となり、音楽の街ライプツィヒを語る上で欠かすことのできない彼の偉業が顕彰されている。2014 年に追加された 1 階展示室では、21 世紀の視点から見たメンデルスゾーンの音楽の世界というテーマの下、古風な家具に腰かけ楽曲を聴き、デジタル化された文献をめくり、自筆譜・書簡・楽器などを見学しながらその生涯と作品について知ることができる。造語で「エフェクトリウム」と名づけられた一室では、見学者がマルチメディア装置の楽団・合唱団の前に置かれたデジタル譜面台を使って『序曲「真夏の夜の夢」』や『緑の森よ』などの作品を実際に指揮したり室内

を歩きながら楽器・声部ごとの響きを聴き分けたりと、音楽史においてメンデルスゾーンが確立した指揮者の役割を迫体験することができる大変見学者にとって興味深い施設である。

1844年の建設時のものがそのまま残るといふという古びた木製の階段を上ると、1845～47年にメンデルスゾーンが実際に暮らした2階の住居がある。床材は当時のままで東西ドイツ統一後に当時の様式の内装が忠実に復元され、再設置された家具の大部分も、はかつて一家が実際に使用していたものであり大変興味深い。19世紀ロマン派時代の雰囲気のままにメンデルスゾーンの私生活を垣間見ることのできる空間で、ゆかりの品々やその画才に驚かされる自作の水彩画といった貴重な資料が公開されている。書斎ではオラトリオ『エリヤ』が完成されたほか、音楽サロンでは親しい友人たちを招いて「日曜音楽会」が開かれ、シューマン夫妻、ベルリオーズ、ワーグナーなど著名な音楽家が訪れた。旧宅の修復・公開によって「日曜音楽会」も復活し、現在は毎週日曜に様々な演奏家がコンサートを開催している。また、世界大戦中破壊されたメンデルスゾーン像も近々再建される事が決まっている。

1階と2階の展示室を通してメンデルスゾーンの音楽家としての面と人間的な面を見ることができ、また現代的なエフェクトリウムと伝統的な音楽サロンと対をなし、時代を超えた業績を讃える雰囲気に満ちあふれている素晴らしい施設である。また中庭には旧馬車庫があり、別館として特別展が行われていた。(私が行った時にはクララ・シューマンとメンデルスゾーンの交流、演奏旅行の特別展が行われていた。)

## 終わりに

この度の短期海外研修においては、講習会を通して自らの演奏法や音楽的な面の成長を遂げることができた。そしてライプツィヒ訪問により作曲家の貴重な資料を見学し、今まで知らなかった各作曲家の一面を見ることができた。また、大学で行う授業のために貴重な資料を数多く収集する事もでき、全てが貴重な体験となった。

教員は人を教える立場であり、常に現役でありその知識を更新し続ける事が、これから有望な人材を本学より輩出していく為にも最も大切な事である。「最近の大学生は意識(学習意欲)が低い」などと言われているが、教員が常に現役でいることで教育のレベルを上げることにより、学生の学習意欲を昂めることは可能であると思う。実際、日本で一流大学と言われる大学で教鞭をとる教員は自らも現役で活動している。大学のレベルや雰囲気は、教員のクオリティの向上により必ず変える事ができるものと確信している。

大学は日本の教育機関の中で最高位に属するべきであり、それはつまり最高の指導を行わなくてはいけない機関である。大学教員は単なる先生であってはならず、研究者でなくてはならない。世界における日本の教育レベル、特にクラシック音楽の分野に関しては海外に明らかに劣る部分もあるが、それを教員の意識の持ち方・授業内容のクオリティ改革(例えば学生が常にもっとたくさんのかんことを学び長期間にわたって教員を信頼しながら日々驚き

と楽しさを持って勉強できるように助けていくこと。)により、世界的に有名な音楽大学にする事は決して不可能ではないと考える。その為には、長期休暇の時期に自らの知識の更新・技術の向上を続け、長期休暇を学び続ける貴重な期間として捉え、生涯勉強し続ける事により日本の音楽教育レベルの向上に貢献できるものと痛感した。

注

(1) Arnulf von Arnim (アルヌルフ・フォン・アルニム)

1947年に生まれ、5歳よりピアノを始め、フランクフルトのヨアヒム・フォルクマンとアウグスト・レオポルダーに師事。1970年にドイツ国民財団より奨学金を受け、パリのピエール・サンカンの下で研鑽を積む。また、1972～1976年まで、シュトゥットガルト音楽大学ではユルゲン・ウーデ、ドーラ・メッツガー、ギュンター・ルーエックに師事し、クラウディオ・アラウとウィルヘルム・ケンプのマスタークラスにも参加した。その間様々な国際コンクールで受賞し、注目を浴びる。1975年にはヴィオッティ国際音楽コンクール第1位、1976年カゼッラ音楽コンクール第3位、ジュネーブ国際音楽コンクール銅メダル、1977年にマリア・カナルス国際ピアノコンクール第3位、1978年ブゾーニ国際ピアノコンクールにて第3位を受賞。コンチェルトソリストとして、ヨーロッパ諸国、米国、日本、東南アジアに招かれ、1994年以来定期的に演奏旅行を行っている。また、多数の録音とCD録音を手がけ、ヨーロッパの多くの国においてラジオとテレビの録音を行った。

ルールピアノ音楽祭、ルートヴィヒスブルク音楽祭、シュヴェツィンガー音楽祭、チェンバー音楽祭、チェルボ音楽祭、シトカチェンバ国際音楽祭など数多くの音楽祭に出演。

室内楽においては、バイオリン奏者フランク・ピーター・ツィンマーマン、ウルフ・ホルシャー、クルト・ニッカネン、ヴァレリー・クリモフ、サシュコ・ガリロフ、またチェリストのジュリアス・バーガー、マリア・クリーゲル、イヴァン・モニゲッティ、デビッド・ゲリンガスと共演。また、ブロッキー四重奏団でも演奏を行う。

1980年デトモルト音楽大学ドルトムント校に教授に就任。退任後、ミュンヘン音楽大学特任教授を経て、現在エッセン芸術大学、武蔵野大学の各大学の客員教授を行う傍ら、フランクフルト音楽大学特任教授、ミュンスター音楽大学特任教授を務める。

2018年に大阪音楽大学客員教授に就任。(※チェルボ国際夏期講習会要項より引用)

(2) Myrto Aretaiou (ミルト・アレタイオウ)

1980年ギリシャのアテネ生まれ。2002年、パンティオン大学においてダンスと歌を学びつつ、文化研究科を卒業。2007年にベルリンのダン・アーモンアレクサンダーテクニク学校にて修了。アレクサンダー講師資格を取得。これまでにシビル・ヘイヴマン、イエフダ・クーパーマン、オデッセイ・ガボーの元で学ぶ。アテネでの個人開業のアレクサンダー・テクニクの教師を務めつつ、ヨアニナ大学、コダリー音楽院、アテネ音楽院にて非常勤講師として講座を務め、アレクサンダーテクニク講座を開講している。(※ザルツブルグ国際夏期講習会パンフレットより転記)

## 【報 告】

# 2018年度「鳥居知行ピアノリサイタル」研究成果報告 —奏法及び楽曲分析と演奏について—

鳥居知行

今回のリサイタルにおいては、主に二つの点について着目して研究を行った。一つ目としては、「音楽的な演奏を実現する為の合理的なピアノ奏法の追求」、そして二つ目としては、「楽曲分析を実際の演奏にどのように活かすか」というものである。以下それぞれの項目について述べる。

### 1. ピアノ奏法に関する一考察 —より音楽的な演奏のために—

長年に渡って様々な生徒や学生を指導して来たが、ピアノを音楽的に演奏する上で、最も重要な技術と私が感じていることを習得できていない者が大変多いと感じている。ところで、随分と前から日本人のピアノ演奏は正確であるが機械的であると言われて来た。日本人特有の気質的な問題もあるかも知れないが、ただ、弦楽器奏者などは歌心のある音楽的な演奏ができる人達も多く、更にソリストとして国際的に活躍している人もピアノ奏者に比べて圧倒的に多いと思われるので、一概に日本人としての気質の問題だけであるとは言い難い。私が思うに、これらの問題は、やはり日本のピアノ教育界における特有の問題であるように思える。

さて、ピアノの演奏技術の中で最も重要な技術とは何であろうか。学生にピアノを演奏する上で苦労していることを尋ねると、指が速く動かない、ミスタッチが多い、音量が出ないなどの答えが返って来ることが多いが、私が最も習得して欲しいと思っていることに関してはあまり気にしていないことが多い。ところで、機械的な演奏と音楽的な演奏の違いは何であろうか。一言で言うと、音楽的な演奏は音楽の根本である歌心が感じられる演奏であると言える。ただ、このことに関しては、皆、幼少期からのレッスンで「もっと歌うように弾きなさい」などと言われて来たはずである。では、歌うようにピアノを弾くとはどういうことであろうか。

まず、これについて考える為には、声とピアノの音の最も大きな違いは何であるかをしっかりと把握しておく必要がある。当然のことではあるが、ピアノの音は、音が出た瞬間から減衰するが、それに対して、声の方は自由に音量を変化させることができる。ただ、一音に関しては、このような現象となるが、実際のピアノ演奏では音は次から次へと鳴らされる。そして、この時に、それぞれの音の音量を微妙に変化させることによって、歌を感じさせる

演奏が可能となるのである。しかし、もちろん声で歌う感じと全く同一のようにはならない。なぜなら、現実としては、ピアノ演奏では鳴らされたそれぞれの音の音量は、常に直後から減衰しているからである。結局のところ、ピアノの発音原理は打楽器であり、それぞれの音は点のようなものである。それ故に、この点のような音に、微妙な音量の変化を前後の関係を良く感じとって付けることにより、これらの音を線として感じさせることが（特にレガートの場合）必要となる。更にピアノ演奏では単旋律のみを演奏するのではなく、ほとんどの場合、複数以上の音を鳴らしており、この場合、各音の音量のバランスも微妙に弾き分ける必要性がある。よって、音楽的な演奏をする為に最も必要とされる技術は、やはり各音の音量の微妙なコントロールの技術なのである。ピアノという楽器名の由来の通り（正しい名称はピアノフォルテであるが）この楽器は強弱のコントロールができる鍵盤楽器であり、この技術の習得が最も重要であると私は確信している。

さて、何度も述べたが、重要な点は「微妙な」コントロールという点である。「強く」「弱く」の変化など、誰でもできると思われる方も多いであろうし、実際、未熟な技術しかまだ持ち合わせていない者でも、このくらいのことは容易にできる。しかし、「微妙な」となると話は別である。ピアノの発音の仕組み自体は単純である。（もちろんアクションの機構自体は極めて複雑ではあるが。）キーを速く動かせばハンマーが速く動き、弦の振幅が大きくなり強音が出る。弱音にするには、キーをゆっくり動かせばハンマーの動きの速度が下がり、弦の振幅も小さくなり弱めの音となる。ただ、それだけである。音色に関しては、強弱に連動して変化するが、厳密に言えばもちろんそれだけではなく、キーを勢いよく下げた時にキーと鍵床との間で生じる打撃音などの影響なども関係する。

さて、では具体的にはどのようにすればキーの動作スピードを正確にコントロールすることができるのであろうか。まずは、指や手首、腕を動かすスピードをコントロールすることが大切になるが、それだけではキーの動作スピードを正確にコントロールすることはできないのである。実は、当然のことであるが、人は皆、物を動かす時には動かす物の重みを感じている。もちろん、このことは人間だけではなく動物も無意識に感じているはずである。しかし、なぜかピアノのキーを動かす時には、キーの重み（抵抗感）を正確に感じ取れていない者も多い。そして次に重要となるのが、物を動かす時には動き始めが最も動きにくいということを認識することである。ただし、ピアノのキーの場合はアクションの動きの抵抗感も関係してくるので、正確に言えば、もう少し複雑なものとなると言えるが、キーの動き自体は僅か1センチ余りなので、これについてはあまり留意する必要はないと思われる。

さて、結論は極めて単純である。キーを動かす時に感じるキーの重み（抵抗感）を良く感じ（特に初動時が重要）、その重みを指だけではなく、腕や上半身の重みで確実に受け止めること、このことを意識して訓練すれば、理論上は誰でも思い通りのスピードでキーを動かせるようになるはずである。重要な点は、例えば指のみの動きを使ったタッチの場合でも、動かしていない部分（掌、腕、上半身など）の重みをキーからの反作用を受け止める支えとして常に有効利用するということである。このようにして、思い通りのスピードでキーを動

かすことができれば、思い通りの強さ、音色を出すことができ、そして、頭の中で描いた理想の音楽を実際の音として表現することも、ずっと容易になるはずである。

2. 楽曲分析と演奏 —楽曲分析を演奏解釈に活かす方法について探る—

楽曲を分析することが実際の演奏にどのように役立つのかと疑問に感じている学生も多いように思われる。実際、曲を分析しただけでは、それを演奏に活かすことはできない。たとえばソナタ形式の楽曲の場合、どこが提示部、展開部、再現部、そしてどれが第一主題、第二主題ということを把握しておくことは重要なことであるが、ただ、それだけでは不十分である。更に重要なことは各動機がどのように発展、展開しているかを把握することである。一見、あまり音楽的に意味を感じない音型に見えても、それが先に提示されている動機から生まれているものだということが把握できた時、自ずと演奏は変化して来る。つまり、より意味深く演奏できるようになるのである。特に古典派のソナタの場合、音の動きは分散和音的や音階的な動きも多く、一見するとあまり意味を感じない動きに見えるが、動機の発展という見地から眺めれば、全く違う世界が見えて来るのである。

では、具体例として、今回のリサイタルで取り上げた作品の一つであるベートーヴェンのソナタ第3番 Op.2-3の第1楽章の冒頭部分を見てみることにする。

The image displays the first 14 measures of the first movement of Beethoven's Sonata No. 3, Op. 2, No. 3. The tempo is marked 'Allegro con brio'. The score is written for piano and includes dynamic markings such as *p*, *sf*, and *ff*. The first system (measures 1-7) shows the initial rhythmic patterns and dynamics. The second system (measures 8-13) features a triplet in the bass line and a fortissimo section. The third system (measures 14) continues with a rhythmic pattern of eighth notes.



まず、第1小節の4拍目から第2小節にかけての第1主題の音型 a (ファ、ミ、レ) と音型 b (レ、ソ) (なお、レは共通音) のファ、ミ、レ、ソに着目すると、第3小節から第4小節にかけては、この音型は、ソ、ファ、ミ、ドとなる。続く第5小節から第6小節にかけてはこの音型の音程は広がり、順次進行ではなく3度ずつの下行のレ、シ、ソ、ドとなり、第6小節から第7小節にかけてはそれが繰り返され、bの上行の音型は発展し、第7小節の3拍目から第8小節にかけてレ、ラ、レ、ソ、ミとなる。第6小節の2拍目に sf があるが、これは b の音型の終わりの音であるのと同時に第5小節の始めの音と同じであり、第5小節目の部分が1拍めではなく、2拍目から繰り返されているのである。前の部分の終わりの音と次の部分の始まりの音が共通の場合、始まりの表情を強調することが必要となることが多い。その為、ベートーヴェンはここに sf を記したのである。

さて、演奏者の立場から見ると、どうしても出だしの3度の重音トリルが大変弾きにくいために、そちらに目を奪われがちになるが、やはり重要な点は動機の発展に着目して演奏解釈するべきである。では、ここまでをどのように演奏するべきかである。ベートーヴェン自身は、強弱表示に関しては出だしに p、第5小節の頭に再び p、第6小節の2拍目に sf と表示しているだけである。とりあえず、出だしは気負うことなくリラックスして始めるべきである。そして、和声的には第1小節がトニック、第2小節がドミナントであるため、a、bの音型の処理はここでは開く気持ちで少し強め、そして、第3小節はドミナント、第4小節は再びトニックに戻るなので、ここは閉める気持ちで少し弱めとなるであろう。第5小節では、音型 a は、それまでの順次下行進行から3度ずつの跳躍下行進行に変化するので、全体としての強弱表示はピアノであるが、音型 a が変化したことを聴き手に理解させる為に、ほんの少し強調させることが必要となる。自然な流れの中でそれを行うためには、3拍

目のトリル的な動きは少しくレッシェンド気味にし、変化した音型 **a** をほんの少し強めに演奏する。第 6 小節の **sf** は前述したようにフレーズの始まりの表情を強調する為のものであるので、アクセント的に大きめの音量となるが、ここで重要となるのは、この部分の全体の強弱表示は **p** であるので、あくまで軽い強調になるように強すぎないことが大切である。音型 **b** が発展した音の動きとなる次の第 7 小節と第 8 小節には、スラーがそれぞれ付けられているので、ここでは音型 **b** ごとの歌い方にならずに、レガートでスラーのまとまりを感じて演奏するべきである。さて、第 8 小節の 4 拍目のバスの 3 連音符には、スタッカートが付けられているが、その前の 3 拍目の 3 連音符にはスタッカートはない。なぜ 4 拍目だけに付けられているかであるが、この 4 拍目のファ、ミ、レの音の動きは音型 **a** と同じであり、それを軽く強調する為にスタッカートの指示があるのであり、演奏者はそれを意識して若干強めの音量で、一つ一つの音を少し強調して演奏するべきである。

次の第 9 小節、第 10 小節では、第 5 小節、第 6 小節のソプラノに使われていた第一主題の動機の旋律がバスに現れる。更に興味深いのは、第 3 小節のソプラノの 4 拍目からの音型 **a** の動き（ソ、ファ、ミ）が音価を変えて第 9 小節、第 10 小節のソプラノに使われている点、そして内声のアルトには第 1 小節目の 1、2 拍目のソプラノのミ、レ、及びこの小節の 4 拍目の音型 **a** の下声部（アルト）のレ、ドの 2 度下行の動きが使われてある点である。演奏に関しては、バスの第一主題の動機は良く意識して歌うことが必要であるが、それだけにとらわれずに、他の声部も 3 度、及び 2 度下行の動きの意味を感じて演奏することが大切である。

13 小節目からは推移部と捉えられると思うが、ここで突然上行アルペジオ的な動きが現れる。一見、それまでの部分と全く関係のないものが使われているように見えるが、第 5 小節、第 6 小節のソプラノの 4 拍目、および第 9 小節、第 10 小節のバスの 4 拍目の変化した音型 **a**（レ、シ、ソ）の下行アルペジオに着目するとその反行型であることが分かる。このレ、シ、ソの音型はここで 4 回使われているゆえに聴き手の耳には大変印象的に残るのであり、そのエネルギーを利用して、今度は **ff** で上行アルペジオに変化するのである。また第 13 小節からの左手で奏する音はリズム的には音型 **a** と共通しており、関連性を感じ取ることができる。第 15 小節、第 16 小節では 2 度ずつの下行音型が使用されているが、これは音程およびリズム的にも明らかに音型 **a** から派生したものである。なお、校訂版の中には、この 2 度下行音型ごとにベートーヴェン自身は付けていないスラーを書き加えてある版もあるが、これが音型 **a** から派生したものと考えると、演奏解釈的には、やはりノンレガートで弾くべきであると思う。また、これが音型 **a** から派生したものと理解できれば、ここで 2 小節間に渡って 8 回繰り返されるこの音型をよりエネルギーに演奏できるはずである。また、第 19 小節では、左手の音は 2 拍目より和声の変化を作る為に、前の部分の反行型である上行音型に変化している。よってエネルギーにだけでなく、よりニュアンス豊かに演奏することが求められる。第 21 小節、第 23 小節では右手の第 4 拍目にトリルが後打音を伴って出て来るが、第 1 主題の出だしの重音トリルとの関連性も考えら

れる。(音程進行は若干異なるが) 第 22 小節の 3 拍目から第 23 小節の 1 拍目、同じく第 23 小節の 3 拍目から第 24 小節の 1 拍目にかけて、ソプラノにファ、ミ、レの下行進行の動きが出て来るが、これは第 1 小節の音型 a と同じ音程であり、この進行を聴き手に印象付ける為にも生き生きとした表情が必要となる。また音型 a のように順次下行進行で 3 度下がるのではなく、2 度ずつに区切ってスラーが付けられており、2 度ずつの下行進行をより意識して演奏することが大切である。その後、ここで停滞気味になった音程の動きが一気に解き放たれて 16 分音符による急速な下行音階となるのである。故にベートーヴェンはここに **ff** と記しているのであり、この下行音階は極めてエネルギッシュに奏されなければならない。

さて、ここまで第 1 楽章の冒頭部分を例として挙げ、分析と演奏について考察したが、このように分析と演奏は密接に関連付けられなければならない、決して分析のみで終わってはならないのである。今回のリサイタルにおいてはこのような方法で演奏解釈を試みたが、結果としては、より説得力のある演奏ができたのではないかと思える。聴き手の方々からも、「大変理解しやすい演奏であった」「ベートーヴェンの初期のソナタの魅力を再認識した」など良好な評価を頂くことができた。今後もこのような方向性で研究活動、及び教育活動に取り組んでいきたい所存である。

#### 楽譜

Beethoven Klaviersonaten I Herausgeben von Hans Schmidt 1971 G.Henle Verlag  
München·Duisburg

大阪音楽大学大学院音楽研究科  
修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目  
(2018年度)

修士演奏の曲目及び修士演奏に関する論文の題目

1. 声楽専攻(オペラ) ..... 東 里桜  
(演奏曲名)  
Giuseppe Verdi ジュゼッペ・ヴェルディ  
LA TRAVIATA  
  
(論文名) ヴェルディ《ラ・トラヴィアータ》—初演の失敗とその後の成功—
2. 声楽専攻(オペラ) ..... 福田 暁子  
(演奏曲名)  
Vincenzo Bellini ヴィンチェンツォ・ベッリーニ  
I CAPULETI E I MONTECCHI  
  
(論文名) ベッリーニ《カプレーティとモンテッキ》  
—最終幕におけるヴァッカイ《ジュリエッタとロメオ》との比較—
3. 声楽専攻(オペラ) ..... 山村 麻依  
(演奏曲名)  
Giacomo Puccini ジャコモ・プッチーニ  
LA BOHÈME  
  
(論文名) オペラ《ラ・ボエーム》における —ミュージカル「RENT」との比較を中心に—
4. 声楽専攻(オペラ) ..... 湯浅 貴斗  
(演奏曲名)  
Richard Wagner リヒャルト・ヴァーグナー  
DER FLIEGENDE HOLLÄNDER  
  
(論文名) リヒャルト・ヴァーグナー《さまよえるオランダ人》～愛による「救済」の意味～
5. 声楽専攻(歌 曲) ..... 片山 美穂  
(演奏曲名)  
J.Marx /Japanisches Regenerlied  
A.Schoenberg/Schenk mir deinen goldenenKamm, op.2-2

R.Strauss /Waldseligkeit, op.49-1  
 J.Marx /Waldseligkeit  
 J.Marx /Selige Nacht  
 A.Berg /Liebesode  
 A.Schoenberg/Pierrot Lunaire Dreimal sieben Gedichte aus Albert Girauds, op.21Valse de Chopin  
 J.Marx /Valse de Chopin  
 A.Zemlinsky /Walzer Gesänge nach toskanischen Volksliedern, op.6  
 I . Liebe Schwalbe  
 II . Klagen ist der Mond gekommen  
 III . Fensterlein,nachts bist du zu  
 IV . Ich gehe des Nachts  
 V . Blaues Sternlein  
 VI . Briefchen schrieb ich

(論文名) アルベール・ジロー『月に憑かれたピエロ』によるウィーンの歌曲  
 —ヨーゼフ・マルクスとアルノルト・シェーンベルクの比較研究—

6. 器楽専攻(ピアノ) ..... 池田 佑香  
 (演奏曲名)

Frédéric François Chopin フレデリック・フランソワ・ショパン  
 ポロネーズ第 11 番ト短調 KK II a-1  
 マズルカ作品 68-1,2,3  
 Frédéric François Chopin=Franz Liszt フレデリック・フランソワ・ショパン=フランツ・リスト  
 「6 つのポーランドの歌」S.480 R.145 より  
 1. 乙女の願い  
 Frédéric François Chopin フレデリック・フランソワ・ショパン  
 スケルツォ第 1 番ト短調作品 20  
 ポロネーズ第 5 番嬰へ短調作品 44  
 マズルカ作品 68-4

(論文名) ショパン 作品に託した想い —ポロネーズ、マズルカ、歌曲に関する—考察—

7. 器楽専攻(ピアノ) ..... 青山 理紗子  
 (演奏曲名)

Frédéric François Chopin フレデリック・フランソワ・ショパン  
 24 の前奏曲 作品 28

(論文名) ショパン独自の調性格論を探る試み—《24 の前奏曲》作品 28 の分析・解釈を中心に—

8. 器楽専攻(ピアノ) ..... 造座 千晴  
(演奏曲名)

Franz Liszt フランツ・リスト

「伝説」より第2番 “水の上を歩くパオラの聖フランチェスコ” S.175-2

ピアノ・ソナタ ロ短調 S.178

(論文名) F.リスト《ピアノ・ソナタ ロ短調》S.178 の演奏解釈の研究

—既存の解釈版の比較・検討と自身の解釈版の作成を通して—

9. 器楽専攻(ピアノ) ..... 中島 玲美  
(演奏曲名)

Johannes Brahms ヨハネス・ブラームス

ピアノ・ソナタ 第1番 ハ長調 作品1

4つの小品 作品119

(論文名) ブラームスの原点としてのピアノ・ソナタ第1番—創作全体から見た作品解釈の試み—

10. 器楽専攻(ピアノ) ..... 水谷 知夏  
(演奏曲名)

Robert Schumann ロベルト・シューマン

蝶々 作品2

森の情景 作品82

暁の歌 作品133

(論文名) ロベルト・シューマンの後期作品にみられる簡素化—《森の情景》から《暁の歌》へ—

11. 器楽専攻(管弦打) ..... 崔 勝貴  
(演奏曲名)

Heitor Villa-Lobos エイトル・ヴィラ＝ロボス

ファンタジア

Anton Webern アントン・ウェーベルン

四重奏曲 作品22

Diana Rotaru ディアナ・ロタル

シャクティ

(論文名) ディアナ・ロタルとアジア —《シャクティ》の構想と受容を中心に—

[作曲者名、演奏曲名は修士演奏会のプログラムに基づく。また、論文名は本人記載の題目届に拠る。]

## 2019年度 研究助成報告

### 研究助成

#### 芸術研究

- ・ 松田昌恵 松田昌恵 ソプラノ・リサイタル  
(2019年5月8日(水)19:00  
あいおいニッセイ同和損保 ザ・フェニックスホール)  
2020年1月24日 報告書提出
- ・ 油井美加子 油井美加子 ピアノリサイタル  
(2019年10月30日(水)19:00 兵庫県立芸術文化センター小ホール)  
2019年12月23日 報告書提出

実施日順





執筆者一覧（掲載順）

井口 淳子（音楽学）	植 朗子（外国語）
廖 修雅（教養教育）	園田 葉子（教職）
北野 裕司（ピアノ）	木村 綾子（ピアノ）
鳥居 知行（ピアノ）	

研究委員会構成員（五十音順）

住谷 秀夫	竹田 和子
*谷口 真生子	土井 緑
西村 理	羽鳥 三実広
松本 昌敏	

\*印は編集代表

---

研究紀要 第五十八号

2020年3月1日 発行  
(2020年3月31日 WEB公開)

編集 研究委員会

発行

大阪音楽大学  
大阪音楽大学短期大学部  
〒561-8555  
大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号  
電話 06-6334-2136  
URL : <http://www.daion.ac.jp/>

---

ISSN 0286-2670

BULLETIN  
OF  
OSAKA COLLEGE OF MUSIC

Vol. LVIII

2019

---

Contents

Summaries ..... (1)

**Articles**

Music as Community Art

“World Music Workshop at Shonai” (2014-2019) ..... IGUCHI Junko ..... (8)

Uncanniness in Haruki Murakami's Collection of Short Stories, “The Ghost of Lexington”

..... UE Akiko ..... (25)

Assessing the Regulation of Foreign Workers in Taiwan ..... LIAO Hsiuya ..... (38)

**Notes**

Reducing Students’ Feelings of Inadequacy and Increasing Their Confidence and Motivation by Using  
ICT Equipment with Their Personal Smartphones During Practical Instruction at Teacher Training  
Courses

..... SONODA Yoko ..... (67)

**Reports**

Solo Recitals in Texas, USA

- Explanation of Performance Program, and Philosophy of "Flexibility" in Performance –

..... KITANO Yuji ..... (80)

Beihilfe für den kurzaufenthalt im Ausland 2019 ..... KIMURA Ayako ..... (86)

A Report of Achievement Through Studying for "Tomoyuki Torii Piano Recital 2018":

On Playing Method and Musical Analysis in Relation to Performance

..... TORII Tomoyuki ..... (100)

---

Published by  
**Osaka College of Music**  
**Osaka Junior College of Music**  
**Osaka**  
**JAPAN**